

医歯学総合研究科
修士課程
医歯理工保健学専攻
医療管理政策学（MMA）コース
履修要項

2020 年度

東京医科歯科大学大学院

目 次

1. 医療管理政策学（MMA）コースの概要	1
2. 修了要件及び履修方法	5
3. 2020年度医療管理政策学（MMA）コース授業時間割	11
4. 授業科目	13
系名：1. 医療政策	
(1) 医療提供政策論：4011	18
(2) 医療社会政策論：4012	20
(3) 世界の医療制度：4013	22
(4) 医療保険論：4014	24
(5) 医療計画制度：4016	26
(6) 医療産業論：4017	28
(7) 医療経済論：4018	30
(8) 先端医療技術・産学連携：4019	32
(9) 介護保険・地域医療政策論：4020	34
系名：2. 医療の質確保とリスク管理	
(1) 医療と社会の安全管理：4021	36
(2) 医療機関リスク管理：4022	38
(3) 医療のTQM：4023	40
(4) 医療機能評価：4024	42
系名：3. 医療関連法規と医の倫理	
(1) 医療制度と法：4031	44
(2) 医事紛争と法：4032	46
(3) 生命倫理と法：4033	48
系名：4. 病院情報とセキュリティ	
(1) 病院情報管理学：4041	50
(2) 診療情報管理学：4042	52
(3) IT時代の医療診断システムとセキュリティ：4043	54
系名：5. 医療の国際文化論	
(1) 医療思想史：4051	56
(2) 世界の文化と医療：4052	58
(3) 世界の宗教と死生観：4053	60

系名：6. 施設設備と衛生管理

(1) 病院設計・病院設備：4061	62
(2) 衛生工学・汚染管理：4062	64

系名：7. 経営戦略と組織管理

(1) 戦略と組織：4071	66
(2) 財務・会計：4072	68
(3) 医療の人間工学：4073	70

系名：8. 人的資源管理と人材開発

(1) 人的資源管理：4081	72
-----------------------	----

系名：9. 医療における情報発信

(1) 医療とコミュニケーション：4091	74
(2) 医学概論：4093	76

系名：10. 臨床疫学

(1) 臨床研究・治験：4101	78
(2) 健康情報データベースと統計分析：4102	80

5. 諸規則

○東京医科歯科大学大学院学則	84
○東京医科歯科大学大学院履修規則	100
○東京医科歯科大学学位規則	117
○東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科委員会修士 （医療管理学・医療政策学）に係る学位論文審査及び試験内規	123
○東京医科歯科大学大学院学位論文審査基準	129
○東京医科歯科大学大学院GPA制度に関する要項	130
○東京医科歯科大学における学生の懲戒に関する申合せ	132
6. 学生周知事項	142
7. 諸手続き	146
○履修登録科目取消願	150
○授業欠席届	151
8. 学内主要施設	152
9. 校内案内図	152

1. 医療管理政策学(MMA)コースの概要

○背景

近年、医療を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、医療サービスの管理運営や医療政策の実務において、高度な学術的知識と技術を備えた人材が必要となっている。米国における医療サービスの管理運営では、MBA (Master of Business Administration) の学位を持つ者が携わることがあるが、医療制度の異なる我が国においては、医師が医療機関の運営に携わることが従来からの慣行であった。

しかし、医療の高度化と複雑化に対応するためには、医療機関の運営や医療政策の実務に役立つ専門知識が必須である。即ち、効率的でかつ患者中心の医療を国際的な水準で提供し、国際化に伴う健康危機に円滑に対応するには、医学知識とともに医療組織を管理するマネジメント能力が必要となってきた。

そこで、質の高い医療サービスを提供するための戦略的な管理運営を行う知識と技能を備えた医療管理政策に携わる専門職の養成を図るべく、病院管理者ならびに医療政策等の立案に携わる社会人を対象に、四大学連合（東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学）による本コースを開設するに至った。

○特色

少子高齢化を背景とする国民医療費・社会保障費の高騰、良質で安全な医療サービスの提供の必要性、競争原理の一肩の導入、国際化・グローバル化する医療経営環境、患者の主体性の重視等、医療を取り巻く社会環境が急速に変化している。このような状況にあって、今後の医療機関運営では、医学だけでなく医療サービス管理と政策の高度な知識と技術が必要である。

本コースは、医療管理並びに医療政策の分野において指導的立場で活躍する人材の養成を図り、医療サービスに関わる社会的ニーズに応えようとするものである。急速な制度改革、グローバル化が進む医療の分野にあって、患者中心のより良い医療を効率的に提供できる社会システムの構築に寄与する人材を輩出しようとするものである。

○社会的ニーズ

現在、我が国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、疾病構造の変化、医療技術等の進歩による国民医療費の増大などで急速に変化しつつある。また、医療に対する国民のニーズは多様化し、医療の質の確保や医療事故の防止が目下の急務となっている。これらの医療環境の変化に対応するには、医療機関の経営方法が大きな問題となってきた。

また、医療施設の機能分化も進み、民間の品質管理の手法も導入され、医療機能評価機構による医療施設の第三者評価を受ける施設も増加してきている。

こうしたなか、各医療機関の管理者は、安全対策の強化、EBM (Evidence-Based Medicine) の遂行インフォームド・コンセントやカルテ開示等による医師と患者の関係、電子カルテによる IT 技術の導入とその運営方法など、社会的にも経営的にも大きな変革を求められてきている。

医療環境や各種報告されている医療の方向性等を正確に認識し、良質の医療を提供するためには、医療関連分野を網羅した包括的な研究・教育が必要である。そのためには、幅広い周辺諸科学の知識を持つ、医療機関の管理運営責任者、及び科学的根拠に基づいた政策の立案・実施・評価を行う専門家の養成が急務となっている。

人材育成目標

医療管理政策学コースは医療サービスに関わる社会的ニーズに応えるため、指導的立場で活躍する人材養成課程を基に医療管理ならびに医療政策の分野において、患者中心のより良い医療を効率的に提供できる社会システムの構築に寄与する人材を育成する。

アドミッションポリシー

本学の掲げる幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材を育成するという教育理念の下、本学大学院修士課程医歯理工保健学専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能、目的意識・意欲等を備えた学生を求めます。

- ・医療管理政策学を学習するのに必要な基礎知識又は実務経験を有し、医療管理政策の展望について自らの考えを論理的に表現することができ、さらなる専門知識を体系的・集中的に学びとる意欲を有している。

カリキュラムポリシー

本学大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻医療管理政策学コースでは、ディプロマポリシーに掲げる目標を達成するために、教育課程を編成するにあたっては、教育内容、教育方法、学習成果の評価方法等を以下のように設定する。

修士（医療管理学）

1) 医療管理の理解・実践・展開に必要な10系統の領域（医療政策、医療の質確保とリスク管理、医療関連法規と医の倫理、病院情報とセキュリティー、医療の国際文化論、施設設備と衛生管理、経営戦略と組織管理、人的資源管理と人材開発、医療における情報発信、臨床疫学）に関し基礎から実務にわたる科目を設け講義・演習を行う。また、研究能力、論理的に分析・解決する能力、学問的成果を論理的にまとめる能力を養うため課題研究科目を設ける。

2) 教育形態は少人数クラスで専門家による双方向講義を中心とするが、演習も含んだ構成となっている。また、e-learning教材も整備されており、補助的に利用する。医療管理学について高度で広範囲な研究を行い、それを課題研究報告書として纏めるための研究指導を行う。

3) 学習成果の評価は、各授業科目のシラバスにおいて、到達目標、授業計画、成績評価基準・方法を明確に示し、科目ごとの小テストあるいはレポートにより評価する。また、課題研究科目については課題研究報告書の内容につき最終試験を実施する

修士（医療政策学）

1) 医療政策の理解・実践・展開に必要な10系統の領域（医療提供政策、医療社会政策、医療保険政策、医療計画制度、医療と社会の安全管理、医療機関におけるリスク管理、医療機能評価、医療関連法規、病院情報とセキュリティ、医療思想と国際文化論、施設設備と衛生管理）に関し基礎から実務にわたる科目を設け講義・演習を行う。また、研究能力、論理的に分析・解決する能力、学問的成果を論理的にまとめる能力を養うため修士論文の作成を行う。

2) 教育形態は少人数クラスで専門家による双方向講義を中心とするが、演習も含んだ構成となっている。また、e-learning教材も整備されており、補助的に利用する。医療政策学について高度で広範囲な研究を行い、それを修士論文として纏めるための研究指導を行う。

3) 学習成果の評価は、各授業科目のシラバスにおいて、到達目標、授業計画、成績評価基準・方法を明確に示し、出席点や科目ごとの小テストあるいはレポートにより評価する。また、修士論文の内容につき最終試験を実施する。

ディプロマポリシー

本コースでは、次のような能力・資質を見につけていると認められた者で、かつ所定の単位を収め、本専攻が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士（医療管理学）（医療政策学）の学位を授与する。

修士（医療管理学）

1) 医療の高度化と複雑化に対応するために必要な幅広い専門知識を修得し、質の高い医療サービスを提供するために必要な戦略的な管理運営を行う知識と技能を修得している。

2) 医療現場の問題点を分析し具体的な対策を組み立て改善することのできる能力と、今後の問題発生を予知しプロアクティブに対応する創造力を身に付けている。

3) 調査分析結果をバイアスなく提示できる論理的表現能力を有している。

4) 本コース終了後も、継続して知識を習得する能力および問題解決能力を備えている。

5) 組織における医療管理的リーダーとしての素養および組織の意思決定・業務遂行でのコミュニケーション能力を有している。

6) 国際協力を含めて、社会全般に対しての医療管理に関する情報提供、業務支援の能力を有している。

修士（医療政策学）

1) 医療環境の変化に伴う医療提供体制ならびに患者ニーズの高度化と複雑化に対応するために必要な幅広い専門知識を修得し、本格的な少子高齢社会を迎えているわが国の今後の医療政策の最適解を提示するために必要な知識と技能を修得している。

2) 現行の医療政策の問題点を分析し具体的な改善方策を提示する能力を具備している。

3) 医療政策を分析する上で論理的思考能力および表現能力を有している。

4) 本コース終了後も、継続して知識を習得する能力および問題解決能力を備えている。

5) 組織において適用される医療政策の分析および立案に関して指導的素養および組織のコミュニケーション・意思決定・事業遂行能力を有している。

6) 国際協力を含めて、社会全般に対しての医療政策に関する情報提供、業務支援の能力を有している。

2. 修了要件及び履修方法

1. 修了要件

・医療管理学コース

本コースに1年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、所定の試験に合格すること。

・医療政策学コース

本コースに2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、所定の試験に合格すること。

2. 履修方法

履修登録は、所定の期間内に登録の手続きを行わなければならない。履修登録の受付は統合教育機構学務企画課大学院教務第二係にて行う。

履修科目について

本コースにおいて修得すべき30単位の履修方法は、次のとおりとする。

・医療管理学コース

- ① 医療管理学コースの必修科目16科目のうち13科目以上、その他の科目とあわせて合計22単位以上を履修し、課題研究8単位を履修する。
- ② 履修科目の変更は原則として認めない。

・医療政策学コース

- ① 医療政策学コースの必修科目13科目のうち11科目以上、その他の科目とあわせて合計22単位以上を履修し、課題研究8単位を履修する。
- ② 履修科目の変更は原則として認めない。
- ③ 履修科目を追加する場合は、各年度当初に履修登録を受け付ける。

3. 成績

1) 成績評価について

授業科目の成績は、以下の基準に従い、A+、A、B、Cを合格、D、Fを不合格とする。

評価	GP	評価基準
A+	4	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した
A	3.5	当該科目の到達目標を全て達成した
B	3	当該科目の到達目標を概ね達成した
C	2	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した
D	1	当該科目の到達目標を達成していない
F	0	到達目標の達成度を評価できない

2) GPAについて

GPAとは、履修した各科目の成績評価に対して、それぞれポイント（GP）を定め、成績の平均値を示す成績評価結果の表示方法のひとつである。
GPAは当該年度のものと同累積のものを算出するが、成績証明書には累積GPAを表示するものとする。

I. GPA算出方法

※小数点第3位を四捨五入して、小数第二位まで求める。

累 積
GPA

=

(4×A+得単位数+3.5×A取得単位数+3×B取得単位数+2×C取得単位数+1×D取得単位数)

総履修登録単位数

II. 履修取消について

履修取消とは、一旦履修登録した科目を大学の定める一定期間※に本人からの請求により、履修を取り消すことをいう。履修取消を行った科目に関しては、GPAには算入されず、成績証明書にも記載されない。
履修取消の手続きは、所定の様式（履修登録科目の取消願）により統合教育機構学務企画課大学院教務第二係に提出する。なお、期間内に履修取消の手続きを行わない場合には、当該授業科目の成績を「不可」とする。

※ 履修取消の期間は、3日目の講義が開始されるまでとする。

4. 講義時間

MMAの講義は18時以降の時間帯に行う。

時限	MMA 1時限目	MMA 2時限目
授業時間	18:00～19:30	19:40～21:10

※授業に出席する際には、講義室入口横に設置されている出席管理端末のタッチパネルに必ず学生証をかざすこと。

5. 講義室、実習室

講義は大学院講義室2で行われるので、講義室の場所を把握しておくこと。
また、MMA院生共同研究室（MMA図書室）を利用することができる。
なお、講義室等に個人の所有物などを放置しないように注意すること。

湯島地区	M&Dタワー13階	大学院講義室2
	M&Dタワー12階	MMA院生共同研究室 (MMA図書室)

開設科目及び修得単位一覧表

系名	科目名	科目 コード	単位数	必修科目	
				医療管理	医療政策
	課題研究	4000	8	○	○
1. 医療政策	1 医療提供政策論	4011	1	○	○
	2 医療社会政策論	4012	1		○
	3 世界の医療制度	4013	1		○
	4 医療保険論	4014	2	○	○
	5 医療計画制度	4016	1		○
	6 医療産業論	4017	2		
	7 医療経済論	4018	2		
	8 先端医療技術・産学連携	4019	1	○	
	9 介護保険・地域医療政策論	4020	1		
2. 医療の質確保と リスク管理	1 医療と社会の安全管理	4021	1		○
	2 医療機関リスク管理	4022	1	○	○
	3 医療のTQM	4023	1	○	○
	4 医療機能評価	4024	1	○	○
3. 医療関連法規と 医の倫理	1 医療制度と法	4031	1		○
	2 医事紛争と法	4032	1	○	
	3 生命倫理と法	4033	1	○	
4. 病院情報とセキュリティ	1 病院情報管理学	4041	1	○	○
	2 診断情報管理学	4042	1	○	
	3 IT時代の医療診断システムとセキュリティ	4043	1		
5. 医療の国際文化論	1 医療思想史	4051	1		○
	2 世界の文化と医療	4052	1		
	3 世界の宗教と死生観	4053	1		
6. 施設整備と衛生管理	1 病院設計・病院設備	4061	1	○	○
	2 衛生工学・汚染管理	4062	1	○	
7. 経営戦略と組織管理	1 戦略と組織	4071	1	○	
	2 財務・会計	4072	1	○	
	3 医療の人間工学	4073	1	○	
8. 人的資源管理と人材開発	1 人的資源管理	4081	1	○	
9. 医療における情報発信	1 医療とコミュニケーション	4091	1		
	2 医学概論	4093	1		
10. 臨床疫学	1 臨床研究・治験	4101	1		
	2 健康情報データベースと統計分析	4102	1		

「科目ナンバリング」について

1. 科目ナンバリングとは

科目ナンバリングは、授業科目に適切な番号を付けて分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みのことです。

本学大学院では、科目ナンバリングにより授業科目に付された特定の記号及び数字のことを「**科目ID**」と呼び、シラバスの各科目のページに掲載しています。

なお、同じく各科目のページに掲載されている「**科目コード**」は、主に履修登録の際などに使用されます。

2. 「科目ID」の構成

G H — a 3 0 0 1 — L

① ② ③ ④ ⑤

各桁の意味

①授業開設部局名

部局名	コード
大学院	G

②専攻・コース名等

専攻・コース名等	コード
医歯理工保健学専攻	H
医歯理工保健学専攻医療管理政策学コース	A
医歯理工保健学専攻グローバルヘルスリーダー養成コース	P
医歯学専攻	M
生命理工医療科学専攻	B
東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻	J
東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻	I
看護先進科学専攻	N
共同災害看護学専攻	D
大学院共通科目	C

③レベル

レベル	コード
大学院共通科目 学部生先取履修対象科目	a
修士課程における発展的な内容の科目、または 修士論文の作成にあたり履修する論文(研究)指導等の科目	b
博士課程における発展的な内容の科目、または 博士論文の作成にあたり履修する論文(研究)指導等の科目	c
5年一貫制博士課程における発展的な内容の科目、または 博士論文の作成にあたり履修する論文(研究)指導等の科目	d
その他	e

④科目コード

各専攻で開講している授業科目の通し番号(4桁)

⑤授業形態

授業形態	コード
講義	L
演習	S
実習	E
論文指導・研究指導	T
その他	Z

2020年度 MMAコース授業科目時間割

月	日	時限	月	火	水	木	金	土	日	整理 番号	管理 必修	政策 必修	担当 大学	科目担当(責任)教員	備 考
4月	1～3														
	6～10			オリエンテーション											
	13～17	1 2		1.1 医療提供政策論			1.1 医療提供政策論			1.1	○	○	A	医歯大 河原 和夫	
	20～24	1 2		1.2 医療社会政策論			1.2 医療社会政策論			1.2		○	D	一橋大 白瀬 由美香	
	4/27～5/1	1 2		9.2 医学概論	第 日					1.4	○	○	D	一橋大 佐藤 主光	4/14,21,28,5/12,19,26,6/20の火曜日(医療保険論)
	4～8	1 2		第 日			9.2 医学概論			9.2			A	医歯大 高瀬 浩造	
5月	11～15	1 2													
	18～22	1 2		2.1 医療と社会の安全管理			2.1 医療と社会の安全管理			2.1		○	A	医歯大 河原 和夫	
	25～29	1 2		2.2 医療機関リスク管理			2.2 医療機関リスク管理			2.2		○	A	医歯大 高橋弘充	
										1.6			D	一橋大 佐藤 主光	6/5,12,19,26,7/3,10,17の金曜日(医療産業論)
	1～5	1 2		9.1 医療とコミュニケーション			9.1 医療とコミュニケーション			9.1			B	東外大 岡田 昭人	
	8～12	1 2		2.4 医療機能評価						2.4		○	A	医歯大 河原 和夫	
6月	15～19	1 2		3.1 医療制度と法						3.1		○	D	慶應大 磯部 哲	
	22～26	1 2		4.3 IT時代の医療診断システムとセキュリティ			◇1.6 医療産業論			4.3			C	東工大 小尾 高史	
	6/29～7/3	1 2		9.1 医療とコミュニケーション			4.1 病院情報管理学			4.1		○	A	医歯大 高瀬 浩造	
	6～10	1 2		3.3 生命倫理と法						3.3		○	D	慶應大 磯部 哲	
	13～17	1 2		4.2 診療情報管理学						4.2		○	A	医歯大 伏見 清秀	
	20～24	1 2		4.1 病院情報管理学	第 日										
7月	27～31	1 2		1.5 医療計画制度						1.5		○	A	医歯大 河原 和夫	
	17～21	1 2		3.2 医事紛争と法						3.2		○	D	一橋大 滝沢 昌彦	
	24～28	1 2		1.3 世界の医療制度						1.3		○	A	医歯大 河原 和夫	
	8/31～9/4	1 2		5.1 医療思想史						5.1		○	B	東外大 吉本 秀之	
	7～11	1 2		5.2 世界の文化と医療			5.3 世界の宗教と死生観			5.2			B	東外大 真島 一郎	
	14～18	1 2		5.3 世界の宗教と死生観			5.2 世界の文化と医療			5.3			B	東外大 土佐 桂子	
9月	21～25	1 2		第 日			6.1 病院設計・病院設備			6.1		○	C	東工大 藤井 晴行	
	9/28～10/2	1 2		6.1 病院設計・病院設備	9.2 医学概論					1.7			D	一橋大 佐藤 主光	10/2,9,16,23,30,11/6,13,12/4の金曜日(医療経済論)
	5～9	1 2		6.2 衛生工学・汚染管理						6.2		○	C	東工大 湯浅 和博	
	12～16	1 2		7.1 戦略と組織						7.1		○	D	一橋大 荒井 耕	
	19～23	1 2		7.2 財務・会計			◇1.7 医療経済論			7.2		○	D	一橋大 荒井 耕	
	26～30	1 2		7.3 医療の人間工学						7.3		○	C	東工大 青木 洋貴	
10月	2～6	1 2		特別講義	第 日		特別講義								
	9～13	1 2		1.8 先端医療技術・産学連携						1.8		○	A	医歯大 小池竜司	
	16～20	1 2		8.1 人的資源管理			特別講義			8.1		○	D	一橋大 荒井 耕	
	23～27	1 2		第 日			2.3 医療のTQM			2.3		○	A	医歯大 高瀬 浩造	
	11/30～12/4	1 2		10.2 健康情報データベースと統計分析			◇1.7 医療経済論			10.2			A	医歯大 高瀬 浩造	
	7～11	1 2		10.1 臨床研究・治験						10.1			A	医歯大 小池竜司	
12月	14～18	1 2		1.9 介護保険・地域医療政策論						1.9			A	医歯大 河原 和夫	

※ 1時限は18:00～19:30、2時限は19:40～21:10

※ 科目担当大学の記号は次のとおり

A ……東京医科歯科大学担当科目	C ……東京工業大学担当科目
B ……東京外国語大学担当科目	D ……一橋大学担当科目

授業科目一覧

1. 医療政策						必修科目	
科目	1. 医療提供政策論	科目コード	4 0 1 1			医療管理	医療政策
担当責任教員	河原 和夫（東医歯大）	単位	1	担当大学	A		
過去の政策の検証及び内外の政策の比較研究を行うことにより、我が国特有の医療環境や社会制度のもと、国民の福祉向上のためにどのような政策を提示し、選択するかについての講義を実施する。その内容は、国民医療に与えた医療制度に関する根本的理解、現在の社会資源のもと病院運営を行う上で、最も効率的な選択について医療制度面からの検証、政策の実現手段である厚生労働省をはじめとする中央官庁の基本的政策の理解を目指すものである。(1)医療制度史:救済政策を含めて我が国は、長い伝統的な医療提供の歴史を有してきた。しかし、1874(明治7)年の「医制」発布が我が国の近代的医療制度が確立した時期である。その後、健康保険等を設立し、1961(昭和36)年に「国民皆保険」制度を確立した。こうした医療制度の変遷が、国民医療に与えた影響などについての講義を行う。(2)病院経営:多くの医療機関にとって経営は重要な問題である。同時に医療提供体制を維持していくためにも安定的な経営は不可欠である。医療経営の問題について考察する。(3)保険者機能:いわば医療費の支払い者側から医療を捉えることは重要である。加えて保険者機能の在り方について考える。						○	○
科目	2. 医療社会政策論	科目コード	4 0 1 2			医療管理	医療政策
担当責任教員	白瀬 由美香（一橋大）	単位	1	担当大学	D		
医療現場にかかわる行政・企業・医療機関などは、数年を単位として繰り返される制度変更により振り回されがちであり、長期的な視点を持つことは非常に難しいかもしれない。だが、医療や介護を含め、私たちが暮らす社会には、30年～50年、場合によっては100年という長期の時間をかけて変化していく部分があり、それが社会システムを規定する基盤となっている。本講義では、長期的かつ大きな視点から社会構造を踏まえてケア(医療・介護)およびケア政策を捉える観点を養うことを目的として、講義・ディスカッションを進めていく。						○	
科目	3. 世界の医療制度	科目コード	4 0 1 3			医療管理	医療政策
担当責任教員	河原 和夫（東医歯大）	単位	1	担当大学	A		
世界各国の医療制度を理解するには、わが国の制度を詳細に理解することが前提となる。わが国は国民皆保険制度を運用しているが、国や地域のHealth Systemは、資源、組織、財政的基盤、マネジメント、サービス提供の各要素により特徴づけられる。英国などは税方式で医療制度を運用し、ドイツ、フランス等は公的社会保障により医療サービスを国民に提供している。また、米国は民間保険が主体であり、シンガポールのように貯蓄システムを採用している国もある。隣国に位置する中国の医療の発展からも目が離せない。先進国、開発途上国を問わず医療制度はその国の政治、経済、文化、人口構成などの影響を受け、それぞれの国で独自の制度が発展しており、どの制度にも長所、短所がある。講義では、わが国の医療制度の特徴を十分に理解した上で、各国の制度の特徴や問題点や課題について対処すべき政策等を考える。						○	
科目	4. 医療保険論	科目コード	4 0 1 4			医療管理	医療政策
担当責任教員	佐藤 主光（一橋大）	単位	2	担当大学	D		
高齢化の進展とともに我が国の医療費・介護費用は増加の一途を辿っている。これらの費用の多くは公的な医療保険、介護保険によって賄われているが、今後、こうした公的保険制度が破綻することなく国民に保険サービスを提供し続けられるのかどうかについては不安視する向きもある。人間は一人一人が生きていくなかで様々なリスクに直面する。例えば、車を運転して事故を引き起こすリスクであるが、これには自動車保険があり民間で供給されている。一方、病気になるリスクや長生きして貯蓄が底をついてしまうリスクに対しては民間の保険もあるが、社会保障が重要な役割を担ってきており、人々は給与の割以上も公的保険に支払っている。この講義では医療、介護保険に焦点を当て、少子高齢化社会を迎えるわが国の社会保障における保険の役割と課題について考える。						○	○
科目	5. 医療計画制度	科目コード	4 0 1 6			医療管理	医療政策
担当責任教員	河原 和夫（東医歯大）	単位	1	担当大学	A		
1985(昭和60)年の第1次医療法改正によって、地域医療計画の策定義務が都道府県知事に課せられることとなった。地域医療計画は、医療資源の地域偏在を是正し、その再配分を図るものである。病床不足地域での病床数増加にはある程度寄与したものの、それ以外の医療機器の適正配置や医療機能連携、医療の質の向上、標準化等にはまったく成果を上げてこなかった。2013(平成25)年度から精神医療と在宅医療が新たに医療計画の主軸に加わり、また、National Data Base(NDB)やDPCデータを用いて地域の医療課題を特定し、それらの解決に向けて計画の進行管理を行うマネジメント重視の医療計画へと手法の変更が行われた。しかし、実効性が問題視されるなど早くも計画は壁に当たっている。加えて2015(平成27)年度からは都道府県により地域医療構想が策定されることとなった。医療計画制度は現在、二次医療圏の設定や病床規制という当初の政策目標の重要性が薄れてきている。今後は、患者・住民の視線に立った医療機能の分化・施設間連携、病床の種別化等の供給体制の再構築、医療の質の向上・標準化などを通じて医療の近接性、平等性、効率性、安全性、質の問題が重視されることになるであろう。こうした時流の中、目的や対象が広がり我が国医療に大きな影響を及ぼすことになった医療計画制度を理解することを通じて医療政策の諸課題を考えていきたい。						○	
科目	6. 医療産業論	科目コード	4 0 1 7			医療管理	医療政策
担当責任教員	佐藤 主光（一橋大）	単位	2	担当大学	D		
本講義では医療産業の全体像や着目すべき最新動向などを様々な事例を通じて講義する。日本の病院経営の現状と課題、先進的な病院経営事例を取り上げる他、情報技術を活用したヘルスケア関連ビジネスが病院や消費者に与えるインパクトについて考察する。AI・IoTなど様々なデジタル技術が普及してきている中で、グローバルな展開も含めて日本の医療産業がどのように成長していくべきかを考える。医療の産業的発展には医療関連のデータベースの整備が欠かせない。日本及び諸外国(OECDやWHO加盟国)の医療費・介護費・ヘルスケア関連費についても講義する。医療データの活用により、どのような研究やビジネスの補助資料が作成できるか、今後の産業の発展に必要な示唆を受講者自らが考察できるようにすることを目標とする。							
科目	7. 医療経済論	科目コード	4 0 1 8			医療管理	医療政策
担当責任教員	佐藤 主光（一橋大）	単位	2	担当大学	D		
本講義では医療経済学の基本的な考え方を学ぶ。医療経済学の特色及び一般経済学との相違点に言及しつつ、医療に係る様々な課題を経済学等の視点から概観する。具体的には医療職不足問題などを理論と実証の両面から取り上げる他、欧米・アジアの医療制度など国際的な観点から日本の医療の問題・課題について考える。合わせて医療従事者の立場から、医療と経済についても講義する。特に高齢社会、超高齢社会における現在の医療システム・医療教育の在り方について考える。							
科目	8. 先端医療技術・産学連携	科目コード	4 0 1 9			医療管理	医療政策
担当責任教員	小池 竜司（東医歯大）	単位	1	担当大学	A		
医学の発展には医療技術の開発が不可欠であり、基礎的な研究を技術化して実用可能とするためには、産学連携が重要な役割を果たしている。本講義では、まず様々な立場を意識した産学連携の現状と課題について提示し、医療技術開発の基本的なプロセスや手法を理解する。さらに、先端的な医療技術開発の動向、知的財産の取扱いについて解説し、医療技術実用化のプロセスを体系化した科学であるレギュラトリサイエンスとして理解を深めるとともに、その意義と方向性について考える。						○	
科目	9. 介護保険・地域医療政策論	科目コード	4 0 2 0			医療管理	医療政策
担当責任教員	河原 和夫（東医歯大）	単位	1	担当大学	A		
医療制度改革の議論は耳にすることが多いが、それに劣らず有効に機能する介護保険制度および地域医療提供体制を確立することは国が目指す「地域包括ケアシステム」を実現する上で必須の事柄である。介護保険制度および地域医療提供体制に関する知識を身につけることは高齢社会に対処する上で、すべての国民に求められている。わが国の実情に最も適した介護保険および地域医療政策遂行の方策を考えていく。							

2. 医療の質確保とリスク管理						必修科目	
科目	1. 医療と社会の安全管理	科目コード	4 0 2 1			医療管理	医療政策
担当責任教員	河原 和夫（東医歯大）	単位	1	担当大学	A		
医療安全の推進が叫ばれて久しいが、安全・安心の社会を保持することは医療だけの問題ではなく、首都直下型地震や新型インフルエンザ、原子力関連事故等の医療に関わる健康危機管理事象への備えも必要である。加えて生活習慣等に起因する健康危機に対する個人レベルでの健康管理も現代社会では重要な課題となっている。講義では、これらの社会的要請が強い事象に関して、保健医療上の問題の本質を理解し、安全対策を進める上で不可欠な政策について考えていく。また、DMATの活動等についても言及する。						○	
科目	2. 医療機関リスク管理	科目コード	4 0 2 2			医療管理	医療政策
担当責任教員	高橋 弘充（東医歯大）	単位	1	担当大学	A		
医療機関における医療事故と感染症対策について講述する。医療事故の分析評価手法であるインシデントレポート、RCA、FMEAなどの有効性と限界、企業のリスク専門家からみた医療安全管理上の問題点と方策、医薬品の適正使用、感染危機管理のフレームワーク、感染対策委員会・インфекションコントロールチームの組織と機能、感染症アウトブレイクに対する危機管理の実例とシミュレーションなどについて、講義・演習を行う。						○	○
科目	3. 医療のTQM	科目コード	4 0 2 3			医療管理	医療政策
担当責任教員	高瀬 浩造（東医歯大）	単位	1	担当大学	A		
現代の医療に求められている質保障の範囲とレベルおよびその方法論について講述する。まず、質保障の概念、歴史、実践について製造業で培われた基本について検討する。つぎに、医療の質の3要素である医療技術水準、安全管理、患者経験について分析し、改善策を講じることが目的とする。品質管理方法としてのTQMの医療機関での導入方法について概説し、その重要なツールであるクリニカルパスの導入についても検討する。最終日には、医療機関を想定しcase studyを実施する。						○	○
科目	4. 医療機能評価	科目コード	4 0 2 4			医療管理	医療政策
担当責任教員	河原 和夫（東医歯大）	単位	1	担当大学	A		
戦後、我が国の医療提供体制は量的な整備を中心に進められてきた。しかし近年、医療安全や医療の質、そして患者対応等のいわば質的な保証を望む声が強くなってきた。それに伴ってこれらの事項を測る適切な指標の確立についても研究等が精力的に進められている。講義では医療機能評価の前提となる医療の量的・質的要件の考え方、経済的・財政的・診療報酬的観点からの評価、評価指標および評価方法等の諸問題、ならびに医療従事者および患者双方の立場から医療機能を向上させる方策についても考えていく。						○	○

3. 医療関連法規と医の倫理						必修科目	
科目	1. 医療制度と法	科目コード	4 0 3 1			医療管理	医療政策
担当責任教員	磯部 哲（慶応大）	単位	1	担当大学	D		
憲法を頂点とするわが国の法体系等の基本論点を解説したのちに、医療スタッフに関する法制度(医師や看護師等の身分や業務に関する法規)、病院や医薬品・医療機器に関する法制度(医療法、薬機法等)等の他、救急医療や在宅医療等の現代的諸問題を法律学の視点から概観する。日々日常の医療現場を支える法制度に関する理解を深めながら、法と医療の関わり方、法のあり方について考える。							○
科目	2. 医事紛争と法	科目コード	4 0 3 2			医療管理	医療政策
担当責任教員	滝沢 昌彦（一橋大）	単位	1	担当大学	D		
実際の医療過誤事例をケーススタディとして医事紛争の実際と法律的理解を扱う。すなわち、患者と病院・医師・看護師等の法的関係、民事責任、刑事責任などの法的責任、診療契約(医療契約)と契約責任、医師の説明義務・告知義務など医師と医療機関の義務、患者の同意・自己決定権などの権利義務、医事紛争の実情と原因、医療過誤の類型、医療過誤訴訟の現状と流れ、医療水準論、延命利益、医師の裁量その他の論点、医療過誤訴訟の問題点、リスクマネジメントと事故防止、実際に事故が起こった時の対応、損害賠償の実際、医師賠償責任保険の実情である。						○	
科目	3. 生命倫理と法	科目コード	4 0 3 3			医療管理	医療政策
担当責任教員	磯部 哲（慶応大）	単位	1	担当大学	D		
人の生命の始期・終期に関する諸問題、医学・生命科学の発達により惹起される法的・倫理的・社会的諸問題を、法律学の見地から検討する。以下のようなテーマを扱う予定である。①生命倫理の基本概念と医学研究規制をめぐる諸問題、②ヒト由来組織・ヒト胚の法的地位、クローン技術規制・再生医療規制、バイオバンク・コホート研究、診療情報・がん登録・遺伝情報等、③人工妊娠中絶、生殖補助医療技術、代理懐胎、出生前・着床前診断等、④終末期医療の諸問題(「安楽死」、医療の拒否・尊厳死、重度障害新生児治療等)、⑤脳死、臓器移植(生体間移植、組織・細胞移植、臓器売買等を含む)他。						○	

4. 病院情報とセキュリティ						必修科目	
科目	1. 病院情報管理学	科目コード	4 0 4 1			医療管理	医療政策
担当責任教員	高瀬 浩造（東医歯大）	単位	1	担当大学	A		
病院が有している管理情報および病院情報管理システムの運用に関する課題を検討する。まず最初に情報管理の基本について概説し、つぎに病院情報システムでのデータ管理、トランザクション管理およびシステム運用について講述する。また、医療安全情報・感染対策情報の取り扱い、医療情報における個人情報保護についても言及する。さらに、情報化された物流システムの運用および会計情報に基づく病院経営戦略のありかたについて具体的に検討する。加えて、医療機関において問題発生時に要求される情報管理の手順についても解説する。						○	○
科目	2. 診療情報管理学	科目コード	4 0 4 2			医療管理	医療政策
担当責任教員	伏見 清秀（東医歯大）	単位	1	担当大学	A		
診療情報管理の基本(歴史的経緯と法体系、診断情報の保存・保管手法、診療情報の証拠価値、電子化診療情報等)について講述し、加えて診療情報に関する倫理的課題を検討する。さらに、急性期医療における診療情報の標準化と活用が大きく影響している、DPC(diagnosis procedure combination)診断群分類とそれを用いた包括評価制度の観点から、現在求められている診療情報の精度、情報管理および医療制度設計に関して講述する。また、診療情報の活用の視点から、医療機能評価、診療プロセス評価、医療の質の評価、地域医療評価とともに医療経営評価等に関する手法の現状と将来に関して検討を加える。						○	
科目	3. IT時代の医療診断システムとセキュリティ	科目コード	4 0 4 3			医療管理	医療政策
担当責任教員	小尾 高史（東工大）	単位	1	担当大学	C		
IT時代をむかえ、患者データの管理はもとより、画像診断技術を中心とした医療のツールとしてのIT技術の役割は日増しに増大している。本講義では、診断・治療に供される最新の医用画像診断技術の動向について概説するとともに、IT技術を駆使した遠隔医療や、患者のプライバシーを確保するための各種のセキュリティ技術について講じる。なお、本講義では情報に関する専門的知識を必要としないよう、配慮する。							

5. 医療の国際文化論						必修科目	
科目	1. 医療思想史	科目コード	4 0 5 1			医療管理	医療政策
担当責任教員	吉本 秀之（東外大）	単位	1	担当大学	B		
知的な意味でも実践的にも、社会の諸分野との関連を深めて総合化する現代医療のあり方を再認識するために、現代世界の知的・制度的原理を作り出してきた西洋世界における、医に関わる思考の歴史のいくつかの局面をたどり、医の思想の近代における展開を、身体に関する考え方の変化や、近代の社会構造や産業システムなどとの関連で跡づけ、その到達点として世界的な課題となっている生命科学や現代医療のあり方を照らし出すとともに、今後の諸課題を考える。ギリシアの治療神アスクレピオスや新しい治療神イエスの提起する「癒し」とは何かという基本的問いから始め、医療というものを、言葉を通して生を組織する人間の営み全体のなかに置き直して考察する。						○	
科目	2. 世界の文化と医療	科目コード	4 0 5 2			医療管理	医療政策
担当責任教員	真島 一郎（東外大）	単位	1	担当大学	B		
グローバル化の波が世界の諸地域に与える影響をめぐって種々の議論が生じており、医療政策の分野もけっして例外ではない。多言語化、多民族化が進む我が国で、今後この分野での仕事に携わるものは、諸地域間の文化落差、死生観のちがいが、医療概念及びその実態に関する一定の知識と理解が要求される。本講義は、これらの要請をふまえ、世界各地の地域文化研究者によるリレー方式で行われる。							
科目	3. 世界の宗教と死生観	科目コード	4 0 5 3			医療管理	医療政策
担当責任教員	土佐 桂子（東外大）	単位	1	担当大学	B		
今や医療においてもグローバル化が進み、日本人の患者だけを治療対象としておれない状況が生まれてきた。国籍や人種を越えて、担当患者の全人的な癒しを志す場合、当人の文化のおよび宗教的背景に対して、一定の知識と理解を備えている必要がある。また異文化・異宗教への理解を深めることは、日本人と日本文化に対する再発見を惹起するだろう。そのような意図の下に、本講義では世界諸宗教における死生観について検討したい。							

6. 施設設備と衛生管理						必修科目	
科目	1. 病院設計・病院設備	科目コード	4 0 6 1			医療管理	医療政策
担当責任教員	藤井 晴行（東工大）	単位	1	担当大学	C		
建築計画の基本について概説する。病院施設の地域的計画、全体計画、各部門(病棟・外来・診療・供給・管理等)計画の基礎的事項について、人・物・情報の流れ、建物形態、面積規模、利用者への配慮等の観点から講述する。また、病院施設に求められる物理化学的環境とそれを創出する設備(空気調和・給排水衛生等)および関連する省エネルギー手法等について講述する。これらに関する病院施設の事例を紹介する。						○	○
科目	2. 衛生工学・汚染管理	科目コード	4 0 6 2			医療管理	医療政策
担当責任教員	湯浅 和博（東工大）	単位	1	担当大学	C		
医療施設における衛生的環境の確保は病院内感染の予防に向けた重要な課題であり、医療施設の管理運営や医療政策の実務を専門とする者は、医療施設内の衛生に関わる工学の基礎的知識を有し、汚染管理の基本理念を理解している必要がある。本科目では、施設の汚染管理の面から、汚染管理の原則、隔離手法、汚染源と汚染物質、空気清浄と空気調和、水利用、クロスコンタミネーションの防止、病院の廃棄物と処理、エネルギー管理などについて講述する。						○	

7. 経営戦略と組織管理						必修科目	
科目	1. 戦略と組織	科目コード	4 0 7 1			医療管理	医療政策
担当責任教員	荒井 耕（一橋大）	単位	1	担当大学	D		
医療提供を主たる事業とする経営体のリーダーにとって今ほど医療政策や医療技術の動向や医師と患者の関係の変化など、経営環境の複雑な変化を的確に把握するとともに、時代状況に適合した経営体の使命(ミッション)を確立し、その意義を医療スタッフをはじめとする経営体の構成員にわかりやすく説明する能力が求められている時はない。こうした能力を獲得するために、すぐれた経営の戦略と組織について深く考える。						○	
科目	2. 財務・会計	科目コード	4 0 7 2			医療管理	医療政策
担当責任教員	荒井 耕（一橋大）	単位	1	担当大学	D		
医療提供を主たる事業とする経営体の経営管理者にとって、経営体が健全に運営されているか否かを常に把握しておく必要がある。また権限委譲した現場管理者に経営者として期待する方向に向かって努力を促す必要がある。会計システムはその最も有力な手段の一つであり、会計情報の理解と活用は経営者にとって不可欠の素養である。また、各時代の医療水準、各地域の医療ニーズに対応した医療を提供し続けるためには、しっかりした財務基盤が必要である。						○	
科目	3. 医療の人間工学	科目コード	4 0 7 3			医療管理	医療政策
担当責任教員	青木 洋貴（東工大）	単位	1	担当大学	C		
人間工学とは、人間特性や処理メカニズムに適合させることで、人間にとって好ましいものを創り出していくための学問である。人間工学に存在する体系化された多くの知識・ツール・ノウハウは、人間中心型(患者中心型)の医療組織マネジメントを支援するための管理技術として活用できる。この授業では、人間工学の基本的な概念、考え方を解説したあと、人間工学の医療への適用研究の事例をもとに、そこで利用するアプローチ、手法を紹介・解説する。						○	

8. 人的資源管理と人材開発						必修科目
科目	1. 人的資源管理	科目コード	4 0 8 1			医療管理
担当責任教員	荒井 耕（一橋大）	単位	1	担当大学	D	医療政策
人的資源管理は、人が仕事を通じて自ら職業人としてのみならず、人間としても成長したいという欲求を有していることを前提として職業能力と人間性の向上を支援する人事方針・計画、配置・移動、就業管理、人事評価、報酬管理、能力開発などの諸制度の設計と運用に関する管理思想・管理技術である。本講義では、現在の医療経営に適合的な人的資源管理のあり方を考究する。						○

9. 医療における情報発信						必修科目
科目	1. 医療とコミュニケーション	科目コード	4 0 9 1			医療管理
担当責任教員	岡田 昭人（東外大）	単位	1	担当大学	B	医療政策
最近、「インフォームド・コンセント」という言葉はよく取り上げられるようになってきたが、医療現場では、その他様々なタイプのコミュニケーションを円滑に行うことが不可欠である。医療現場は、まさに「人と人のコミュニケーション」の現場でもあるのである。本講義では、このような認識に基づいた上で、「語用論」、「対人コミュニケーション論」、「異文化間コミュニケーション論」などの基礎的部分を概観する。それらを踏まえたうえで、「実際の医療コミュニケーションに関する研究」などを紹介し、「医療とコミュニケーション」について、理論的、実践的な観点から考察する。						
科目	2. 医学概論	科目コード	4 0 9 3			
担当責任教員	高瀬 浩造（東医歯大）	単位	1	担当大学	A	
現在の日本の高等教育課程においては、医歯学・薬学・看護学などの臨床にかかわる分野に進学しない限り、医学の概要を学ぶことができないという現状がある。このことは、社会が医学ひいては医療を誤解する誘因となっているとも考えられる。医療管理政策学コースにおいては、入学者は必ずしもこの医療系の出身者ばかりではないため、医療人の思考過程の根底また価値判断の背景が理解しにくいという問題がある。この科目では、短時間の教育により医学の学問的概要と医療の実践的過程を解説し、必要最小限の理解を得ることを目的とする。これにより、一般社会と医学・医療との認識の隔たりの原因を探究するとともに、医療管理政策学を学習する上での医療の前提条件あるいは医学のコンセンサス形成の実態を習得する。加えて、背景領域によっては不足している可能性のある、研究計画法および論文作成法の基礎についても言及する。						

10. 臨床疫学						必修科目
科目	1. 臨床研究・治験	科目コード	4 1 0 1			医療管理
担当責任教員	小池 竜司（東医歯大）	単位	1	担当大学	A	医療政策
EBMの根拠となる臨床研究における無作為コントロール試験、症例対照研究、コホート研究、メタアナリシスの各研究デザインについて解説する。臨床疫学研究における生物学的バイアスの概念を講述し、医薬品の有効性や安全性を総合的に解釈するための手法としてのファーマコメトリクスについて概説する。これらの知識を背景とした医療開発のプロセス、関連法令や指針、国内外の現状と展望について具体的に紹介し、問題点を検討する。						
科目	2. 健康情報データベースと統計分析	科目コード	4 1 0 2			
担当責任教員	高瀬 浩造（東医歯大）	単位	1	担当大学	A	
医療政策および医療現場における意思決定には十分な情報の集積とそれに対する統計処理が重要となる。まず根拠に基づく健康政策の決定の実際について解説し、どのような情報と分析が有用であるのかを検討する。つぎに、情報の収集における留意点と統計処理について解説する。統計に関しては、アナログデータ(値)とデジタルデータ(度数)の挙動の違い、優越性試験と同等性試験の意義の違い、ネイマン・ピアソン統計(頻度統計)とベイズ統計(確率統計)の目的の違いなどを踏まえて、具体例を交えて医療統計の応用につき検討を加える。						

- ※ 修得すべき30単位の履修方法は、次による。
- ・医療管理学コース：必修科目16科目のうち13科目以上、その他の科目とあわせて合計22単位以上を履修し、課題研究8単位を履修する。
 - ・医療政策学コース：必修科目13科目のうち11科目以上、その他の科目とあわせて合計22単位以上を履修し、課題研究8単位を履修する。

- ※ 担当大学欄の記号は科目担当大学を示す。
- A：東京医科歯科大学担当科目
 - B：東京外国語大学担当科目
 - C：東京工業大学担当科目
 - D：一橋大学担当科目

- ※ 担当教員氏名は現在の予定であり、変更される場合もある。

医療提供政策論

Health Care System

科目コード: 4011

1年次 1単位

科目ID: GA-b4011-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	河原 和夫	政策科学分野 教授	kk.hcm@tmd.ac.jp
科目担当者	菅河 真紀子	政策科学分野 特任助教	sugawa.hcm@tmd.ac.jp
	豊岡 宏	日本病院経営支援機構 理事長	toyooka@homavo.or.jp
	棟重 卓三	健康保険組合連合会 理事	muneshige@kenporen.or.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

- ① データ面から、わが国の保健医療福祉介護分野の発展の歴史的経緯および現状、それらの問題点を理解する。
- ② 過去あるいは現在の政策、さらに実施が検討されている政策の分析を行い、問題点ならびに改善のための政策手段を理解する。
- ③ 医療提供体制の一翼を担う保険者機能の在り方および診療報酬制度の現状、そして特徴と課題を理解する。
- ④ 現下の医療提供体制における病院経営の課題と解決方策および将来の方向性を理解する。

概要

重層的・相補的な関係にある保健医療福祉分野の実態を理解するとともに、実施されてきた政策の特徴ならびに診療報酬制度や医療機関の経営上の問題点を明らかにし、現代のわが国の実情に最も適した政策遂行のあり方を考えていく。なお、授業への参加状況を重視するので積極的な参加が望まれる。

4. 授業の到達目標

まず、統計資料をもとにわが国の保健医療福祉介護の現状と問題点を理解する。

次に、これら分野の代表的な政策の分析を行い、問題点及び特性を理解する。

特に、医療提供体制を規定している医療制度（診療報酬制度を含む）、保険者、医療従事者、医療産業、医療施設、医療経営を取り巻く環境を理解する。また、医療の隣接領域である福祉・介護保険施設・人材の確保等の問題点、政策の理念、目的、目標、計画策定過程、執行体制、評価、住民参加等の項目に関する分析を国外の同様の計画とも対比しながら行い、理解を深めていく。そして、将来の最適な医療提供に関する政策の具体像が提言できる能力の育成を図っていく。なお、授業への参加状況を重視するので積極的な参加が望まれる。

5. 授業方法

講義形式、討議、発表、事例検討などによる。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

成績評価は、テスト結果または提出されたレポートや発表の内容（30点）と講義への出席および総合討議等への参加状況（70点）を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

マスメディアの情報も含めて、昨今の医療およびその周辺分野の状況を書籍・インターネット等で調べておく。

9. 参考書

教科書: 特になし

参考書:

- ①「日本の医療」池上直樹、J.C.キャンベル(中公新書)
 - ②「介護保険のしくみ」服部万里子(日本実業出版社)
 - ③「厚生労働白書」
 - ④「国民衛生の動向2018/2019」(財厚生統計協会)
 - ⑤「厚生省50年誌」
 - ⑥「戦後医療の五十年」有岡二郎(日本医事新報社)
 - ⑦「公共政策学」足立幸男／森脇俊雅 編(ミネルヴァ書房)
 - ⑧「政策分析入門」Edith Stokey and Richard Zeckhauser(勁草書房)
 - ⑨医療管理 池上直己(医学書院)
- その他必要に応じて指示する。

10. 履修上の注意事項

「1.4 医療保険論」「1.5 医療計画制度」「1. 9介護保険・地域医療政策論」等と関連する。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

毎週月曜日午後17:00～18:00

科目責任者 河原和夫教授室(M&Dタワー16階)

13. 備考

問い合わせは電話、あるいは訪問のみ受ける。e-mailでの問い合わせには応じない。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	4月13日 (月) 18:00～21:10	医療施設の経営特性と諸課題	豊岡 宏
2	4月15日 (水) 18:00～21:10	医療提供制度総論	河原 和夫
3	4月16日 (木) 18:00～21:10	総合討議など	河原 和夫 菅河真紀子
4	4月17日 (金) 18:00～21:10	保険者機能について	棟重 卓三

医療社会政策論

Health Care Policy

科目コード: 4012

1年次

1単位

科目ID: GA-b4012-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	白瀬 由美香	一橋大学大学院社会学研究科教授	y.shirase@r.hit-u.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

長期的かつ大きな視野から社会構造を踏まえてケア(医療・介護)およびケア政策を捉える観点を養う。

概要

授業目的に従って、講義・ディスカッションを進めていく。受講生は4日間の授業終了後に、講師から与えられた課題のレポートを作成し、提出する。

4. 授業の到達目標

長期的かつ大きな視野から社会構造を踏まえてケア(医療・介護)およびケア政策を捉えられるようになること。

5. 授業方法

講義・ディスカッション

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

クラス討議への貢献度と提出レポートの評価とを併せて総合的に判断する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

テキストは使用せず、適宜レジュメ・資料等を配布する。

9. 参考書

参考書については、授業の中で紹介する。

10. 履修上の注意事項

特になし。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

科目責任者 白瀬由美香(y.shirase@r.hit-u.ac.jp)宛にメールで問い合わせください。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	4月20日（月） 18:00～21:10	ケアと社会構造の連関	白瀬 由美香
2	4月22日（水） 18:00～21:10	ケア政策への研究視座	白瀬 由美香
3	4月23日（木） 18:00～21:10	ディスカッション	白瀬 由美香
4	4月24日（金） 18:00～21:10	ディスカッションと統括講義	白瀬 由美香

世界の医療制度

Health Care System in foreign Countries

科目コード: 4013 1年次 1単位
科目ID: GA-b4013-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	河原 和夫	政策科学分野 教授	kk.hcm@tmd.ac.jp
科目担当者	菅河 真紀子	政策科学分野 特任助教	sugawa.hcm@tmd.ac.jp
	山内 和志	東京都地域医療政策学講座 特任教授	kyamtmhp@tmd.ac.jp
	小暮 孝道	医療法人赤城会三枚橋病院 副院長	kogure.t.md@gmail.com
	中田 健夫	医療法人社団三慈会 釧路三慈会病院 麻酔科 副部長	keiko.yoshida@t-online.de

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

- ①主な国の社会経済・保健医療上の課題および対策を解説する。
- ②ヘルスシステムの国際比較を行う。
- ③主な国の医療供給体制と医療制度を解説する。
- ④あまり話題に上がることのない国についてもできれば触れていく。

概要

世界各国の医療制度を理解するには、わが国の制度を詳細に理解することが前提となる。わが国は国民皆保険制度を運用しているが、国や地域のヘルスシステムは、資源、組織、財政的基盤、マネジメント、サービス提供の各要素により特徴づけられる。英国などは税方式で医療制度を運用し、ドイツ、フランス等は公的社会保険により医療サービスを国民に提供している。また、米国は民間保険が主体であり、シンガポールのように貯蓄システムを採用している国もある。隣国に位置する中国は、医療保険制度の統合を行った。先進国、開発途上国を問わず医療制度はその国の政治、経済、文化、人口構成などの影響を受け、それぞれの国で独自の制度が発展しており、どの制度にも長所、短所がある。講義では、わが国の医療制度の特徴を十分に理解した上で、各国の制度の特徴や問題点や課題について対処すべき政策等を考える。なお、授業への参加状況を重視するので積極的な参加が望まれる。なお、特別講義ではドイツの医療制度について行なう。

4. 授業の到達目標

- ①先進国および開発途上国を含む主な国の医療供給体制と医療保険制度の概要を理解する。
- ②各国の社会経済および保健医療上の課題を理解する。
- ③日本の医療制度の現状と課題を把握し、世界におけるわが国医療の特色を理解する。

5. 授業方法

講義形式、討議、発表、事例検討などによる。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

成績評価は、テスト結果または提出されたレポートや発表の内容(30点)と講義への出席および総合討議等への参加状況(70点)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

各国の医療の状況をOECDデータなどで予め理解しておく。

9. 参考書

教科書: OECD 主要統計: <https://www.oecd.org/tokyo/statistics/#Health>

参考書: 多田羅浩三、河原和夫、篠崎英夫「国際共生に向けた健康への挑戦」(日本放送出版協会) ISBN978-4-595-30832-1

河原和夫、岸本忠三、岩本愛吉「感染症と生体防御」(日本放送出版協会) ISBN978-4-595-30833-8

10. 履修上の注意事項

「1.1 医療提供政策論」「1.4 医療保険論」「9.2 医学概論」と関連する。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

毎週月曜日午後17:00～18:00

科目責任者 河原和夫教授室(M&Dタワー16階)

13. 備考

問い合わせは電話、あるいは訪問のみ受ける。e-mailでの問い合わせには応じない。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	8月24日 (月) 18:00～21:10	米国の医療制度	山内 和志
2	8月25日 (火) 18:00～21:10	開発途上国の医療(イスラム圏など)	小暮 孝道
3	8月26日 (水) 18:00～21:10	わが国の医療の現状、アジア諸国の医療の現状	河原 和夫 菅河真紀子
4	8月27日 (木) 18:00～21:10	シンガポールの医療制度	中田 健夫

医療保険論

Health Insurance Policy

科目コード: 4014

1年次

2単位

科目ID: GA-b4014-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科 教授	satom@econ.hit-u.ac.jp

2. 主な講義場所

一橋大学千代田キャンパス(学術総合センター内) ※詳細未定

3. 授業目的・概要等

授業目的

高齢化社会を迎えるわが国の医療保険財政の現状や課題について経済学の観点からどのように説明、評価、及び政策提言を行うのかを理解してもらう。

概要

高齢化の進展とともにわが国の医療費・介護費用は増加の一途を辿っている。これらの費用の多くは公的な医療保険、介護保険によって賄われているが、今後、こうした公的保険制度が破綻することなく国民に保険サービスを提供し続けられるのかどうかについては不安視する向きもある。人間は一人一人が生きていくなかで様々なリスクに直面する。例えば、車を運転して事故を引き起こすリスクであるが、これには自動車保険があり民間で供給されている。一方、病気になるリスクや長生きして貯蓄が底をついてしまうリスクに対しては民間の保険もあるが、社会保障が重要な役割を担ってきており、人々は給与の割以上も公的保険に支払っている。この講義では、個人によるリスクへの対応の仕方について説明した上で、逆選抜やモラルハザードといった医療保険市場の課題(市場の失敗)を取り上げ、なぜ医療保険を社会保険として政府が運用する必要があるのか、どのようにモラルハザードに対応すべきか、という問題を考える。個人は保険者の自由選択(「足による投票」)を行う。政府には、「スポンサー」として医療機関や保険者をモニタリング、情報を開示するほか、国民皆保険を堅持し、最低限の医療サービスを保証することが求められている。講義では、こうした管理競争の効果と我が国への導入可能性についてオランダやドイツの医療制度改革の経験を踏まえつつ考えていく。

4. 授業の到達目標

- ①医療保険の役割と課題について経済学の視点(エビデンスとロジック)から正しく理解する。
- ②現在のわが国の医療制度の課題や改革の方向性、諸外国における改革の取り組みについて理解するとともに、従前の観念にとらわれない議論をする。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

期末レポートの成績による。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特になし。

9. 参考書

教科書:テキストは使用しない。

参考書:小塩隆士・田近栄治・府川哲夫著「日本の社会保障政策－課題と改革」東京大学出版会

10. 履修上の注意事項

他の医療経済関連科目である「1.6 医療産業論」、「1.7 医療経済論」を履修すると一層理解が深まる。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

科目責任者 佐藤主光 (satom@econ.hit-u.ac.jp)宛にメールで問い合わせください。

13. 備考

ホームページより資料を各自プリントアウトしていただく場合は事前に連絡する。

講義場所は未定のため、確定次第お知らせします。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	4月14日 (火) 18:30～21:30	保険の経済理論Ⅰ: 不確実性と保険、情報の非対称性 講師:小塩隆士(一橋大学経済研究所)	佐藤 主光
2	4月21日 (火) 18:30～21:30	保険の経済理論Ⅱ: 逆選択とモラルハザードへの対応 講師:小塩隆士(一橋大学経済研究所)	佐藤 主光
3	4月28日 (火) 18:30～21:30	ゲストスピーカーによる講義 または、佐藤主光による講義	佐藤 主光
4	5月12日 (火) 18:30～21:30	日本の社会保障制度Ⅰ: わが国の社会保障制度と財政 講師:田近栄治(成蹊大学経済学部)	佐藤 主光
5	5月19日 (火) 18:30～21:30	日本の社会保障制度Ⅱ: 医療保険、介護保険の現状と課題 講師:田近栄治(成蹊大学経済学部)	佐藤 主光
6	5月26日 (火) 18:30～21:30	保険者機能と医療保険制度改革: 欧米諸国における医療保険制度改革から学ぶ 講師:佐藤主光	佐藤 主光
7	6月2日 (火) 18:30～21:30	ゲストスピーカーによる講義 全講師によるディスカッション	佐藤 主光

医療計画制度

Health Care Plan

科目コード: 4016 1年次 1単位
科目ID: GA-b4016-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	河原 和夫	政策科学分野 教授	kk.hcm@tmd.ac.jp
科目担当者	菅河 真紀子	政策科学分野 特任助教	sugawa.hcm@tmd.ac.jp
	山内 和志	東京都地域医療政策学講座 特任教授	kyamtmhp@tmd.ac.jp
	石川ベンジャミン 光一	国際医療福祉大学 赤坂心理・医療福祉マネジメント学部 医療マネジメント学科 大学院医学研究科 教授	kbishikawa@iuhw.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

- ①医療計画制度の沿革、特色、問題点を理解する。
- ②医療計画と地域医療構想、医師確保計画、外来医療計画、がん基本計画そして医療費適正化計画、介護保険事業計画など他の計画との関係を理解する。
- ③国、都道府県、住民、関係者・関係団体の機能や役割を理解する。
- ④医療計画制度を策定、遂行する上で必要なデータ、体制等を理解する。
- ⑤過去あるいは実際に実施されている政策、実施が検討されている政策の分析を行い、問題点ならびに改善のための政策手段を理解する。

概要

過去の医療計画制度の問題点と成果を理解するとともに、平成30年度から始まった現行の医療計画の問題点、医療計画制度の理念、目的、評価指標、実施方法、受益者としての住民の役割、医療提供者の役割などを理解する。また、現在までの成果や問題点、データを分析・理解する能力を養うとともに、実施されてきた政策の特徴ならびに問題点を明らかにする。加えて、地域医療構想、医師確保計画、外来医療計画などの内容や進捗状況、そして関連する地域医療構想、介護保険事業計画や老人福祉計画、医療費適正化計画について説明できるようにする。これらを通じて、あるべき医療計画制度を論じることができる能力を身につける。

4. 授業の到達目標

まず、医療計画制度の沿革と必要性、問題点を過去の医療計画や関連計画をもとに理解する。そして、医療計画制度の理念、目的、目標、計画策定過程、執行体制、評価、住民参加等の項目に関する分析を行うことで理解を深め、将来の最適な医療計画制度に関わる政策像が提言できる能力の育成を図っていく。なお、授業への参加状況を重視するので積極的な参加が望まれる。

5. 授業方法

講義形式、討議、発表、事例検討などによる。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

成績評価は、テスト結果または提出されたレポートや発表の内容(30点)と講義への出席および総合討議等への参加状況(70点)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

医療計画に関する資料については、厚生労働省や都道府県のホームページから資料を入手し、熟読する。

9. 参考書

教科書:特に指定しない

参考書:① 郡司篤晃「保健医療計画ハンドブック」(第一法規出版) ※ただし、絶版のため図書館等で閲覧すること
② 足立幸男／森脇俊雅 編「公共政策学」(ミネルヴァ書房)
③ Edith Stokey and Richard Zeckhauser「政策分析入門」(勁草書房)
④ 西谷剛「実定行政計画法 プランニングと法」(有斐閣)
⑤ 厚生労働省ホームページ「医療計画について」、「地域医療構想」など
その他必要に応じて指示する。

10. 履修上の注意事項

「1.1 医療提供政策論」「1.4 医療保険論」「2.4 医療機能評価」「9.2 医学概論」と関連する。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

毎週月曜日午後17:00～18:00

科目責任者 河原和夫教授室(M&Dタワー16階)

13. 備考

問い合わせは電話、あるいは訪問のみ受ける。e-mailでの問い合わせには応じない。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	7月27日 (月) 18:00～21:10	医療計画制度総論	河原 和夫
2	7月28日 (火) 18:00～21:10	医療計画制度の果たすべき機能と課題	石川ベンジャミン 光一
3	7月29日 (水) 18:00～21:10	医療計画制度各論	山内 和志
4	7月30日 (木) 18:00～21:10	発表・総合討議など	河原 和夫 菅河真紀子

医療産業論

Health Care Industry

科目コード: 4017

1年次 2単位

科目ID: GA-b4017-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科 教授	satom@econ.hit-u.ac.jp

2. 主な講義場所

一橋大学千代田キャンパス(学術総合センター内) ※詳細未定

3. 授業目的・概要等

授業目的

本講義では医療産業の全体像や着目すべき最新動向などを様々な事例を通じて講義する。日本の病院経営の現状と課題、先進的な病院経営事例を取り上げる他、情報技術を活用したヘルスケア関連ビジネスが病院や消費者に与えるインパクトについて考察する。AI・IoTなど様々なデジタル技術が普及してきている中で、グローバルな展開も含めて日本の医療産業がどのように成長していくべきかを考える。医療の産業的発展には医療関連のデータベースの整備が欠かせない。日本及び諸外国(OECDやWHO加盟国)の医療費・介護費・ヘルスケア関連費についても講義する。

医療データの活用により、どのような研究やビジネスの補助資料が作成できるか、今後の産業の発展に必要な示唆を受講者自らが考察できるようになることを目標とする。

概要

- ①日本の医療システムの主要プレーヤーである病院の経営環境を十分に理解した上で、これからの病院のマネジメントやガバナンスのあり方について受講者とともに議論する。
- ②講義から1)医療データの特徴を理解し、2)データ収集・分析方法を学び、3)医療産業の規模と今後の展望を参加者自身が把握できるようにする。
- ③医療・介護・福祉に関する広範な事業領域を理解した上で、成長ドライバーとなる「デジタル化」や「グローバル化」などの最新動向を紹介する。
- ④加えて、ゲストスピーカーによる講義も実施する。

4. 授業の到達目標

- ①国内外の先進的な病院経営(民間委託など)や医療産業について理解を深め議論することができる。
- ②一般企業とは異なる特性を有する医療産業の現状についてデータ＝エビデンスに基づいた理解を深め議論することができる。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

期末レポートの成績による。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特になし。

9. 参考書

参考サイト:「病院情報局」(<http://hospia.jp>)

10. 履修上の注意事項

他の医療経済関連科目である「1.4 医療保険論」、「1.7 医療経済論」を合わせて履修することが望ましい。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

科目責任者 佐藤主光 (satom@econ.hit-u.ac.jp) 宛にメールで問い合わせください。

13. 備考

ホームページより資料を各自プリントアウトしていただく場合は事前に連絡する。

講義場所は未定のため、確定次第お知らせします。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	6月5日 (金) 18:30～21:30	国内医療産業の海外展望 講師:田口健太(KDDI株式会社)	佐藤 主光
2	6月12日 (金) 18:30～21:30	日本の病院経営の現状と課題 講師:加藤良平(株式会社ケアレビュー)	佐藤 主光
3	6月19日 (金) 18:30～21:30	先進的な病院経営の事例研究 講師:加藤良平(株式会社ケアレビュー)	佐藤 主光
4	6月26日 (金) 18:30～21:30	日本及び諸外国の医療費、介護費、ヘルスケア 関連費 講師:石川智基(医療経済研究機構)	佐藤 主光
5	7月3日 (金) 18:30～21:30	日本の医療関連データベース 講師:石川智基(医療経済研究機構)	佐藤 主光
6	7月10日 (金) 18:30～21:30	国内外における医療IT政策 講師:田口健太(KDDI株式会社)	佐藤 主光
7	7月17日 (金) 18:30～21:30	ゲストスピーカーによる講義 全講師によるディスカッション	佐藤 主光

医療経済論

Health Economics

科目コード: 4018

1年次 2単位

科目ID: GA-b4018-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科 教授	satom@econ.hit-u.ac.jp

2. 主な講義場所

一橋大学千代田キャンパス(学術総合センター内) ※詳細未定

3. 授業目的・概要等

授業目的

本講義では医療経済学の基本的な考え方を学ぶ。医療経済学の特色及び一般経済学との相違点に言及しつつ、医療に係る様々な課題を経済学等の視点から概観する。具体的には医療職不足問題などを理論と実証の両面から取り上げる他、欧米・アジアの医療制度など国際的な観点から日本の医療の問題・課題について考える。合わせて医療従事者の立場から、医療と経済についても講義する。特に高齢社会、超高齢社会における現在の医療システム・医療教育の在り方について考える。

概要

- ① 欧米・アジアの医療制度
- ② 医療経済学の考え方
- ③ 高齢社会に向けての医学教育改革
- ④ 経済学から見た終末期医療費問題
- ⑤ 医療職の労働市場と医師・看護師不足問題

4. 授業の到達目標

- ① 医療経済分野の今日的な課題を国際的な視点から理解する。
- ② 各種データ、指標、トピックスなどを提供し、医療システムが直面する医療経済学分野の重要課題について理解を深める。
- ③ 医療経済学に関連するさまざまな手法やプログラムの概要を理解する。
- ④ 医療経済学の総合的な知識修得を目的として講義及びグループディスカッションを含む系統的かつ実用的な講義をめざす。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

期末レポートの成績による。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特になし。

9. 参考書

下記を教科書として指定する

井伊雅子・五十嵐中・中村良太(日本評論社)『新医療経済学 医療の費用と効果を考える』(2019)

10. 履修上の注意事項

他の医療経済関連科目である「1.4 医療保険論」、「1.6 医療産業論」を合わせて履修することが望ましい。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

科目責任者 佐藤主光(satom@econ.hit-u.ac.jp)宛にメールで問い合わせください。

13. 備考

ホームページより資料を各自プリントアウトしていただく場合は事前に連絡する。

講義場所は未定のため、確定次第お知らせします。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	10月2日 (金) 18:30～21:30	医療職の労働市場と医師・看護師不足問題 講師: 増原宏明(信州大学経法学部)	佐藤 主光
2	10月9日 (金) 18:30～21:30	医療需要と終末期医療費 講師: 増原宏明(信州大学経法学部)	佐藤 主光
3	10月16日 (金) 18:30～21:30	医療資源の適正配分 講師: 井伊雅子(一橋大学大学院経済学研究科)	佐藤 主光
4	10月23日 (金) 18:30～21:30	日本の医療制度の今日的課題 講師: 井伊雅子(一橋大学大学院経済学研究科)	佐藤 主光
5	10月30日 (金) 18:30～21:30	ゲストスピーカーによる講義 または、佐藤主光による講義	佐藤 主光
6	11月6日 (金) 18:30～21:30	認知症と在宅介護政策の限界について 講師: 和田秀樹(国際医療福祉大学)	佐藤 主光
7	11月13日 (金) 18:30～21:30	医学のパラダイムの変化にどう対応するか 講師: 和田秀樹(国際医療福祉大学)	佐藤 主光
8	12月4日 (金) 18:30～21:30	ゲストスピーカーによる講義 または、佐藤主光による講義	佐藤 主光

先端医療技術・産学連携

Medical Research and Development・Academia-Industry Cooperation

科目コード: 4019 1年次 1単位
科目ID: GA-b4019-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	小池 竜司	医療イノベーション推進センター 教授	koike.rheu@tmd.ac.jp
科目担当者	飯田 香緒里	産学連携研究センター 教授	
	内海 潤	がん研究会 シニアアドバイザー	
	浜本 隆二	国立がん研究センター研究所(本学連携教授)	

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

先進的医療技術開発およびそのための重要な要素である産学連携について知るとともに、背景に存在する規制や法令およびそれらを包含する体系的学問であるレギュラトリーサイエンスの概略を理解する。

概要

応用科学である医歯学のゴールは、健康に寄与する技術の実用化である。医療技術開発がゴールに近づくほど、製造販売を行う企業との連携や協力が重要になる。アカデミアが創出した知識や技術を企業へ提供するにあたっては、知的財産としての適切な管理と保護と並行して、企業の論理に関する理解も必要となる。いっぽうで医療技術開発は急速に多様化しつつあり、特に情報技術やコンピューターテクノロジーを利用することで、従来とは異なる技術が実用化され、そのプロセスは複雑化しつつある。本コースでは、まずアカデミア、企業、行政それぞれの立場から見た産学連携と知的財産の現状と考え方について提示し、医療技術開発の基本的なプロセスや手法を理解する。さらに、先端的な医療技術開発の動向についても解説し、議論を行う。さらに、医療技術実用化の実務である薬事承認のプロセスや関連法令とともに、これらを包含する新しい科学であるレギュラトリーサイエンスについて解説し、理解を深める。

4. 授業の到達目標

- ・産学連携の実情と、知的財産管理のための課題を理解する。
- ・医療技術開発のプロセスの概略と問題点を理解する。
- ・最近の医療技術開発の動向と、注目される領域の概略を理解する。
- ・様々な視点から見た産学連携の実態と問題点を理解する。
- ・レギュラトリーサイエンスの概略を理解する。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

- ・大学における産学連携と知的財産
- ・医療技術開発の手法と最近の動向
- ・医療とAI
- ・薬事承認の実務と課題・レギュラトリーサイエンス概論

7. 成績評価の方法

参加状況(60%)とレポート(40%)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特になし。

9. 参考書

特になし

10. 履修上の注意事項

「10.1 臨床研究・治験」と関連する。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

授業内容の問い合わせに関しては、電子メールで連絡を取ることににより、適宜これに対応する。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	11月9日（月） 18:00～21:10	大学における知的財産と産学連携	飯田 香緒里
2	11月10日（火） 18:00～21:10	医療技術開発の手法と最近の動向	内海 潤
3	11月11日（水） 18:00～21:10	医療とAI	浜本 隆二
4	11月12日（木） 18:00～21:10	薬事承認の実務と課題・レギュラトリー サイエンス概論	小池 竜司

介護保険・地域医療政策論

Long-term Care Insurance and Community Health Care System

科目コード: 4020 1年次 1単位
科目ID: GA-b4020-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	河原 和夫	政策科学分野 教授	kk.hcm@tmd.ac.jp
科目担当者	菅河 真紀子	政策科学分野 特任助教	sugawa.hcm@tmd.ac.jp
	森田 久美子	地域健康増進看護学分野 准教授	morita.phn@tmd.ac.jp
	近藤 太郎	近藤医院 院長	taro-mail-1122@dance.ocn.ne.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

- ① 制度面およびデータ面から、わが国の介護保険および地域医療政策展開の歴史的経緯および現状、それらの問題点を理解する。
- ② 過去あるいは現在の政策、さらに実施が検討されている政策の分析を行い、問題点ならびに改善のための政策手段を理解する。
- ③ 介護保険および地域医療を提供している関係者の役割や財政支援の現状、そして課題等を理解する。
- ④ 人口構成の変化などの社会経済状況を考慮して、今後の介護保険および地域医療提供体制のあるべき姿を理解する。

概要

高齢化社会を支える介護保険および地域医療提供体制の実態を理解するとともに、実施されてきた政策の特徴ならびに提供主体が抱える問題点を明らかにし、現代のわが国の実情に最も適した介護保険および地域医療政策遂行の方策を考えていく。なお、授業への参加状況を重視するので積極的な参加が望まれる。

4. 授業の到達目標

まず、統計資料法令をもとにわが国の介護保険および地域医療提供体制の現状と問題点を理解する。次に、これら分野の代表的な政策の分析を行い、問題点及び特性を理解する。また、制度面の課題、保険者、介護・医療従事者、介護産業、介護施設、介護保険や地域医療医療経営を取り巻く環境を理解する。また、介護の隣接領域である医療提供体制とそれを支える医療政策、財政や人材の確保等の問題点、政策の理念、目的、目標、計画策定過程、執行体制、評価、住民参加等の項目に関する分析を行いながら理解を深めていく。そして、将来の最適な介護保険や地域医療提供体制に関する政策の具体像が提言できる能力の育成を図っていく。なお、授業への参加状況を重視するので積極的な参加が望まれる。

5. 授業方法

講義形式、討議、発表、事例検討などによる。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

成績評価は、テスト結果または提出されたレポートや発表の内容(30点)と講義への出席および総合討議等への参加状況(70点)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

マスメディアの情報も含めて、昨今の介護保険や地域医療およびその周辺分野の状況を書籍・インターネット等で調べておく。

9. 参考書

教科書:特になし

参考書:①介護支援専門員基本テキスト(長寿社会開発センター)

②国民の福祉と介護の動向2019/2020(財厚生労働統計協会)

③「介護保険のしくみ」服部万里子(日本実業出版社)

その他必要に応じて指示する。

10. 履修上の注意事項

「1.4 医療保険論」「1.5 医療計画制度」等と関連する。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

毎週月曜日午後17:00～18:00

科目責任者 河原和夫教授室(M&Dタワー16階)

13. 備考

問い合わせは電話、あるいは訪問のみ受ける。e-mailでの問い合わせには応じない。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	12月14日 (月) 18:00～21:10	介護保険論総論	河原 和夫
2	12月15日 (火) 18:00～21:10	地域医療活動	近藤 太郎
3	12月16日 (水) 18:00～21:10	総合討議など	河原 和夫
4	12月17日 (木) 18:00～21:10	地域における高齢者支援	森田 久美子

医療と社会の安全管理

Safety management system in the medical facilities and in society

科目コード: 4021 1年次 1単位
科目ID: GA-b4021-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	河原 和夫	政策科学分野 教授	kk.hcm@tmd.ac.jp
科目担当者	菅河 真紀子	政策科学分野 特任助教	sugawa.hcm@tmd.ac.jp
	谷川 武	順天堂大学 公衆衛生学教室 教授	t-sekiyama@juntendo.ac.jp
	大友 康裕	救急災害医学分野 教授	clubtomo@me.com

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

- ①社会全体の安全対策・危機管理政策の概要
- ②DMATの活動の概要
- ③医療安全対策(血液事業の安全対策も含む)
- ④生活習慣等に起因する個人の健康危機の実態及びその予防・治療方策の概要
- ⑤原子力災害に関する職域等での健康危機管理
- ⑥患者・市民の立場に立った医療安全対策

概要

医療安全の推進が叫ばれて久しいが、安全・安心の社会を保持することは医療だけの問題ではなく、首都直下型地震や新型インフルエンザ、原子力関連事故等の医療が関わる健康危機管理事象への備えも必要である。加えて生活習慣等に起因する健康危機に対する個人レベルでの健康管理も現代社会では重要な課題となっている。講義では、これらの社会的要請が強い事象に関していかなる活動が行われているか、また、保健医療上の問題の本質を理解し安全対策を進める上で不可欠な政策について考える。また、諸外国の実情についても分析を行っていく。なお、授業への参加状況を重視するので積極的な参加が望まれる。

4. 授業の到達目標

- ①現代社会における危機管理の概念を説明できる。
- ②生活習慣等に起因する個人の健康危機の実態、予防・治療方策について説明できる。
- ③国および地域における健康危機管理・防災対策を説明できる。
- ④医療安全対策に関する取り組みを概説できる。
- ⑤血液事業の安全対策に関する取り組みを概説できる。
- ⑥新興・再興感染症の定義、疫学、近年の国内外の感染症アウトブレイクを概説できる。
- ⑦大規模震災対策(天災・人災)に対処すべき課題と必要な政策について説明できる。

5. 授業方法

講義形式、討議、発表、事例検討などによる。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

成績評価は、テスト結果または提出されたレポートや発表の内容(30点)と講義への出席および総合討議等への参加状況(70点)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

過去の医療事故や血液製剤を取り巻く訴訟、震災等の災害事例を調べ、そのイベントの特徴やいかなる救護活動が行なわれるとともに対応の問題点などを整理しておく。加えて、昨今の医療安全および健康危機管理・災害対策、個人の健康管理政策の実態等についても書籍・インターネット等で調べておく。

9. 参考書

令和元年版防災白書（内閣府）など

10. 履修上の注意事項

「1.1 医療提供政策論」「1.4 医療保険論」「9.2 医学概論」と関連する。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

毎週月曜日午後17:00～18:00

科目責任者 河原和夫教授室(M&Dタワー16階)

13. 備考

問い合わせは電話、あるいは訪問のみ受ける。e-mailでの問い合わせには応じない。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	5月18日（月） 18:00～21:10	医療安全・社会安全対策総論	河原 和夫 菅河真紀子
2	5月20日（水） 18:00～21:10	血液事業の危機管理および安全対策	菅河 真紀子
3	5月21日（木） 18:00～21:10	DMATの活動概要	大友 康裕
4	5月22日（金） 18:00～21:10	生活習慣や職環境等に起因する個人と 社会の健康危機管理	谷川 武

医療機関リスク管理

Risk Management in Medical Institutions

科目コード: 4022 1年次 1単位
科目ID: GA-b4022-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	高橋 弘充	医学部附属病院薬剤部 部長	htakahashi.mpha@tmd.ac.jp
科目担当者	工藤 篤	医療安全管理部 部長	kudomsrg@tmd.ac.jp
	貫井 陽子	感染制御部 部長	y-nukui.infe@tmd.ac.jp
	田中 直文	武蔵野赤十字病院 麻酔科部 副部長	tanaka.oper@tmd.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

- ・大学病院における医療リスク管理とメディカルリスク分析
- ・インシデントレポート分析
- ・医療機関における感染症対策と危機管理
- ・医薬品の適正使用

概要

医療機関における医療事故と感染症対策について講述する。医療安全管理部の組織と活動、医療事故の分析評価手法であるインシデントレポート、医薬品の適正使用、感染危機管理のフレームワーク、感染対策委員会・インфекションコントロールチームの組織と機能、感染症アウトブレイクに対する危機管理の実例とシミュレーションなどについて、講義・演習を行う。

4. 授業の到達目標

- ・医療機関におけるリスクマネジメントの実際を理解し、メディカルリスクマネジメントの手法を学ぶ。
- ・医薬品の関わるリスクと安全対策を理解する。
- ・医療機関における感染症対策と危機管理を理解する。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

参加状況、授業での態度、レポートにより評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特になし。

9. 参考書

教科書: 特になし。

参考書: 米国医療の質委員会／医学研究所「人は誰でも間違える」(日本評論社)

中島和江、児玉安司「ヘルスケアマネジメント」(医学書院)

河野龍太郎「医療におけるヒューマンエラー」(医学書院)

10. 履修上の注意事項

「2. 1 医療と社会の安全管理」が国全体もしくは社会の安全管理を主として論ずるのに対し、本講では医療機関レベルでの問題にフォーカスを絞って述べる予定である。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

授業内容の問い合わせに関しては、電子メールで連絡を取るにより、適宜これに対応する。

13. 備考

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	5月25日 (月) 18:00～21:10	医療機器の安全管理	田中 直文
2	5月27日 (水) 18:00～21:10	医薬品の安全性	高橋 弘充
3	5月28日 (木) 18:00～21:10	院内感染対策と危機管理	貫井 陽子
4	5月29日 (金) 18:00～21:10	病院における医療安全管理	工藤 篤

医療のTQM

Total Quality Management in Health Care

科目コード: 4023 1年次 1単位
科目ID: GA-b4023-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	高瀬 浩造	研究開発学分野 教授	ktakase.rdev@tmd.ac.jp
科目担当者	棟近 雅彦	早稲田大学理工学術院 教授	munechika@waseda.jp
	小林 美亜	静岡大学大学院創造科学技術研究部 特任教授	miak@mti.biglobe.ne.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

医療の質保証活動であるTQMの方法論およびクリニカルパスについての理解を深める。

概要

日本においても医療の質についての議論が行われるようになってきているが、社会が納得できるような意味での質保証は未だ十分には行われていない。ここでは、医療における質保証の基本的な方法論について習得し、またそれを実践する上での問題点について検討する。

4. 授業の到達目標

- ① 医療の質の要素について理解を深める。
- ② 医療の質保証の方法論とクリニカルパスについて修得する。
- ③ 日本における医療の質保証の現状について説明する。
- ④ 今後の医療におけるTQMの活動について議論できる。

5. 授業方法

講義形式および演習(ケーススタディー)による。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

成績評価は、参加状況(50点)および講義中に課す演習の評価(50点)の総合評価による。

8. 準備学習等についての具体的な指示

教科書および参考書などに目を通しておくこと。また、医療機関におけるTQM活動について情報収集しておくこと。

9. 参考書

教科書:

・上原、黒田、飯塚、棟近、小柳津「医療の質マネジメント～医療機関におけるISO 9001の活用～」(日本規格協会)2003年

・飯塚、棟近、上原「医療の質マネジメントシステム～医療機関必携 質向上につながるISO導入ガイド」(日本規格協会)2006年

参考書:

・高瀬、阿部 編「エビデンスに基づくクリニカルパス～これからの医療記録とヴァリアンス分析～」(医学書院)2000年

・日本クリニカルパス学会編「クリニカルパス用語解説集 増補改訂版」(クリニカルパス学会)2014年

・飯田修平「医療における総合的質経営」(日科技連)2003年

・飯田修平、飯塚悦功、棟近雅彦 監修「医療の質用語事典」(日本規格協会)2005年

・飯塚悦功、棟近雅彦、上原鳴夫監修「医療の質マネジメントシステム～医療機関必携 質向上につながるISO導入ガイド～」(日本規格協会)2006年

・飯塚悦功、水流聡子「医療品質経営」(医療企画)2010年

その他必要に応じて指示する。

10. 履修上の注意事項

系2の「医療の質の確保とリスク管理」全般との関連も深い、系10の「臨床研究・治験」との関連もある。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

オフィスアワーは特に定めないが、授業内容の問い合わせに関しては、電子メールで連絡を取ることに、適宜これに対応する。

13. 備考

医療管理の中核をなす科目であるため、十分に習得すること。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	11月24日 (火) 18:00～21:10	医療の質マネジメント	棟近 雅彦
2	11月25日 (水) 18:00～21:10	クリニカルパス	小林 美亜
3	11月26日 (木) 18:00～21:10	医療のTQM概論	高瀬 浩造
4	11月27日 (金) 18:00～21:10	医療のTQM実践	高瀬 浩造

医療機能評価

Evaluation of quality and reliability of health care system

科目コード: 4024 1年次 1単位

科目ID: GA-b4024-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	河原 和夫	政策科学分野 教授	kk.hcm@tmd.ac.jp
科目担当者	菅河 真紀子	政策科学分野 特任助教	sugawa.hcm@tmd.ac.jp
	河北 博文	社会医療法人 河北医療財団 理事長	hiro@kawakita.or.jp
	藍 真澄	保険医療管理学分野 教授	aivasc@tmd.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

戦後、我が国の医療提供体制は量的な整備を中心に進められてきた。しかし近年、医療安全や医療の質、そして患者対応等のいわば質的な保証を望む声が強くなってきた。それにともなってこれらの事項を測る適切な指標の確立についても研究等が精力的に進められている。講義では医療機能評価の前提となる医療の量的・質的要件の考え方、経済的・財政的・診療報酬的観点からの評価、評価指標および評価方法等の諸問題、ならびに医療従事者および患者双方の立場から医療機能を向上させる方策についても検討する。また、具体的事例として医療機能評価機構などで実施されている病院機能評価の実態、評価に関連する統計資料をもとにわが国の病院機能評価の現状と問題点を理解する。特に、誰のために何を目的とした評価なのか、患者・家族の立場、医療関係者ならびにその他の関係者・関係団体の立場からも問題点や必要性を指摘できる能力を養い、理解を深めていく。そして、将来の最適な病院機能評価のあり方が提言できる能力の育成を図っていく。なお、授業への参加状況を重視するので積極的な参加が望まれる。

概要

病院機能評価に関わる理念、目的、指標、方法、受益者、関係者の役割などを理解するために現在までの成果や問題点、データを分析・理解する能力を養うとともに、実施されてきた政策の特徴ならびに問題点を明らかにし、現代のわが国の実情に最も適した病院機能評価のあり方を論じる能力を身につける。患者の視点から医療を捉えることにも心がける。

4. 授業の到達目標

- ① 医療機関が患者・家族、地域住民及び関係者から求められている役割や使命を理解する。
- ② 各種医療関連データから病院機能評価にふさわしい指標や評価の仕組み、方法ならびに誰が何のために評価するのかを理解する。
- ③ 病院機能評価が始まった歴史的経緯および現状、それらの問題点を理解する。
- ④ 過去あるいは実際に実施されている政策、実施が検討されている政策の分析を行い、問題点ならびに改善のための政策手段を理解する。
- ⑤ 医療機関および医療人の役割の理解を通じて医療システム全体を評価できる資質を養う。

5. 授業方法

講義形式、討議、発表、事例検討などによる。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

成績評価は、テスト結果または提出されたレポートや発表の内容(30点)と講義への出席および総合討議等への参加状況(70点)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

日本医療機能評価機構、厚生労働省、研究報告等で医療機能評価の概要、関係者の取り組み、問題点など現在の状況を調べておく。

9. 参考書

参考書: 日本医師会・厚生省健康政策局指導課「病院機能評価マニュアル」(金原出版)

Restructuring Hospital Quality Assurance: The New Guide for Health Care Providers Jean Gayton Carroll

参考サイト:

(財)日本医療機能評価機構ホームページ 「<http://jcqhc.or.jp/html/index.htm>」

JCAHO (Joint Commission on Accreditation of Healthcare Organizations) ホームページ 「<http://www.jcaho.org/>」

AHRQ (Agency for Healthcare Research and Quality) ホームページ 「<http://www.ahrq.gov/>」

その他必要に応じて指示する。

10. 履修上の注意事項

「1.1 医療提供政策論」「2.2 医療機関リスク管理」「2.3 医療のTQM」などMMAの中の多くの科目と関連する。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

毎週月曜日午後17:00～18:00

科目責任者 河原和夫教授室(M&Dタワー16階)

13. 備考

問い合わせは電話、あるいは訪問のみ受ける。e-mailでの問い合わせには応じない。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	6月8日 (月) 18:00～21:10	医療機関および医療人の役割とその評価	河原 和夫
2	6月9日 (火) 18:00～21:10	日本医療機能評価機構の活動	河北 博文
3	6月10日 (水) 18:00～21:10	医療機能評価概説、発表・総合討議など	河原 和夫 菅河真紀子
4	6月11日 (木) 18:00～21:10	医療保険制度からの評価	藍 真澄

医療制度と法

Health Care System and Law

科目コード: 4031

1年次

1単位

科目ID: GA-b4031-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	磯部 哲	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授	teisobe@keio.jp
科目担当者	船橋 亜希子	東京大学医科学研究所 公共政策研究分野 特任研究員	
	清水 真	明治大学法科大学院 教授	

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

憲法を頂点とするわが国の法体系等の基本論点を解説したのちに、医療スタッフに関する法制度(医師や看護師等の身分や業務に関する法規)、病院や医薬品・医療機器に関する法制度(医療法、薬機法等)、健康保険等に関する法制度の他、救急医療や在宅医療等の現代的諸問題を法律学の視点から概観する。また、医療と刑事法の関わりについても集中的に取り上げる。医療と法をめぐる諸問題の中には、解答の困難な問題が多くあるが、本講義では、まずは日々日常の医療現場を支える法制度に関する理解を深めながら、法と医療の関わり方、法のあり方について考える素材を提供することとしたい。本授業への参加を通じて、「法的なものの考え方」の特徴を理解してもらえるようにつとめたい。詳細は授業計画(予定)の項を参照のこと。

概要

以下の各項目を取り上げていく予定である。(受講者の希望も聴きながら、随時修正を加えることがある)

- ① 医療関連法規の体系、法と医療の交錯の諸相
- ② 医療従事者に関する法制度(医師法・保助看法等の資格と業務、専門職間の業務分担等)
- ③ 医療施設・地域医療体制、医薬品等に関する法制度
- ④ 「医事刑法」、医療事故調査制度等
- ⑤ 医療の財源等に関する法制度(健康保険法等の医療保険制度に関わる法)
- ⑥ 救急医療・在宅医療に関する法制度
- ⑦ 精神医療・感染症医療に関する法制度
- ⑧ その他

4. 授業の到達目標

- ・医療関連法規の概観
- ・わが国の医療制度を支える法制度に関する理解を深める。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

参加状況およびレポート。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特に予習の必要はないと思われるが、普段からこの分野のニュース等に関心を持つておくことが望ましい。テーマに関連した話題提供があれば歓迎する。

9. 参考書

教科書:特に指定しない。

参考書:米村滋人『医事法講義』(日本評論社、2016年)

その他、参考文献は講義の中で随時紹介する。

10. 履修上の注意事項

同系に開設された他の科目のうち、「3. 3 生命倫理と法」では、本授業と密接に関連する論点が多く、法と倫理の異同等を考察するためにも併せて履修されることを強くお勧めする。それにより「医療関連法規」に関する理解も深まるはずである。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

質問等は、講義終了後、あるいはメールにて受け付ける。

13. 備考

本授業の担当者は法律学の研究者であるが、そのような立場からの「一方通行」的な講義・解説に終始するのではなく、参加者との建設的・有意義な対話を通じて新たに問題を発見し理解を深められるような「対話重視」型の授業としたい。その意味で、受講者には積極的な参加を希望している。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	6月15日 (月) 18:00～21:10	医療関連法規概観 医療従事者に関する法制度	磯部 哲
2	6月16日 (火) 18:00～21:10	医療施設、医薬品等に関する法制度 医療情報等に関する法制度	磯部 哲
3	6月17日 (水) 18:00～21:10	刑事実体法と医療 刑事手続法と医療 医療事故調査制度等	船橋亜希子 清水 真
4	6月18日 (木) 18:00～21:10	救急医療・在宅医療に関する法制度 精神医療・感染症医療に関する法制度他	磯部 哲

医事紛争と法

Medical Disputes and the Law

科目コード: 4032 1年次 1単位
科目ID: GA-b4032-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	滝沢 昌彦	一橋大学大学院法学研究科 教授	m.takizawa@r.hit-u.ac.jp
科目担当者	中川 佳則	弁護士(東京弁護士会所属)	nakagawa@sirius-law.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

- ① 医事紛争と法の基本法理(医療行為、診療契約、医師の権利義務と患者の権利義務、責任根拠、過失、因果関係、損害)を学ぶ。
- ② 医師の民事責任、刑事責任、行政責任について実例に基づき学ぶ。
- ③ 医療過誤判例の基本法理を学ぶ。
- ④ 医療過誤訴訟の実情や訴訟の具体的進め方と問題点を学ぶ。
- ⑤ 臨床現場での医事紛争の問題点と対処方法について考える。
- ⑥ 病院や医師の医療事故防止対策・リスクマネジメントについて考える。
- ⑦ その他、医事紛争をとりまく法律問題、医療過誤裁判の今後とあるべき医療について考える。

概要

以下の各項目を取り上げていく予定である。(受講者の希望も聴きながら、随時修正を加えることがある)

- ① 基本用語と法理(医事紛争・医療事故・医療過誤、民事責任・刑事責任などの法的責任、行政処分と雇用契約上の処分、損害賠償責任における過失・損害・因果関係、診療契約、医師と医療機関の義務、患者の義務、共同不法行為、使用者責任、過失相殺、安楽死・尊厳死など)
- ② 基本判例と判例法理(説明義務、告知義務、転送義務、患者の同意・自己決定権、医療水準、医療行為と裁量、因果関係、延命利益と期待権、信教と輸血拒否、問診、検査、投薬・注射、手術、麻酔、患者管理、院内感染、救急医療、周産期医療など)
- ③ 医事紛争の発生から訴訟まで(異状死の届出義務、カルテ開示、個人情報保護と情報公開、証拠保全、解剖、診断書、患者側への説明義務とその範囲、示談、医師賠償責任保険)
- ④ 訴訟の流れと判決まで(医療過誤訴訟の現状、迅速な裁判と計画審理、医療専門部、専門員制度、訴状と答弁書、準備書面、争点整理、診療経過一覧表、文書送付嘱託、調査嘱託、診療録・文献・意見書・陳述書その他の書証、証人尋問、鑑定、和解、判決、控訴・上告、弁護士費用・訴訟費用の負担、訴訟対策)
- ⑤ リスクマネジメントと事故防止策、保険
- ⑥ 医療過誤裁判の今後の行方と医療のあり方

4. 授業の到達目標

医事紛争の中心である医療過誤の問題について、基本法理を学習し、実際の判例やケース・スタディをもとに問題点を学び、また医療裁判や医事紛争の実践についての概要を知ってもらい、実務に役立つ知識を習得する。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

参加状況、授業への参加の仕方、レポート(「医療過誤・医事紛争について」)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

できれば、レジメと資料を作成し、遅くとも1週間くらい前に配布したいと考えているので、その範囲で予習してもらえれば、問題点が理解しやすくなる。

9. 参考書

特に指定しない。

10. 履修上の注意事項

同系に開設された他の科目のうち、「3. 3 生命倫理と法」では、本授業と密接に関連する論点が多く、法と倫理の異同等を考察するためにも併せて履修されることを強くお勧めする。それにより「医療関連法規」に関する理解も深まるはずである。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

科目責任者 滝沢昌彦(m.takizawa@r.hit-u.ac.jp)宛にメールで問い合わせてください。

13. 備考

「3.1 医療制度と法」という講座があり、一部重複するところがあるかもしれない。なるべく一方通行の講義でなく、ケース・スタディを用いて、学生に意見を述べてもらい、討論する時間を多くとりたいと考えている。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	8月17日 (月) 18:00～21:10	基本用語と法理	滝沢 昌彦
2	8月18日 (火) 18:00～21:10	ケース・スタディ① 医事紛争の内容、医師と患者の権利と義務	中川 佳則
3	8月19日 (水) 18:00～21:10	ケース・スタディ② 医師の注意義務、損害との因果関係	中川 佳則
4	8月20日 (木) 18:00～21:10	ケース・スタディ③ 医療過誤訴訟の流れと問題点	中川 佳則

生命倫理と法

Bioethics and Law

科目コード: 4033 1年次 1単位
科目ID: GA-b4033-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	磯部 哲	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授	teisobe@keio.jp
科目担当者	一家 綱邦	国立がん研究センター 研究支援センター 生命倫理・医事法室長	

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

人の生命の始期・終期に関することや、医学・生命科学の発達により惹起される法的・倫理的・社会的諸問題を検討する。詳細は授業計画(予定)の項を参照のこと。講義形式で行う部分もあるが、例えば遺伝病の告知、生殖補助医療の意義と限界、延命治療中止・差し控えに関する判断枠組み、臨床研究のあり方、生体間移植におけるドナー選定の問題、出生前診断と胎児の生命等々の具体的なテーマ(以上はあくまで例示にすぎない)を設定し、「もし倫理委員会の委員としてそうした案件を審議するとしたら、どのような事項をどの程度に考慮しなければならないか」というようなイメージで、実践的な双方向の議論を行うことを通じて考察を深めていきたいとも考えている。

概要

以下の各項目を取り上げていく予定である(受講者の希望も聴きながら、随時修正を加えることがある)。

- ① 生命倫理の基本概念
- ② 医学研究規制
- ③ ヒト由来組織・ヒト胚の法的地位、クローン技術規制・再生医療規制
- ④ バイオバンク・コホート研究、診療情報・がん登録、遺伝情報等
- ⑤ 人工妊娠中絶、生殖補助医療技術、代理懐胎、出生前・着床前診断等
- ⑥ 終末期医療の諸問題(「安楽死」、医療の拒否・尊厳死、重度障害新生児の治療等)
- ⑦ 脳死、臓器移植(生体間移植、組織・細胞移植、臓器売買等を含む)
- ⑧ その他

4. 授業の到達目標

- ・生命倫理と法に関する現代的諸問題の概観
- ・「人間のいのちに関わる諸問題」を、学際的な視座から複眼的に幅広く考究する必要性を理解する。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

参加状況及びレポート。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特に予習の必要はないと思われるが、普段からこの分野のニュース等に関心を持つておくことが望ましい。テーマに関連した話題提供があれば歓迎する。

9. 参考書

教科書：特に指定しない。

参考書：米村滋人『医事法講義』（日本評論社、2016年）、甲斐克則編「レクチャー生命倫理と法」（法律文化社、2010年）その他、参考文献は講義の中で随時紹介する。

10. 履修上の注意事項

同系に開設された他の科目のうち、「3. 1 医療制度と法」では、本授業と密接に関連する論点が多く、法と倫理の異同等を考察するためにも併せて履修されることを強くお勧めする。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

質問等は、講義終了後、あるいはメールにて受け付ける。

13. 備考

本授業の担当者は法律学の研究者であるが、そのような立場からの「一方通行」的な講義・解説に終始するのではなく、参加者との建設的・有意義な対話を通じて新たに問題を発見し理解を深められるような「対話重視」型の授業としたい。その意味で、受講者には積極的な参加を希望している。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	7月6日（月） 18:00～21:10	生命倫理の基本概念 医学研究規制	一家 綱邦
2	7月7日（火） 18:00～21:10	細胞治療（再生医療）等 遺伝情報のプライバシーと遺伝子差別等	一家 綱邦 磯部 哲
3	7月8日（水） 18:00～21:10	人工妊娠中絶、生殖補助医療技術 代理懐胎、出生前・着床前診断等	一家 綱邦 磯部 哲
4	7月9日（木） 18:00～21:10	死体の法的地位、臓器移植、終末期医療	磯部 哲

病院情報管理学

Hospital Information Management

科目コード: 4041 1年次 1単位
科目ID: GA-b4041-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	高瀬 浩造	研究開発学分野 教授	ktakase.rdev@tmd.ac.jp
科目担当者	松浦 亨	北海道大学大学院社会医療管理学、北海道大学病院 臨床教授	macchan@med.hokudai.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

医療機関が取り扱う情報の管理方法について網羅的に習得する。

概要

病院が取り扱う情報の種別および量は近年大幅に膨張しており、その管理について医療機関の責任が問われてきている。ここでは、病院情報を診療情報と区別するため、医療機関が扱う情報のクラスであると定義し(診療情報はインスタンスと定義される)、管理すべき緊急度の高い情報種別を中心に議論する。また、情報の使用目的、個人情報保護との係わり、病院情報システムについても理解を深める。

4. 授業の到達目標

- ① 病院が管理する情報の範囲と種別を規定して、認識を深める。
- ② 病院情報と診療情報との意味論的な相違点を確認する。
- ③ 病院情報がどのように利用されるのかについて検討する。
- ④ 今後病院情報を管理する上での問題点について検討する。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

- ① 情報の定義、種別と範囲
- ② 病院情報の管理とは
- ③ 病院管理・経営に必要な病院情報インスタンス
- ④ 公的に要求される病院管理情報
- ⑤ 個人情報保護と問題発生時の情報管理
- ⑥ 病院情報システムの概要

7. 成績評価の方法

成績評価は、参加状況(50点)および講義中に課すレポートの評価(50点)の総合評価による。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特に無いが、医療機関での情報管理の実態について考察しておくこと。また、情報理論の一般知識を持っていた方が理解しやすいので、簡単に一般書レベルで構わないので、目を通しておくこと。

9. 参考書

参考書: 福田剛久・高瀬浩造 編「医療訴訟と専門情報」(判例タイムズ社)

10. 履修上の注意事項

「4.2 診療情報管理学」。その他の大半の授業科目での情報ソースに対応している。積極的な議論参加が要求される。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

オフィスアワーは特に定めないが、授業内容の問い合わせに関しては、電子メールで連絡を取ることで、適宜これに対応する。

13. 備考

積極的な議論参加が要求される。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	6月30日 (火) 18:00～21:10	情報管理の基礎	高瀬 浩造
2	7月1日 (水) 18:00～21:10	医療機関における情報管理	高瀬 浩造
3	7月2日 (木) 18:00～21:10	医療分野での情報化	高瀬 浩造
4	7月20日 (月) 18:00～21:10	大学病院での病院情報インスタンス	松浦 亨

診療情報管理学

Health Information Management

科目コード: 4042 1年次 1単位
科目ID: GA-b4042-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	伏見 清秀	医療政策情報学分野 教授	kfushimi.hci@tmd.ac.jp
科目担当者	阿南 誠	川崎医療福祉大学 教授	mako@mw.kawasaki-m.ac.jp
	清水 沙友里	医療経済研究機構 主任研究員	sshihci@gmail.com
	桑原 比呂世	千葉大学医学部附属病院 特任准教授	bxx03410@nifty.com

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

診療情報その管理の概容を理解するとともに、診療情報を活用した様々な医療評価手法を理解することを目的とする。

概要

診療情報管理、診断群分類、包括評価、厚生統計等に関する最新の資料を配付し、プレゼンテーションを用いて講義を行った上で、質疑応答や学生の実務上の経験や意見に基づく討論等で理解を深める。配布使用予定の資料としては、ICD10コーディングのガイドライン、診断群分類DPCに関する中医協資料抜粋と厚生労働省研究班報告書抜粋、包括評価対応のためのマニュアル、厚生労働省諸統計の概要と研究報告書抜粋、諸論文の抜粋等を予定している。

4. 授業の到達目標

- ① 診療情報管理の概念とその実務を理解すること。
- ② 診断群分類および包括評価の概念と実務およびそれらの医療管理評価への応用を理解すること。
- ③ 診療情報、統計情報等のデータマネジメントと研究的活用方法を理解すること。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

第1日: 診療情報管理総論、診療録管理の理論と実務、傷病名コーディングの理論と実務、診療報酬関連情報管理の実務、診断群分類の導入と効率的診療情報管理等に関する講義と討論(阿南講師)

第2日: 診断群分類の理論と国際比較、日本版診断群分類DPCと包括評価の理論と実務、診断群分類を用いた医療管理の理論と実際等に関する講義と討論

第3日: DPCデータの構造と意味(清水講師)、DPCデータ等の医療業務データの分析手法(桑原講師)

第4日: 診断群分類を用いた医療の評価、我が国の医療提供体制の評価への診断群分類の応用、地域医療資源配分計画、地域保健医療計画と診断群分類等に関する講義と討論

7. 成績評価の方法

成績評価は提出レポート内容(50点)と参加状況(50点)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

診療記録関連の法的背景、診療録の電子記録、診療記録の作成技法等については触れる時間がほとんど無いため、他講または参考書にてその概略を理解しておくことが望ましい。

9. 参考書

参考書:「診療情報による医療評価. DPCデータから見る医療の質」.(東京大学出版会)
「DPCデータ活用ブック・第二版」(じほう社)
「21世紀の医療と診断群分類」(じほう社)
「DPCと病院マネジメント」(じほう社)
「疾病、傷害および死因統計分類提要」第2巻(厚生統計協会)
「経営力・診療力を高めるDPCデータ活用術」(日経ヘルスケア). 等

10. 履修上の注意事項

医療提供体制の設計と評価の点で「1.1 医療提供政策論」と、診療情報の電子化や病院システムとの関連で「4.1 病院情報管理学」と関連すると考えられる。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

平日10時より18時

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	7月13日 (月) 18:00～21:10	診療情報管理の基礎・診療情報分析総論	伏見 清秀 阿南 誠
2	7月14日 (火) 18:00～21:10	医療情報の標準化と DPC診断群分類包括評価	伏見 清秀
3	7月15日 (水) 18:00～21:10	DPCデータと診療情報分析手法	清水 沙友里 桑原 比呂世
4	7月16日 (木) 18:00～21:10	診療情報を用いた医療評価	伏見 清秀

IT時代の医療診断システムとセキュリティ

Medical Diagnosis and Information Security in IT Era

科目コード: 4043 1年次 1単位
科目ID: GA-b4043-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	小尾 高史	東京工業大学 科学技術創成研究院 准教授	obi@isl.titech.ac.jp
科目担当者	大山 永昭	東京工業大学 科学技術創成研究院 特命教授	yama@isl.titech.ac.jp
	中村 健太郎	東京工業大学 科学技術創成研究院 教授	nakamura.k.ah@m.titech.ac.jp
	山口 雅浩	東京工業大学 工学院 情報通信系 教授	yamaguchi.m.aa@m.titech.ac.jp
	尾形 わかは	東京工業大学 工学院 情報通信系 教授	wakaha@mot.titech.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

医療をとりまくIT技術をどのように生かしていくべきか、主として以下のテーマをもとに、将来に向けた戦略を考える素地を提供する。

- ・ 診断と治療をつなぐIT技術
- ・ 個人情報の管理とICカード
- ・ 医療情報の電子保存と証拠性
- ・ プライバシーの保護とセキュリティ
- ・ 医療IT化における医用画像診断装置の役割
- ・ ヘルスケア情報システムと地域医療

概要

本講義では、診断・治療に供される最新の医用画像診断技術の動向について概説するとともに、IT技術を駆使した遠隔医療や、患者のプライバシーを保護するための各種のセキュリティ技術について講じる。なお、本講義では情報に関する専門的知識を必要としないように配慮し、適宜、参加者とのディスカッションの場を設ける。

4. 授業の到達目標

最新の医用画像診断技術に触れるとともに、医療分野のICT化に関連する課題とその解決策を理解する。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

別表のとおり。

7. 成績評価の方法

レポート(本科目全体で、一編)

成績評価は、提出されたレポートの内容(50点)と参加状況(50点)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特に必要としない。

9. 参考書

特になし。

10. 履修上の注意事項

より実際の病院業務と密着した内容については、「4.1 病院情報管理学」、および「4.2 診断情報管理学」をも併せて受講されたい。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

東京工業大学すずかけ台キャンパスR2-324 平日9:30-17:30 Tel:045-924-5482

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	6月22日（月） 18:00～21:10	個人情報の管理とICカード	大山 永昭
2	6月23日（火） 18:00～21:10	超音波・音響技術のヘルスケア応用 セキュリティー技術	中村 健太郎 尾形 わかは
3	6月24日（水） 18:00～21:10	医療情報システム	小尾 高史
4	6月25日（木） 18:00～21:10	画像診断支援技術	山口 雅浩

医療思想史

History of Medical Thoughts

科目コード: 4051 1年次 1単位
科目ID: GA-b4051-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	吉本 秀之	東京外国語大学大学院総合国際学研究院 教授	h.yoshimoto@tufs.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

西洋医学・医療の歴史をサーヴェイすることを通して、歴史における医学・医療のあり方について基本的なポイントを理解してもらう。

概要

西洋における〈医〉の考え方を、ギリシア時代からキリスト教の時代、そしてルネサンス以降の近代、一九世紀の科学技術と産業化の時代、二十世紀の世界化と原子の時代と、いくつかの大まかな時代区分に従って医学の歴史とともに振り返り、それぞれの節目で生じた〈病〉に関する考え方やそれに対応した〈医療〉のあり方の変化とその意味を検討する。それを通して、〈医〉とは何か、治療と癒し、医と宗教、信と効能など、〈医〉のよって立つ関係、その特殊な意味を把握する。また、現代医療の諸条件を、医学の科学的なコンテキスト、および産業システムの歴史的展開と照らし合わせて検討し、産業化やマネージメント思想がもたらした〈医療〉体制の諸問題などを視野に入れながら、現代医療を考えるうえで必要と思われる知的な見とおしを提示する。時間軸に沿った歴史的変化の解説と、そこから引き出せる諸テーマの考察とを組み合わせた講義となる。

4. 授業の到達目標

現代医療を生み出しその枠組や方向を規定している西洋医療の考え方の歴史をたどり、現代の医学あるいは医療がどのような思想的伝統のうえに成り立つものかを知る。それとともに、人間にとって〈医〉とは何かを根本から考えなおし、現代医療のあり方を照らし出す上で指標として役立つと思われる医療思想の基本的知見を身につける。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

第1回 古代から中世へ: 医学・医療の出現と中世における大学医学部

第2回 ルネサンスと初期近代: 近代科学の出現と医学・医療の変化

第3回 近代(1): 18世紀

第4回 近代(2): 19世紀から現代へ

おおむね以上のような配分を予定しているが、各回、講義と質疑応答で授業を進める。

7. 成績評価の方法

各回のコメントシート(50%)、並びにタームペーパー(期末レポート)(50%)により評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

医学史通史を1点と、個別の医学・医療史に関する論考を1点、読んでもらいたい。

9. 参考書

参考書: 梶田 昭 『医学の歴史』講談社学術文庫、2003. 小川鼎三『医学の歴史』中公新書、1964.
L・ステルペローネ 『医学の歴史』原書房、2009. W.H.マクニール『疾病と世界史』上下、中公文庫、2007.
川喜田愛郎『近代医学の史的基盤』岩波書店、1977. 飯島渉『感染症の中国史: 公衆衛生と東アジア』中公新書、2009.
見市雅俊・飯島渉他編著『疾病・開発・帝国医療』東京大学出版会、2001.
その他、教室で指示。

10. 履修上の注意事項

特になし。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

オフィスアワーは特に定めないが、授業内容の問い合わせに関しては、電子メールで連絡を取ることににより、適宜これに対応する。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	8月31日 (月) 18:00~21:10	古代から中世へ	吉本 秀之
2	9月1日 (火) 18:00~21:10	ルネサンスと初期近代	吉本 秀之
3	9月2日 (水) 18:00~21:10	近代(1)	吉本 秀之
4	9月3日 (木) 18:00~21:10	近代(2)	吉本 秀之

世界の文化と医療

Medical Systems of the World from Cultural Perspective

科目コード: 4052 1年次 1単位
科目ID: GA-b4052-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	真島 一郎	東京外国語大学大学院総合国際学研究院 教授	imajima@tufs.ac.jp
科目担当者	栗田 博之	東京外国語大学大学院総合国際学研究院 教授	kuritah@tufs.ac.jp
	山内 由理子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院 准教授	yuriko.yamanouchi@tufs.ac.jp
	外川 昌彦	東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 教授	fakir@aa.tufs.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

グローバル化の波が世界の諸地域に与える影響をめぐって種々の議論が生じており、医療政策の分野もけっして例外ではない。多言語化、多民族化が進む我が国で、今後この分野での仕事に携わるものは、諸地域間の文化落差、死生観のちがひ、医療概念及びその実態に関する一定の知識と理解が要求される。本講義は、医療とその文化的背景に関する世界諸地域の個別事例の紹介を通して、これらの要請に答えることを目的とする。

概要

- ① 文化概念における医療のコンセプトを包括的な視野から明らかにする。
- ② 世界諸地域における文化において病と医療、死生観のテーマはどのように提示され、表象されてきたかを明らかにする。いずれも、担当教員の個別の問題意識にしたがいながら、講義と討論形式の二本立てによって授業を行う。

4. 授業の到達目標

世界諸地域の文化における医療の観念や死生観をめぐって理解を深め、幅広い教養と視野の涵養をめざす。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

第1回: 栗田博之「文化と生殖」

民俗生殖理論を出発点に、親子関係と生殖、新生殖技術、近代医療と伝統医療の併存といった問題を考察する。

第2回: 真島一郎「病因論」

疾病因にかんする民俗的思考を主題とし、病いの可視性／不可視性、医療現場の当事者の意識を考察する。

第3回: 山内由理子「オーストラリア先住民と死生観」

オーストラリア先住民の例を題材に、誕生と死という問題を通じて、身体と心、個と関係性といった問題を考える。

第4回: 外川昌彦「南アジアの死生観」

南アジアにおけるヒンドゥー教とイスラームの現状やその関係について解説し、その中に見られる宗教文化や死生観の問題を考察する。

7. 成績評価の方法

成績評価は、提出レポート内容(60点)と参加状況(40点)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

事前に配布したハンドアウトなどを読んでおくこと。

9. 参考書

授業中に指示する。

10. 履修上の注意事項

「5.1 医療思想史」「5.3 世界の宗教と死生観」と強い関連性をもつので併せて受講することを勧めたい。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

科目担当者にメールで相談すること。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	9月7日（月） 18:00～21:10	文化と生殖	栗田 博之
2	9月8日（火） 18:00～21:10	病因論	真島 一郎
3	9月9日（水） 18:00～21:10	オーストラリア先住民と死生観	山内 由理子
4	9月16日（水） 18:00～21:10	南アジアの死生観	外川 昌彦

世界の宗教と死生観

World Religion and the View of Life and Death

科目コード: 4053 1年次 1単位
科目ID: GA-b4053-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	土佐 桂子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院 教授	ktosa@tufs.ac.jp
科目担当者	飯塚 正人	東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 教授	masato@aa.tufs.ac.jp
	西井 涼子	東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 教授	rnishii@aa.tufs.ac.jp
	丹羽 泉	東京外国語大学大学院総合国際学研究院 教授	niwa@tufs.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

人の移動が格段に進む現代社会に対応し、まず、世界の民族文化に対する基礎知識を深めることを目的とする。具体的には、世界宗教を核にして、生と死の問題、医療に関わる生命倫理などについて検討する。さらに、現代日本の状況を認識し、多言語多文化状況において医療に何が求められるかを考察する基盤を創ることを目的とする。

概要

グローバル化の進む現在、医療もその影響下にある。日本国内でも多様な患者を治療対象とする状況が生じている。看護、介護の世界も同様である。国籍や人種を超えて、担当患者の全人的な癒しを志すうえで、当人の社会的、歴史的、文化のおよび宗教的背景に対して、一定の知識と理解を備えている必要がある。また異文化・異宗教への理解を深めることは、日本人と日本文化に対する再発見にもつながる可能性を有する。こうした意図の下で、本講座ではいわゆる世界宗教といわれるキリスト教、イスラム教、仏教をとりあげ、その基本的理解のほか、宗教における死生観、近年生じている臓器移植などにかかわる生命倫理を検討するとともに、宗教多元社会における共生の可能性についても考察する。

4. 授業の到達目標

- ① 真にボーダレスな治療を目指して、世界の民族文化について知識を深める。
- ② 世界の諸地域で、生と死の問題がどのように扱われているか、医療に関わる倫理が宗教的にどのように定められているか検討する。
- ③ 多言語多文化時代において日本がどのような位置に置かれているか確認する。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

本講義では、3地域(東アジア、東南アジア、中東)からキリスト教、イスラーム、上座仏教、儒教などの世界宗教を取り上げ、その死生観、倫理観などを考察する。近年、日本でも難民、出稼ぎ、研修生制度など多様な形で外国人受け入れが進むなか、多文化・多民族共生を考えざるをえない状況が進行している。こうした状況が医療の現場といかに関わるかも含めて考察する。講義のなかでは、それぞれの宗教内の生命倫理のほか、死との向き合い方、また、さまざまな多宗教状況を紹介することで、日本の多文化状況を考察する手掛かりとしたい。また、世界における民間医療の組み込みや医療ツーリズムの展開なども、適宜紹介する予定である。

7. 成績評価の方法

成績評価は、提出レポート内容(60点)と参加状況(40点)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

東大教員によるリレー講義「5.2 世界の文化と医療」と補完的な関係をもつので、併せて聴講することを望みたい。

9. 参考書

参考書:

葛西賢太、坂井正斉編著2013『ケアとしての宗教』明石書店

村上薫編 2018『不妊治療の時代の中東 家族をつくる、家族を生きる』JETRO

加地伸行1990『儒教とは何か』中公新書

加地伸行 1994『沈黙の宗教—儒教』筑摩書房

内田 樹 2004『死と身体 コミュニケーションの磁場』医学書院

田辺繁治2008『ケアのコミュニティ 北タイのエイズ自助グループが切り開くもの』岩波書店

10. 履修上の注意事項

「5.1 医療思想史」「5.2 世界の文化と医療」と強い関連性をもつので併せて受講することを勧めたい。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

オフィスアワーは特に定めませんが、授業内容の問い合わせに関しては、電子メールで連絡を取るにより、適宜これに対応する。

13. 備考

積極的に討論に参加すること。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	9月10日 (木) 18:00～21:10	イスラームの死生観と生命倫理思想	飯塚 正人
2	9月14日 (月) 18:00～21:10	東アジアにおける死生観 ～多宗教状況下にある韓国の事例を通して	丹羽 泉
3	9月15日 (火) 18:00～21:10	仏教における死生観とその変容 ～上座仏教社会と日本の現在	土佐 桂子
4	9月17日 (木) 18:00～21:10	ムスリムと仏教徒の共生地域における生と死	西井 涼子

病院設計・病院設備

Design of Medical Facilities and Services

科目コード: 4061 1年次 1単位
科目ID: GA-b4061-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	藤井 晴行	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授	fujii.h.aa@m.titech.ac.jp
科目担当者	伊藤 昭	株式会社 日建設計	ito.akira@nikken.jp
科目担当者	沖 拓弥	東京工業大学 環境・社会理工学院 准教授	oki.t.ab@m.titech.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

医療施設及び付属設備の目的、構造、機能、役割などについて、建築設計・建築計画という観点から理解する。医療マネジメントの専門家として、医療施設の建築や維持管理などに必要な知識を習得する。建築に関する教養を一般知識を身につける。

概要

各種病院施設の地域的計画、全体計画、各部門（病棟・外来・診療・供給・管理等）計画の基礎的事項について、人・物・情報の流れ、建物形態、面積規模、施設利用者への配慮等の観点から講述する。また、病院施設に求められる物理化学的環境とそれを創出する設備（空気調和・給排水衛生等）について実際の病院施設の事例をふまえて講述する。

4. 授業の到達目標

病院施設の計画に関わる基礎的事項の修得、病院設備のメカニズムの修得

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

- ① 建築計画概論（藤井）
- ② 病院施設の建築計画と設計の概要（沖）
- ③ 病院設備の概要とメカニズム（伊藤）

7. 成績評価の方法

主としてレポート評価による。実在の医療施設の現況に関わる問題に注目し、施設の改善及び運用の改善による解決方法を考える課題を出題する。問題設定の適切さ、解決方法の提案から伺える当事者意識、解決方法の内容などを評価対象とする。参加状況（出席及び質疑応答）を加味する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特に必要は無いが、講義に伴う演習等の復習を必要とする。

9. 参考書

TBA

10. 履修上の注意事項

「6.2 衛生工学・汚染管理」との関連性は特に高く、先に本科目を履修しておくことが望ましい。また、医療の質の確保と危機管理系の各科目の基礎科目として密接に関連するものである。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

担当教員の本務地が講義キャンパスと異なるため、E-mail 及びアポイントにより対応する。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	9月23日（水） 18:00～21:10	病院施設の計画・設計（1）	沖 拓弥
2	9月24日（木） 18:00～21:10	病院施設の計画・設計（2）	沖 拓弥
3	9月25日（金） 18:00～21:10	病院設備のメカニズム	伊藤 昭
4	9月28日（月） 18:00～21:10	建築計画概論	藤井 晴行

衛生工学・汚染管理

Health Engineering and Contamination Control

科目コード: 4062 1年次 1単位
科目ID: GA-b4062-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	湯浅 和博	東京工業大学 環境・社会理工学院 准教授	yuasa.k.aa@m.titech.ac.jp
科目担当者	鍵 直樹	東京工業大学 環境・社会理工学院 准教授	kagi.n.aa@m.titech.ac.jp
	伊藤 昭	(株)日建設計 設備設計グループアソシエイト	ito.akira@nikken.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

本科目では、以下の点を含めた汚染管理の基礎的知識を修得させることを目的とする。

- ・病院施設の汚染管理の原則
- ・空気汚染物質と空気清浄
- ・病院建築計画と感染管理

概要

医療施設における衛生的環境の確保は、病院内感染の予防に向けた重要な課題である。本科目では、施設の汚染管理の面から、汚染管理の原則、隔離手法、汚染源と汚染物質、空気清浄と空気調和、水利用、クロスコンタミネーションの防止、病院の廃棄物と処理、エネルギー管理などについて講述する。

4. 授業の到達目標

医療施設の管理運営や医療政策の実務を専門とする者は、医療施設内の衛生に関わる工学の基礎的知識を有し、汚染管理の基本理念を理解している必要がある。本科目では、建築学や経営管理学などの工学分野における学部教育に準じた知識の修得を目標とする。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

- ① 病院施設の汚染管理の原則(湯浅)
- ② 空気汚染物質と空気清浄(鍵)
- ③ 建築計画と感染防止の考え方(伊藤)
- ④ 感染防止の具体、ほか(伊藤)

7. 成績評価の方法

講義への参加状況(30%)、演習(20%)、レポート(50%)により評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特に必要は無いが、講義に伴う演習等の復習を必要とする。

9. 参考書

未定

10. 履修上の注意事項

汚染管理には施設・設備の設計が大きく関わるため、「6.1 病院設計・病院設備」を履修していることが望ましい。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

オフィスアワーは特に定めないが、授業内容の問い合わせに関しては、電子メールで連絡を取ることであり、適宜これに対応する。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	10月5日（月） 18:00～21:10	病院施設の汚染管理の原則	湯浅 和博
2	10月6日（火） 18:00～21:10	空気汚染物質と空気清浄	鍵 直樹
3	10月7日（水） 18:00～21:10	建築計画と感染防止の考え方	伊藤 昭
4	10月8日（木） 18:00～21:10	感染防止の具体	伊藤 昭

戦略と組織

Business Strategy and Organization

科目コード: 4071 1年次 1単位
科目ID: GA-b4071-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	荒井 耕	一橋大学大学院経営管理研究科 教授	ko.arai@r.hit-u.ac.jp
科目担当者	林 大樹	一橋大学大学院社会学研究科 客員教授	h.hayashi@r.hit-u.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

次の2つの課題について、組織の責任者として自ら深く考えるための枠組みを提供すること。

- ① 組織のリーダーとして、組織のミッションと目標をどのように定めるか。
- ② 組織目標を実現していくための「戦略」をどうつくるか。

概要

授業は担当教員による講義といくつかのグループに分かれてのクラス討議とで構成する。

4. 授業の到達目標

経営環境の複雑な変化を的確に把握し、時代状況に適合した経営体の使命(ミッション)を確立し、その意義を経営体の構成員にわかりやすく説明する能力を獲得するため、すぐれた経営の戦略と組織について深く考える。

5. 授業方法

講義およびケースを使ったグループディスカッションによって行う。

6. 授業内容

講義のテーマは以下を予定している。

- ① 戦略の基本的な考え方
- ② 組織の基本的な考え方
- ③ ヘルスケアにおけるビジネスモデル
- ④ ヘルスケアにおける組織デザイン

7. 成績評価の方法

成績評価はグループ・ディスカッションとプレゼンテーション(協同学習)への参加・貢献状況(50点)と提出レポートの内容(50点)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

指定された読み物をきちんと読んでください。

9. 参考書

教科書はない。参考書は授業の中で紹介する。

10. 履修上の注意事項

「8.1 人的資源管理」などと特に関連が深い。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

担当教員に個別相談を希望する学生は、授業時に教員に直接相談するか、大学院教務事務室に相談すること。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	10月12日（月） 18:00～21:10	戦略の基本的な考え方	林 大樹
2	10月13日（火） 18:00～21:10	組織の基本的な考え方	林 大樹
3	10月14日（水） 18:00～21:10	ヘルスケアにおけるビジネスモデル	林 大樹
4	10月15日（木） 18:00～21:10	ヘルスケアにおける組織デザイン	林 大樹

財務・会計

Finance / Accounting

科目コード: 4072 1年次 1単位
科目ID: GA-b4072-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	荒井 耕	一橋大学大学院経営管理研究科 教授	ko.arai@r.hit-u.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

医療界における会計について理解を深める。

概要

まず会計の基本としての財務諸表の見方について講義する。次いで、管理会計の基礎的内容について講義し、責任センターマネジメントとしての管理会計、戦略遂行マネジメントとしての管理会計(医療界におけるバランスト・スコアカード)、経営情報マネジメントとしての管理会計(医療界における原価計算)について詳細に議論する。

4. 授業の到達目標

伝統的に産業界で活用されてきた各種の会計手法の医療界での活用可能性と修正すべき点について、しっかりと考察できるようになることを目標とする。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

- ① 財務諸表の見方(電卓持参のこと)
- ② 管理会計の基礎と医療界における責任センターマネジメントとしての管理会計
- ③ 医療界におけるバランスト・スコアカード
- ④ 医療界における原価計算

7. 成績評価の方法

参加状況(最低2回)と授業及び教科書の熟読を踏まえた上での医療管理会計に関するレポートで評価。

8. 準備学習等についての具体的な指示

あらかじめテキストをよんでおくこと。

9. 参考書

教科書: 荒井 耕「医療バランスト・スコアカード: 英米の展開と日本の挑戦」(中央経済社)2005年

荒井 耕「医療原価計算: 先駆的な英米医療界からの示唆」(中央経済社)2007年

荒井 耕「病院原価計算: 医療制度適応への経営変革」(中央経済社)2009年

荒井 耕「医療サービス価値企画: 診療プロトコル開発を通じた費用対成果の追求」(中央経済社)2011年

荒井 耕「病院管理会計: 持続的経営による地域医療への貢献」(中央経済社)2013年

荒井耕(2019)『病院管理会計の効果検証: 質が高く効率的な医療の実現に向けて』中央経済社 をテキストとする。

10. 履修上の注意事項

「7.1 戦略と組織」の授業をよく理解しておくとい。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

科目担当者にメールで相談すること。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	10月19日 (月) 18:00~21:10	財務諸表の見方	阪口博政 金沢大学
2	10月20日 (火) 18:00~21:10	管理会計の基礎／医療界における責任セン ターマネジメントとしての管理会計	阪口博政 金沢大学
3	10月21日 (水) 18:00~21:10	医療界におけるバランスト・スコアカード	渡邊 亮 神奈川県立保健福祉大学
4	10月22日 (木) 18:00~21:10	医療界における原価計算	荒井 耕

医療の人間工学

Ergonomics for Health Care

科目コード: 4073

1年次

1単位

科目ID: GA-b4073-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	青木 洋貴	東京工業大学工学院経営工学系 准教授	aoki.h.ad@m.titech.ac.jp
科目担当者	梅室 博行	東京工業大学工学院経営工学系 教授	umemuro.h.aa@m.titech.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

人間工学とは、人間特性や処理メカニズムに適合させることで、人間にとって好ましいものを創り出していくための学問である。人間工学に存在する体系化された多くの知識・ツール・ノウハウは、人間中心型(患者中心型)の医療組織マネジメントを支援するための管理技術として活用できる。この授業では、人間工学の基本的な概念、考え方を解説したあと、人間工学の医療への適用研究の事例をもとに、そこで利用するアプローチ、手法を紹介・解説する。

概要

下記「授業の到達目標」に向けて、教員による講義とともに、授業内での簡単なディスカッションを行う。

4. 授業の到達目標

人間工学についての基本的考え方と、人間工学アプローチを用いた医療組織管理のための手法の習得

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

- ① 人間工学の歴史と重要性
- ② 病院管理における人間工学的思考法とアプローチ
- ③ ヒューマンマシンインタフェースと人間行動
- ④ 人間中心型設計: 人間中心の設計思想を実現するための方法論
- ⑤ ユーザビリティ・エンジニアリング: 使いやすさに関する概念と設計のためのエンジニアリングアプローチ
- ⑥ 医療における人間行動評価
- ⑦ 人間の特性としての感情
- ⑧ 働く人の感情経験とワークプレースのマネジメント

7. 成績評価の方法

提出レポート内容(50点)と参加状況(50点)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特になし。

9. 参考書

参考書:伊藤謙治「高度成熟社会の人間工学」(日科技連)1997年

10. 履修上の注意事項

簡単な統計の知識があることが望ましい。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

オフィスアワーは特に定めないが、授業内容の問い合わせに関しては、電子メールで連絡を取ることで、適宜これに対応する。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	10月26日 (月) 18:00～21:10	人間工学概論, ヒューマンインタフェース, 人間中心型設計	青木 洋貴
2	10月27日 (火) 18:00～21:10	ユーザビリティ・エンジニアリングと 医療現場への応用	青木 洋貴
3	10月28日 (水) 18:00～21:10	人間の特性としての感情	梅室 博行
4	10月29日 (木) 18:00～21:10	働く人の感情経験と ワークスペースのマネジメント	梅室 博行

人的資源管理

Human Resource Management

科目コード: 4081 1年次 1単位
科目ID: GA-b4081-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	荒井 耕	一橋大学大学院経営管理研究科 教授	ko.arai@r.hit-u.ac.jp
科目担当者	林 大樹	一橋大学大学院社会学研究科 客員教授	h.hayashi@r.hit-u.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

人的資源管理は、人が仕事を通じて自ら職業人としてのみならず、人間としても成長したいという欲求を有していることを前提として職業能力と人間性の向上を支援する管理思想・管理技術である。本講義では、現在の医療経営に適合的な人的資源管理のあり方を考究する。

概要

下記「授業の到達目標」に向けて、教員による講義とグループを編成してのケース分析(協同学習)を行う。

4. 授業の到達目標

- ・人的資源管理の思想、理論、方法の基本を理解する。
- ・医療の専門家人材が働く組織におけるマネジメントの役割と方法(技術)についての理解を深める。

5. 授業方法

講義およびグループ・ディスカッション

6. 授業内容

- ・人的資源管理概論
- ・医療機関の組織特性と人的資源管理
- ・医療人材の特性と人的資源管理
- ・その他

7. 成績評価の方法

成績評価はグループ・ディスカッションとプレゼンテーション(協同学習)への参加・貢献状況(50点)と提出レポートの内容(50点)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

指定された読み物をよく読み、ディスカッションに積極的に参加すること。

9. 参考書

未定

10. 履修上の注意事項

「7.1 戦略と組織」などの科目との関係が深い。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

担当教員に個別相談を希望する学生は、授業時に教員に直接相談するか、大学院教務事務室に相談すること。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	11月16日（月） 18:00～21:10	人的資源管理の基本	林 大樹
2	11月17日（火） 18:00～21:10	医療機関の人事戦略	林 大樹
3	11月18日（水） 18:00～21:10	事例研究1	林 大樹
4	11月19日（木） 18:00～21:10	事例研究2	林 大樹

医療とコミュニケーション

Communication in Medical Discourse

科目コード: 4091 1年次 1単位
科目ID: GA-b4091-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	岡田 昭人	東京外国語大学大学院総合国際学研究院 教授	aokada@tufs.ac.jp
科目担当者	谷口 龍子	東京外国語大学大学院国際日本学研究院 准教授	ryukota@tufs.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

「コミュニケーション」を理論的に捉える視点を養うことにより、理想的な医療コミュニケーションを考察することを目的とする。

概要

最近、「インフォームド・コンセント」という言葉はよく取り上げられるようになってきたが、医療現場では、その他様々なタイプのコミュニケーションを円滑に行うことが不可欠である。医療現場は、まさに「人と人とのコミュニケーション」の現場でもあるのである。本講義では、このような認識に基づいた上で、「語用論」、「対人コミュニケーション論」、「異文化間コミュニケーション論」などの基礎的部分を概観する。それらを踏まえたうえで、「実際の医療コミュニケーションに関する研究」などを紹介し、「医療とコミュニケーション」について、理論的、実践的な観点から考察する。

4. 授業の到達目標

- ・「コミュニケーション」というものを理論的に捉える視点を養う。
- ・医療現場で問題となっているコミュニケーションのあり方を語用論、社会心理学、及び、対人コミュニケーション、異文化間コミュニケーション理論の観点から批判的に捉える視点を養う。
- ・語用論、対人コミュニケーション、異文化間コミュニケーションに関する理論を、実際の医療現場のコミュニケーションのあり方の改善、及び、教育に役立たせる方法を考える。
- ・医療コミュニケーションに関する研究を概観することによって、どのような問題があるのか、理想的な医療コミュニケーションとは何かといったことを考える。

5. 授業方法

講義形式及び履修者間のディスカッション、グループでの口頭発表などを行う。

6. 授業内容

2名の講師によるリレー講義形式で行う。

第1日目 …岡田昭人

本講義では「異文化コミュニケーション」の諸理論を概観した上で、事例やケーススタディを参加者と議論しながら理解することを目的としている。人は異なる文化を持つ国で生活をするとき、どのような文化的摩擦を経験し、そしてどのように心理的な適応をするのであろうか。また人々は言語や非言語のコミュニケーションをする上で、どのような文化の違いの「罫」におちるのであろうか。本講義は、パワーポイントを用いたレクチャーと参加者とのディスカッションなどを通じて、医療現場で起こりうる異文化コミュニケーションに関する様々な問題について検討する。

第2日目 …谷口 龍子

医療現場には、医療関係者と患者、あるいは患者の親族、患者同士など様々なコミュニケーションの関与者や場面があるが、緊急性や関与者の心理状況も通常とは異なることもあり相互理解に「ずれ」が生じやすいと言えよう。双方が「ずれ」に気付かないまま、片方が不愉快な感情を持ち、良好な人間関係に支障をきたしてしまう場合もある。第1日目は、「ずれ」に関連する言語理論（発話行為と発話解釈、ポライトネス理論など）について用例を挙げながら紹介する。

第3日目 …谷口 龍子

第1日目の授業内容をふまえ、どのような言語表現の使用により「ずれ」が生じるのか、あるいは、「ずれ」を防ぐことができるのか、といった点について、医療従事者と患者の実例を挙げながら具体的に検討してゆく。

第4日目 …岡田 昭人

本講義では、授業全体を通じて学んだ知識に基づいて履修者によるプレゼンテーションを実施する。実際の医療現場で発生しうる諸問題とその原因、さらに対処法などをロールプレーを通じて理解を深める。

7. 成績評価の方法

授業参加、積極的発言などの授業への貢献度、最終レポートなどによって総合的に評価する(80%相当)。また講義の最終日に実施されるグループによる口頭発表は必須である(20%)
尚、参加状況が50%に満たない場合は、レポートを提出することができず、不可となるので、注意すること。

8. 準備学習等についての具体的な指示

毎回、指定された論文等を事前に読んでくることが前提となる。授業には、討議を積極的に取り入れたい。

9. 参考書

教科書: 特になし

参考書: 授業中に指示する

10. 履修上の注意事項

「コトバを用いる」ということの意味、言語と社会の問題、そして、「医療とコミュニケーション」を、常識や経験を一旦捨てて、語用論、対人コミュニケーション論、異文化間コミュニケーションなどの観点から論理的に考えてみるという姿勢で臨んでいただきたい。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

オフィスアワーは特に定めないが、授業内容の問い合わせに関しては、電子メールで連絡を取ることであり、適宜これに対応する。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	6月1日 (月) 18:00~21:10	前項に記載	岡田 昭人
2	6月3日 (水) 18:00~21:10	前項に記載	谷口 龍子
3	6月4日 (水) 18:00~21:10	前項に記載	谷口 龍子
4	6月29日 (月) 18:00~21:10	前項に記載	岡田 昭人

医学概論

Promotion of Health Literacy

科目コード: 4093 1年次 1単位
科目ID: GA-b4093-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	高瀬 浩造	研究開発学分野 教授	ktakase.rdev@tmd.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

医療系の領域の出身でなくとも、医学・医療の概要が把握できることを目的とする。また、研究方法、論文作成法についても教育する。

概要

現在の日本の高等教育課程においては、医歯学・薬学・看護学などの臨床にかかわる分野に進学しない限り、医学の概要を学ぶことができないという現状がある。このことは、社会が医学については医療を誤解する誘因となっているとも考えられる。医療管理政策学コースにおいては、入学者は必ずしもこの医療系の出身者ばかりではないため、医療人の思考過程の根底また価値判断の背景が理解しにくいという問題がある。この科目では、短時間の教育により医学の学問的概要と医療の実践的過程を解説し、必要最小限の理解を得ることを目的とする。これにより、一般社会と医学・医療との認識の隔たりの原因を探求するとともに、医療管理政策学を学習する上での医療の前提条件あるいは医学のコンセンサス形成の実態を習得する。この科目は、非医療系の出身者にとっては必須のものであると考えるが、医療系出身者にとっても、医学・医療の背景を整理する上で有意義かもしれない。

4. 授業の到達目標

- ① 非医療系の出身者にとっての医学・医療の概要を理解する。
- ② 医学と他の自然科学との相違点を確認する。
- ③ 医療においてどのように決定がなされるのかについて検討する。
- ④ 医療における診断と治療を実施する上での問題点について検討する。
- ⑤ 日本における医療が受けているストレスについて説明できるようになる。
- ⑥ 最低限必要な研究計画立案、論文作成の基礎を習得する。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

- ① 自然科学の中での医学の特徴
- ② サービス業としてみた医療の特徴
- ③ 診断学概要
- ④ 治療学概要
- ⑤ 医療にかかわる死生観
- ⑥ 医療と患者のリスク共有
- ⑦ 医療における情報
- ⑧ 医療のメンタリティー
- ⑨ 研究計画立案、概念分析、論文作成法

7. 成績評価の方法

成績評価は、出席点(50点)および講義中に課すレポートの評価(50点)の総合評価による。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特に無いが、医療についての自分なりの考えを持つておくこと。

9. 参考書

講義中に紹介予定

「研究方法・論文作成法」参考書:ナカニシヤ出版、高橋順一ほか編著、「人間科学研究法ハンドブック」

10. 履修上の注意事項

積極的な議論参加が要求される。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

オフィスアワーは特に定めないが、授業内容の問い合わせに関しては、電子メールで連絡を取ることで、適宜これに対応する。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	4月27日 (月) 18:00～21:10	医学・医療の特徴	高瀬 浩造
2	5月7日 (木) 18:00～21:10	診断学・治療学概要	高瀬 浩造
3	5月8日 (金) 18:00～21:10	日本の医療の問題	高瀬 浩造
4	9月29日 (火) 18:00～21:10	研究方法・論文作成法	高瀬 浩造

臨床研究・治験

Clinical Research・Clinical Trial

科目コード: 4101 1年次 1単位
科目ID: GA-b4101-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	小池 竜司	医療イノベーション推進センター 教授	koike.rheu@tmd.ac.jp
科目担当者	高瀬 浩造	研究開発学分野 教授	ktakase.rdev@tmd.ac.jp
	津谷 喜一郎	東京有明医療大学保健医療学部 特任教授	tsutanik@gmail.com
	永田 将司	薬物動態学分野 准教授	mna-mpha@tmd.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

エビデンス・ベースト・メディスン(EBM)と医療疫学概念を理解し、EBMのための臨床研究デザインと統計学的背景および薬理学的解析手法を学ぶとともに、医薬品医療機器の開発との関連とそのプロセスの概要について現状を把握する。

概要

EBMと医療疫学概念、データベースの利用方法について講述し、医学的な根拠データとなる臨床研究の概要を理解する。臨床研究における無作為コントロール試験、症例対照研究、コホート研究、メタアナリシスの各研究デザインについて解説する。臨床疫学研究における生物学的バイアスの概念を講述し、医薬品の有効性や安全性を総合的に解釈するための手法としてのファーマコメトリクスについて概説する。これらの知識を背景とした医療開発のプロセス、関連法令や指針、国内外の現状と展望について具体的に紹介し、問題点を検討する。

4. 授業の到達目標

- ・エビデンス・ベースト・メディスン(EBM)と医療疫学概念を理解する。
- ・EBMのための臨床研究デザインと統計学的背景を理解する。
- ・ファーマコメトリクスの概念を理解する。
- ・薬事承認取得のための臨床試験(治験)の現状と問題点を検討する。

5. 授業方法

講義形式による。

6. 授業内容

- ・臨床研究の基本的知識とデザイン
- ・生物学的バイアスと交絡
- ・ファーマコメトリクス入門
- ・医薬品医療機器開発を想定した臨床試験(治験)の現状と展望

7. 成績評価の方法

参加状況(60%)とレポート(40%)を総合して評価する。

8. 準備学習等についての具体的な指示

特になし。

9. 参考書

特になし

10. 履修上の注意事項

「10.2 健康情報データベースと統計分析」と関連する。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

授業内容の問い合わせに関しては、電子メールで連絡を取るにより、適宜これに対応する。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	12月7日（月） 18:00～21:10	臨床研究の基本的知識とデザイン	津谷 喜一郎
2	12月8日（火） 18:00～21:10	生物学的バイアスと交絡	高瀬 浩造
3	12月9日（水） 18:00～21:10	ファーマコメトリクス入門	永田 将司
4	12月10日（木） 18:00～21:10	医薬品医療機器開発のための 臨床研究・治験の現状と展望	小池 竜司

健康情報データベースと統計分析

科目コード: 4102 1年次 1単位
科目ID: GA-b4102-L

1. 担当教員

	名前	分野・職名	連絡先
科目責任者	高瀬 浩造	研究開発学分野 教授	ktakase.rdev@tmd.ac.jp
科目担当者	水嶋 春朔	横浜市立大学大学院医学研究科 教授	shunsaku@yokohama-cu.ac.jp

2. 主な講義場所

M&Dタワー13階 大学院講義室2

3. 授業目的・概要等

授業目的

健康政策におけるデータ解釈の基本方針を理解するとともに、統計処理の意義と基本的な手法について理解する。

概要

基本知識としての統計学的技法を説明した後、生物統計における2つの異なる潮流、すなわちピアソン型の質管理を重視した記述統計学とベイズ型の主観確率を重視した統計学について理解を深める。応用として医療政策の前提となる、診断、治療、医療の質の評価、医療の安全性、疫学、健康情報データベースにかかわる情報を収集して、的確に解釈し意思決定に反映させるための基礎知識と技術、統計法、公的統計の体系と整備について概説する。また、健康情報データベースによる根拠に基づいた健康政策のありかたについて議論する。

4. 授業の到達目標

- ①医療管理・政策に必要な統計学の基本を理解する。
- ②臨床疫学に必要な記述統計的手法を説明できる。
- ③臨床推論における主観確率論を理解する。
- ④研究における質保証に係わる統計的手法について説明できる。
- ⑤行政の実施している各種衛生統計の意義を説明できる。
- ⑥最新の医療・健康情報を収集し、科学的に解釈することができる。

5. 授業方法

講義形式によるが、一部演習を含む。

6. 授業内容

- ① 医学基本統計学
- ② 生物統計学におけるネイマン・ピアソン統計学とベイズ統計学
- ③ デジタルデータとアナログデータ
- ④ 衛生統計学と健康情報データベースに基づく政策決定

7. 成績評価の方法

成績評価は参加状況(50点)および講義中に課す課題あるいは演習の評価(50点)の総合評価による。

8. 準備学習等についての具体的な指示

基礎的な基本統計学の知識を有していることを前提としている。

9. 参考書

教科書: 統計学の基本教科書は特に指定しないが、各自で準備すること。

参考書: 上畑鉄之丞 監訳「根拠に基づく健康政策のすすめ方」(医学書院)2003年

参考書: 真興交易医書出版部、浜田知久馬著、「学会・論文発表のための統計学」

参考書: 現代数学社、菅民郎著、「ホントにやさしい多変量統計分析」

入門書: SB Creative発行 SB新書491、小島寛之著、「難しいことはわかりませんが、統計学について教えてください!」

10. 履修上の注意事項

すべての医療系分野、特に医療疫学と密接に関連する。「9.2 医学概論」の概念分析とも関連する。

11. 英語による授業

全て日本語で行う。

12. オフィスアワー

オフィスアワーは特に定めないが、授業内容の問い合わせに関しては、電子メールで連絡を取ることで、適宜これに対応する。

13. 備考

特になし。

別表

回数	授業日時	授業内容及び開催場所	担当教員
1	11月30日 (月) 18:00～21:10	根拠に基づく健康政策	水嶋 春朔
2	12月1日 (火) 18:00～21:10	基本統計学	高瀬 浩造
3	12月2日 (水) 18:00～21:10	統計学的推論・検定	高瀬 浩造
4	12月3日 (木) 18:00～21:10	統計学の応用	高瀬 浩造

5. 諸規則

東京医科歯科大学大学院学則

平成16年4月1日
規 程 第 5 号

第1章 総則

第1条 東京医科歯科大学大学院（以下「本学大学院」という。）は学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 研究科又は専攻ごとにおける人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、当該研究科において別に定める。

第2条 本学大学院に、次の課程を置く。

- (1) 医学又は歯学を履修する博士課程
- (2) 修士課程及び後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期3年博士課程」という。）
- (3) 前期及び後期の区分を設けない博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）

第2条の2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 組織

第3条 本学大学院に、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）の定めるところにより、次の研究科を置く。

医歯学総合研究科
保健衛生学研究科

第3条の2 本学大学院に、学外研究機関等の研究者等と連携して大学院教育を行う連携大学院実施のため、連携大学院分野を置くことができる。

2 連携大学院分野については、別に定める。

第4条 医歯学総合研究科に、次の課程、専攻及び講座を置く。

課 程	専 攻 名	講 座 名
修 士 課 程	医歯理工保健学	

博 士 課 程	医歯学	口腔機能再構築学 顎顔面顎部機能再建学 生体支持組織学 環境社会医歯学 老化制御学 全人的医療開発学 認知行動医学 生体環境応答学 器官システム制御学 先端医療開発学
	東京医科歯科大学・チリ大 学国際連携医学系	
	東京医科歯科大学・チュラ ロンコン大学国際連携歯 学系	
	東京医科歯科大学・マヒド ン大学国際連携医学系	
	生命理工医療科学	医用器材学 統合分子疾患科学 生命情報解析開発学 分子・遺伝子応用検査学

- 2 医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻に、医療管理政策学コース及びグローバルヘルスリーダー養成コースを置く。
- 3 前項の医療管理政策学コースは、これを次のコースに区分するものとする。
 - (1) 医療管理学コース
 - (2) 医療政策学コース
- 4 前2項に定めるもののほか、医歯学総合研究科に履修上の区分として次のコースを置く。
 - (1) 先制医療学コース
 - (2) 先制医歯理工学コース

第5条 保健衛生学研究科に、次の課程、専攻及び講座を置く。

課 程	専 攻 名	講 座 名
博 士 課 程	看護先進科学	基盤看護開発学 臨床看護開発学 先導的看護システム開発学
	共同災害看護学	

第3章 収容定員

第6条 本学大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 医歯学総合研究科

課 程	専 攻 名	入 学 定 員	収 容 定 員
修士課程	医歯理工保健学	131	257
	(医療管理学コース)	(5)	(5)
	(医療政策学コース)	(10)	(20)
	(グローバルヘルスリーダー養成コース)	(9)	(18)
博士課程	医歯学	181	724
	東京医科歯科大学・チリ大学 国際連携医学系	3	15
	東京医科歯科大学・チュロン コン大学国際連携歯学系	3	15
	東京医科歯科大学・マヒドン 大学国際連携医学系		
	生命理工医療科学	25	75
備考 括弧内の数字は、医療管理政策学コース及びグローバルヘルスリーダー養成コースに係る定員の数を内数で示す。			

(2) 保健衛生学研究科

課 程	専 攻 名	入 学 定 員	収 容 定 員
博士課程	看護先進科学	13	65
	共同災害看護学	2 (10)	10 (50)
備考 括弧内の数字は、共同大学院構成大学全体の入学定員及び収容定員を外数で示す。			

第4章 修業年限等

第7条 本学大学院の標準修業年限は、次のとおりとする。

(1) 医歯学総合研究科

課 程	専 攻 名	標準修業年限
修士課程	医歯理工保健学	2 年
	医療管理学コース	1 年
	医療政策学コース	2 年
	グローバルヘルスリーダー養成コース	2 年
博士課程	医歯学	4 年
	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系	5 年
	東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系	5 年
	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系	4 年
	生命理工医療科学	3 年

(2) 保健衛生学研究科

課 程	専 攻 名	標準修業年限
博士課程	看護先進科学	5 年
	共同災害看護学	5 年

第 8 条 学生は、指導教員及び研究科長を経て、学長の許可を得た場合には、在学期間を前条各課程の標準修業年限の 2 倍まで延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻については、在学期間を 6 年まで延長することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻については、在学期間を 8 年まで延長することができる。

第 5 章 学年、学期及び休業日

第 9 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、学長は本学大学院において必要と認めるときは、学年の始期及び終期を変更することができる。

第 10 条 学年を分けて、次の学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は本学大学院において必要と認めるときは、各学期の始期及び終期を変更することができる。

第 10 条の 2 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 前項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことができる。

3 第 1 項第 4 号から第 6 号の期間は、各研究科において別に定める。

4 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 6 章 教育課程、授業科目、履修方法及び単位等

第 11 条 本学大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第 11 条の 2 本学大学院において必要と認めるときは、学校教育法第 105 条に規定する本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。

2 前項に定めるもののほか、特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 条の 3 本学大学院において教育上の目的を達成するために必要があると認めるときは、第 11 条の規定にかかわらず、他大学の大学院が開設する授業科目を、本学大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

第 11 条の 4 本学大学院に、第 49 条第 1 項に規定する外国人留学生を主に対象とする特別な教育プログラムを、本学大学院が開設する授業科目の一部を組み合わせ体系的に編成することにより開設することができる。

2 前項に定める教育プログラムに関し必要な事項は別に定める。

第 11 条の 5 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

第 11 条の 6 本学大学院の課程において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第 11 条の 7 学生が教育研究分野の変更を願い出た時は、やむを得ない理由があると研究科長が判断した場合に限り、変更を許可することがある。

第 11 条の 8 本学大学院において開設する授業科目及びその単位数については、別に定める。

第 11 条の 9 1 単位の授業科目を、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1 単位当たりの授業時間を次の基準により、各研究科教授会の意見を聴いて学長が別に定める。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の範囲

(2) 実験及び実習については、30 時間から 45 時間の範囲

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成又は特定の課題についての研究を授業科目により指導する場合においては、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらの学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第 12 条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第 12 条の 2 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、この限りでない。

第 12 条の 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第 12 条の 4 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第 13 条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修（次項において「長期履修」という。）を認めることがある。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、当該研究科が定める。

第7章 他の研究科又は大学院等における修学及び留学

第14条 学生が、本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生及び特別の課程（履修証明プログラム）履修生として修得した単位を含む。）を本学大学院において教育上有益と認めるときは、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により本学大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、10単位を超えないものとする。

第14条の2 本学大学院の研究科において教育上有益であると認めるときは、あらかじめ本学大学院の他の研究科と協議の上、学生が当該他の研究科の授業科目を履修すること又は当該他の研究科において研究指導の一部を受けることを認めることがある。

- 2 前項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、10単位を限度として、学生の所属する研究科において履修した単位とみなす。
- 3 第1項の規定により受けた研究指導は、学生の所属する研究科において受けた研究指導とみなす。

第15条 学生が、他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると本学大学院の研究科において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により履修した他の大学院の授業科目について修得した単位は、10単位を限度として、本学大学院の研究科において修得した単位とみなす。

第15条の2 本学大学院の共同教育課程に在籍する学生が、他の構成大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位は、本学大学院における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなす。

第16条 学生が他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院（以下「他の大学院等」という。）において研究指導を受けることが教育上有益であると本学大学院の研究科において認めるときは、別に定めるところにより、あらかじめ、当該他の大学院等と協議の上、学生が当該他の大学院等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。ただし、修士課程及び博士（前期）課程の学生にあつては、その期間は1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、本学大学院の研究科において受けた研究指導とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、本学大学院の共同教育課程に在籍する学生が、他の構成大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導は、本学大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導とみなす。

第 17 条 学生が外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）において修学することが教育上有益であると研究科において認めるときは、別に定めるところにより、あらかじめ、当該外国の大学院等と協議のうえ、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。ただし、やむを得ない事情により、当該外国の大学院等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことができる。

2 前項の規定による許可は、当該研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 前項の許可を得て留学する期間は、原則 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、さらに 1 年を限度として留学期間の延長を認めることがある。

4 第 3 項の規定により留学した期間は、在学年数に算入する。ただし、第 29 条の規定により許可された留学（以下「休学留学」という。）については、この限りではない。

5 留学を許可された学生は、休学留学の場合を除き、留学期間中においても本学の授業料を納付しなければならない。

6 第 1 項の規定により留学して得た修学の成果は、本学大学院の研究科において修得した単位（第 14 条の 2 及び第 15 条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 10 単位を限度とする。）又は受けた研究指導とみなす。

7 前項に係る手続き等については、各研究科において定める。

8 第 6 項の規定は、休学留学の場合、外国の大学等が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び学生が外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合においても準用する。

9 留学を許可された学生において、次の各号の一に該当したときには、本学と外国の大学等との協議に基づき、教授会等の意見を聴いて学長が留学を取り消すことができる。

(1) 外国の大学等が所在する国の情勢や自然災害等により、学修が困難であると認められるとき。

(2) 留学生として、外国の大学等の規則に違反し、又はその本分に反する行為が認められるとき。

(3) その他留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

10 留学に関する必要な事項は、別に定める。

第 8 章 課程修了の要件等

第 18 条 各授業科目の履修の認定は、試験又は研究報告等により、授業科目担当教員が学期末又は学年末に行う。

第 19 条 各授業科目の成績は、A+、A、B、C、D、F に分け、A+、A、B、C を合格とし、D、F を不合格とする。

2 成績評価に関し必要な事項は別に定める。

第 20 条 修士課程を修了するためには、本学大学院修士課程に 2 年（第 4 条第 3 項第 1 号の医療管理学コースにおいては 1 年）以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者と研究科委員会において認めた場合には、1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、修士課程の目的に応じ研究科委員会において適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。
- 3 博士課程医歯学専攻を修了するためには、本学大学院博士課程医歯学専攻に4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者と研究科委員会において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 第4条第1項に規定する外国の大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成する専攻（以下「国際連携専攻」という。）を修了するためには、本学大学院博士課程国際連携専攻に第7条第1号に規定する標準修業年限以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修了に必要な単位数には、第14条、第14条の2、第15条、第17条第6項及び第8項の規定により修得したもののみならず単位を含まないものとする。
- 5 削除
- 6 後期3年博士課程生命理工医療科学専攻を修了するためには、本学大学院後期3年博士課程生命理工医療科学専攻に3年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者と研究科委員会において認めた場合には、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士（前期）課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。
- 7 一貫制博士課程看護先進科学専攻を修了するためには、本学大学院一貫制博士課程看護先進科学専攻に5年（修士課程又は博士（前期）課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の授業科目について38単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者と研究科委員会において認めた場合には、3年（修士課程又は博士（前期）課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 8 一貫制博士課程共同災害看護学専攻を修了するためには、本学大学院一貫制博士課程共同災害看護学専攻に5年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上（それぞれの構成大学院において共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上修得する。）修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修了に必要な単位数には、第14条、第14条の2及び第15条の規定により修得したもののみならず単位を含まないものとする。
- 9 第7項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士（前期）課程を修了した者及び優れた研究業績を上げ1年以上の在学期間をもって修士課程又は博士（前期）課程を修了した者で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認めるものの在学期間に関しては、当該課程に修士課程又は博士（前期）課程における在学期間（2年を限度とする。）を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

第 21 条 学位論文の審査及び最終試験に関することは、東京医科歯科大学学位規則（平成 16 年規則第 56 号。以下「学位規則」という。）に定めるところにより行うものとする。

第 9 章 学位

第 22 条 本学大学院を修了した者には、次の区分により修士又は博士の学位を授与する。

研 究 科	課 程	専 攻	学 位
医歯学総合研究科	修士課程	医歯理工保健学（医療管理政策学コース及びグローバルヘルスリーダー養成コースを除く。）	修士（医科学） 修士（歯科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（口腔保健学） 修士（保健学）
		医歯理工保健学（医療管理政策学コース）	修士（医療管理学） 修士（医療政策学）
		医歯理工保健学（グローバルヘルスリーダー養成コース）	修士（グローバル健康医学）
	博士課程	医歯学	博士（医学） 博士（歯学） 博士（数理医科学） 博士（学術）
		東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系	博士（医学）
		東京医科歯科大学・チュラロンコン大学国際連携歯学系	博士（歯学）
		東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系	博士（医学）
		生命理工医療科学	博士（理学） 博士（工学） 博士（保健学）
保健衛生学研究科	博士課程	看護先進科学	博士（看護学）
		共同災害看護学	

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程看護先進科学専攻においては、第20条第1項及び第2項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者に対しても、修士（看護学）の学位を授与することができる。

第23条 前条第1項に定めるもののほか、本学大学院学生以外の者が、論文を提出して博士の学位を請求したときは、学位規則の定めるところにより、学位論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に対し博士の学位を授与する。

第10章 入学、休学、転学、転専攻、退学、除籍

第24条 入学の時期は、学年の始期とする。ただし、学長が必要と認めるときは、学期の始期に入学させることができる。

第25条 修士課程並びに一貫制博士課程看護先進科学専攻及び共同災害看護学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を除く。）を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設（前号の指定を受けたものに限る。）において課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所

定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(14) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

2 博士課程医歯学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学（修業年限が6年のものに限る。）を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設（前号の指定を受けたものに限る。）において課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）

(7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本学大学院において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学、薬学（修業年限が6年のものに限る。）又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(9) 大学（医学、歯学、薬学（修業年限が6年のものに限る。）又は獣医学）に4年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(10) 外国において学校教育における16年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣

- 医学)を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (12) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の過程は、医学、薬学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 3 後期3年博士課程生命理工医療科学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 4 博士課程国際連携専攻に入学することのできる者は、第2項各号のいずれかに該当し、かつ共同で教育課程を編成した外国の大学院(以下「国際連携大学」という。)の入学資格を満たす者とする。

第26条 入学検定は、人物、学力及び身体について、学長が当該研究科委員会の意見を聴いて行うものとする。ただし、学力検査は試験検定とし、試験の方法は、その都度定める。

第27条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、定められた期日までに本学学生としての本分を守る旨、誓約書に署名し、その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付するものとする。ただし、第41条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請し受理された者にあつては、当該免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間、入学料の徴収を猶予する。

- 2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 学長は、入学(再入学及び転入学等を含む。)を許可した者に対し、学生証を交付するものとする。
- 4 前項に規定するもののほか、学生証に関し必要な事項は別に定める。

第28条 学長は、本学大学院を退学した者が、再入学を願い出たときは、選考の上、当

該研究科委員会に意見を聴いて、入学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、当該研究科が別に定める。

第29条 学生が病気、留学その他の事由により、3ヶ月以上休学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、保証人連署で学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当該研究科委員会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。

第30条 前条による休学者で休学期間中にその事由が消滅したときは、保証人連署で復学を願出することができる。この場合、学長は当該研究科委員会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。

第31条 休学は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、学長は研究科委員会に意見を聴いて、更に1年以内の休学を許可することがある。休学期間は修業年数に算入しない。

第32条 学長は、特に必要と認めたものには、当該研究科委員会に意見を聴いて、休学を命ずることがある。

第33条 学長は、他の大学院に在学する者が、本学大学院に転学を願い出たときは、選考の上、当該研究科委員会に意見を聴いて、転学を許可することがある。

2 前項に関し、必要な事項は、当該研究科委員会が別に定める。

第34条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、その理由を具して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、学長は当該研究科委員会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。

第34条の2 学長は、第25条第3項のいずれかに該当する者が、本学大学院一貫制博士課程看護先進科学専攻に編入学を願い出たときは、選考の上、当該研究科委員会に意見を聴いて、入学を許可することがある。

2 前項の編入学に関し必要な事項は、当該研究科が別に定める。

第34条の3 学長は、学生が所属研究科内において他の専攻への転専攻を願い出たときは、選考の上、当該研究科委員会の意見を聴いて、転専攻を許可することがある。

2 転専攻に関し必要な事項は、当該研究科が別に定める。

第35条 学生が病気その他の事由で退学しようとするときは保証人連署で学長に願出てその許可を受けなければならない。この場合、学長は当該研究科委員会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。

第36条 学長は学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該研究科委員会の意見を聴いて、除籍する。

(1) 病気その他の事由で成業の見込がないと認めたとき

(2) 第7条に定める標準修業年限を超えて在学期間延長又は退学的意思を示さないと

き。

- (3) 第29条により休学し、第31条に定める期間内に復学又は退学の意思を示さないとき。
 - (4) 死亡又は行方不明となったとき。
 - (5) 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかったもの又は半額免除を許可されたものが、納付すべき入学料を免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付しないとき。
 - (6) 入学料の徴収猶予の申請をした者で、徴収猶予を許可されなかった者が、納付すべき入学料を徴収猶予の不許可を告知した日から起算して14日以内に納付しないとき。
 - (7) 入学料の徴収猶予を許可された者が、納付期限までに入学料を納付しないとき。
 - (8) 授業料を所定の期日までに納入しない者で、督促を受け、なおかつ納入を怠るとき。
- 2 前項第5号は、第41条第3項の規定により徴収猶予の申請をした者には適用しない。

第11章 入学検定料、入学料及び授業料

第37条 授業料、入学料及び検定料の額については、別に定める。

第38条 入学志願者は、出願と同時に検定料を納付しなければならない。

第39条 授業料の額は、別に定めるところによるものとし、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

前期 5月31日まで

後期 11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が第10条第2項に基づき学期の始期及び終期を変更した場合は、納付時期を必要に応じて適宜変更することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収することができる。
- 5 第1項の授業料納入の告知・督促は、所定の場所（大学院掲示板）に掲示するものとする。

第40条 既納の料金はいかなる事由があっても返還しない。

- 2 前条第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、前項の規定にかかわらず、納付した者の申出により当該授業料に相当する額を返還する。
- 3 前条第2項及び第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期以前に休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 4 学生又は学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が認めた場合には、授業料、入学料及び検定料について、第1項の規定にかかわらず、返還することができる。

第 4 1 条 本学大学院に入学する者であつて経済的理由によつて入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者並びに前記に該当しない者であっても、本学大学院に入学前 1 年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくはその者の学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者及び当該者に準ずる者であつて、学長が相当と認める事由がある者については、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 本学大学院に入学する者であつて、経済的理由によつて納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、入学前 1 年以内において学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者及びその他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の申請により入学料の徴収猶予をすることがある。

3 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかつた者又は半額免除を許可された者のうち、前項に該当する者は、免除の許可を告知した日から起算して 1 4 日以内に徴収猶予の申請をすることができる。

4 前 3 項の取扱いについては、別に定める。

第 4 2 条 停学に処せられた者の授業料は徴収するものとする。

第 4 3 条 行方不明、その他やむを得ない事由がある者の授業料は本人又は保証人の申請により徴収を猶予することがある。

第 4 4 条 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として第 3 6 条の規定により除籍された者の未納の授業料は全額を免除することがある。

第 4 5 条 授業料の納付期限以前に休学又は退学の許可を受けた者の授業料の全額又はその一部を免除することがある。

2 前項の取扱いについては別に定める。

3 各学期の途中で復学する者のその期の授業料は、復学当月から当該学期末まで月割計算により復学の際徴収する。

第 4 6 条 経済的理由によつて授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び学生又は学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により授業料の全額若しくはその一部を免除又は徴収猶予することがある。

2 前項の取扱いについては別に定める。

第 4 7 条 削除

第 4 8 条 削除

第 1 2 章 外国人留学生

第 4 9 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、第 2 5 条第 1 項から第 4 項の規定により、本学大学院に入学を志願する者があるときは、本学大学院の教

育研究に支障のない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 その他外国人留学生については、別に定める。

第 13 章 特別聴講学生、特別研究学生及び短期交流学生

第 50 条 他の大学院の学生又は外国の大学院等の学生で、本大学院研究科等の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の始めとする。ただし、当該特別聴講学生が外国の大学院等の学生で、特別の事情がある場合の受入れの時期は、研究科等においてその都度定めることができる。

3 その他特別聴講学生については、別に定める。

第 51 条 他の大学院の学生又は外国の大学院等の学生で、本大学院研究科等において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等と協議して定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生の受入れの時期は、原則として、学期の始めとする。

3 その他特別研究学生については、別に定める。

第 52 条 この章又は細則に定めるものを除くほか、特別聴講学生及び特別研究学生の取扱いについては、この学則（特別聴講学生又は特別研究学生が外国人である場合には、東京医科歯科大学外国人留学生規則（平成 16 年規則第 182 号）を含む。）の大学院学生に関する規定を準用する。

第 52 条の 2 本学以外の国内外の教育施設に学生として在学中である者で、本学の教員から特定の事項について、指導又は助言を受け本学で研究又は研修等を行うことを志願するものがあるときは、短期交流学生として受入を許可することがある。

2 短期交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 14 章 科目等履修生及び聴講生

第 53 条 本学大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第 54 条 前条により入学した者には、第 18 条の規定を準用し、単位を与える。

第 55 条 その他科目等履修生については、別に定める。

第 55 条の 2 本学大学院が開設する授業科目中、特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 その他、聴講生については、別に定める。

第 15 章 大学院研究生

第 56 条 本学大学院教員の指導を受け、特定の専門事項について研究しようとする者は、選考の上、大学院研究生として入学を許可することがある。

2 その他大学院研究生については、別に定める。

第 16 章 教員組織

第 57 条 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、当該研究科委員会等の意見を聴いて、学長が命ずる。

第 17 章 国際連携専攻

第 58 条 本学大学院に国際連携専攻を設けるときは、国際連携大学と教育課程を編成し円滑に実施するため、協議の場に関する事項を別に定める。

2 前項の規定による協議の場は、学長又は学長が指名した者により構成する。

3 国際連携専攻は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、国際連携大学と共同して授業科目（以下「共同開設科目」という。）を開設することができる。

4 前項の共同開設科目を開設した場合、当該国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、5 単位を超えない範囲で当該国際連携専攻又は国際連携大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、国際連携大学において修得した単位数が同条第 7 項の規定により国際連携大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を国際連携大学において修得した単位数とすることはできない。

5 国際連携専攻は、国際連携大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなす。

6 国際連携専攻は、学生が国際連携大学において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなす。

7 国際連携専攻の修了要件は、第 20 条第 4 項に定めるほか、国際連携専攻において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により 15 単位以上を修得するとともに、それぞれの国際連携大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により 10 単位以上修得する。

8 国際連携専攻については、第 29 条中「3 ヶ月以上」を削り、第 34 条、第 53 条、第 55 条の 2 及び第 56 条の規定は適用しない。

第 59 条 学長は、国際連携専攻の維持に関し相手国の状況（天災、騒乱等）により正常な運営を行うことが出来ないと判断した場合には、国際連携大学の長と協議の上、運営に関し緊急に講ずべき措置について決定する。

第 18 章 雑則

第 60 条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関し必要な事項については、東京医科歯科大学学則（平成 16 年規程第 4 号）を準用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第8条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科博士課程の平成16年度及び平成17年度の収容定員は、それぞれ次のとおりとする。

区 分	専 攻 名	収 容 定 員	
		平成16年度	平成17年度
修士課程	医歯科学 (医療管理学コース) (医療政策学コース)	75 (5) (10)	95 (5) (20)
博士課程	口腔機能再構築学系 顎顔面頸部機能再建学系生 体支持組織学系 環境社会医歯学系 老化制御学系 全人的医療開発学系 認知行動医学系 生体環境応答学系 器官システム制御学系先端 医療開発学系	168 120 74 80 40 32 80 70 116 84	168 120 73 80 40 32 78 69 116 84
備考 括弧内の数字は、医療管理政策学コースに係る収容定員の数を内数で示す。			

- 3 第8条第3号の規定にかかわらず、生命情報科学教育部の平成16年度及び平成17年度の収容定員は、それぞれ次のとおりとする。

区 分	専 攻 名	収 容 定 員	
		平成16年度	平成17年度
博士(前期)課程	バイオ情報学	31	32
	高次生命科学	30	30
博士(後期)課程	バイオ情報学	13	20
	高次生命科学	12	18

- 4 国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学の大学院に平成16年3月31日に在学し、引き続き本学の大学院の在学者となった者（以下「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後在学者の属する学年に再入学、転入学及び編入学する者の教育課程の履修については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則の施行前に廃止前の東京医科歯科大学大学院学則（昭和30年学規第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この学則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成１７年３月２３日規程第３号）

- この学則は、平成１７年４月１日から施行する。
- 平成１７年３月３１日において現に本大学院に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成１７年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表第２及び別表第５の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成１８年３月２８日規程第２号）

- この学則は、平成１８年４月１日から施行する。
- 平成１８年３月３１日において現に本大学院に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成１８年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表第１、別表第２、別表第３及び別表第５の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成１９年３月２９日規程第４号）

- この学則は、平成１９年４月１日から施行する。
- 平成１９年３月３１日において現に本大学院に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成１９年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表第１、別表第２、別表第３及び別表第５の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２０年１月１６日規程第２号）

- この学則は、平成２０年４月１日から施行する。
- 改正後の第８条第３号の規定にかかわらず、生命情報科学教育部の平成２０年度及び平成２１年度の収容定員は、次のとおりとする。

区分	専攻名	収容定員	
		平成20年度	平成21年度
博士（前期）課程	バイオ情報学	37	42
	高次生命科学	39	48
博士（後期）課程	バイオ情報学	22	23
	高次生命科学	19	20

附 則（平成２０年３月２６日規程第４号）

- この学則は、平成２０年４月１日から施行する。
- 平成２０年３月３１日において現に本大学院に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２０年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表第１、別表第２、別表第３及び別表第５の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２１年３月１９日規程第５号）

- この学則は、平成２１年４月１日から施行する。
- 改正後の第８条第１号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科修士課程の平成２１年度の収容定員は、次のとおりとする。

区 分	専 名	収 容 定 員
		平成21年度

修士課程	医歯科学 (医療管理学コース) (医療政策学コース)	110 (5) (20)
------	----------------------------------	--------------------

- 3 平成21年3月31日において現に本大学院に在学する者及び平成21年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学または編入学する者については、改正後の別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日規程第4号）

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月22日規程第11号）

この学則は、平成22年12月22日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附則（平成23年4月1日規程第2号）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第8条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科博士課程の平成23年度から平成25年度の収容定員は、それぞれ次のとおりとする。

区 分	専 攻 名	収 容 定 員		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
博士課程	口腔機能再構築学系	171	174	177
	顎顔面頸部機能再建学系	116	112	108
	生体支持組織学系	69	66	63
	環境社会医歯学系	79	78	77
	老化制御学系	46	52	58
	全人的医療開発学系	33	34	35
	認知行動医学系	74	72	70
	生体環境応答学系	66	64	62
	器官システム制御学系	116	116	116
	先端医療開発学系	86	88	90

- 3 第21条の規定にかかわらず、平成23年3月31日において現に本大学院に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月16日規程第9号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第2号）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日において現に本学大学院に在学する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科修士課程の平成24年度の収容定員、医歯学総合研究科博士課程医歯学系専攻の平成24年度から平成26年度までの収容定員並びに医歯学総合研究科博士課程生命理工学系専攻の平成24年度及び平成25年度の収容定員については、それぞれ次のとおりとする。

(1) 医歯学総合研究科

区 分	専 攻 名	収容定員
		平成24年度
修士課程	医歯理工学 (医療管理学コース) (医療政策学コース)	110 (5) (10)
備考 括弧内の数字は、医療管理政策学コースに係る収容定員の数を内数で示す。		

区 分	専攻名	収 容 定 員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
博士課程	医歯学系	189	378	567

区 分	専攻名	収 容 定 員	
		平成24年度	平成25年度
博士課程	生命理工学系	25	50

附 則（平成26年3月31日規程第2号）

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 平成26年3月31日において現に本学大学院に在学する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。また、同日に置かれている保健衛生学研究科博士（前期）課程総合保健看護学専攻は、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成26年度及び平成27年度の保健衛生学研究科の課程、専攻及び講座は、次のとおりとする。また、平成28年3月31日に置かれている保健衛生学研究科博士（後期）課程総合保健看護学専攻は、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

課 程	専 攻 名	講 座 名
博士課程	看護先進科学	基礎看護開発学 臨床看護開発学 先導的看護システム開発学
	共同災害看護学	

博士（前期・後期）課程	生体検査科学	生命情報解析開発学 分子・遺伝子応用検査学
博士（後期）	総合保健看護学	地域・在宅ケア看護学 看護機能・ケアマネジメント開発学 健康教育開発学

- 4 改正後の第6条第2号の規定にかかわらず、保健衛生学研究科博士（後期）課程総合保健看護学専攻の平成26年度及び平成27年度の入学定員並びに保健衛生学研究科博士課程、博士（前期）課程及び博士（後期）課程の平成26年度から平成29年度までの収容定員は、それぞれ次のとおりとする。

区 分	専 攻 名	入学定員	
		平成26年度	平成27年度
博士（後期）課程	総合保健看護学	8	8

区 分	専 攻 名	収容定員			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
博士課程	看護先進科学	13	26	39	52
	共同災害看護学	2 (10)	4 (20)	6 (30)	8 (40)
博士（前期）課程	総合保健看護学	17	-	-	-
	生体検査科学	24	24	24	24
博士（後期）課程	総合保健看護学	24	24	16	8
	生体検査科学	18	18	18	18
備考 括弧内の数字は、共同大学院構成大学全体の収容定員を外数で示す。					

- 5 改正後の第22条の規定にかかわらず、保健衛生学研究科博士（後期）課程総合保健看護学専攻を修了した者の学位は、次のとおりとする。

区 分		学 位
保健衛生学研究科	博士（後期）課程	博士（看護学）

附 則（平成27年3月30日規則第52号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第5号）

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 平成28年3月31日において現に本学大学院に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科博士課程医歯学系専攻の平成28年度から平成30年度までの収容定員については、それぞれ次のとおりとする。

区 分	専 攻 名	収容定員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
博士課程	医歯学系	748	740	732

- 改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科博士課程東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻の平成28年度から平成31年度までの収容定員及び医歯学総合研究科博士課程東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻の平成28年度から平成31年度までの収容定員については、それぞれ次のとおりとする。

区 分	専 攻 名	収容定員			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
博士課程	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系	3	6	9	12
	東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系	3	6	9	12

附 則（平成28年5月11日規程第8号）

この学則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年5月1日から適用する。

附 則（平成28年12月12日規程第12号）

この学則は、平成28年12月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日規程第2号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月1日規程第2号）

- この学則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 平成30年3月31日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規

定にかかわらず、なお従前の例による。また、同日に置かれている医歯学総合研究科修士課程医歯理工学専攻、医歯学総合研究科博士課程医歯学系専攻、医歯学総合研究科博士課程生命理工学系専攻、保健衛生学研究科博士（前期）課程生体検査科学専攻及び博士（後期）課程生体検査科学専攻は、同日に当該専攻に在籍する者が在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科修士課程医歯理工学専攻の平成30年度の収容定員、医歯学総合研究科博士課程医歯学系専攻の平成30年度から平成32年度までの収容定員並びに医歯学総合研究科博士課程生命理工学系専攻の平成30年度及び平成31年度の収容定員については、それぞれ次のとおりとする。

区 分	専 攻 名	収容定員
		平成30年度
修 士 課 程	医歯理工学	105
	（医療管理学コース）	（0）
	（医療政策学コース）	（10）
備考 括弧内の数字は、医療管理政策学コースに係る収容定員の数を内数で示す。		

区 分	専攻名	収 容 定 員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
博士課程	医歯学系	551	362	181

区 分	専攻名	収 容 定 員	
		平成30年度	平成31年度
博士課程	生命理工学系	50	25

- 4 改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科修士課程医歯理工保健学専攻の平成30年度の収容定員、医歯学総合研究科博士課程医歯学専攻の平成30年度から平成32年度までの収容定員並びに医歯学総合研究科博士課程生命理工医療科学専攻の平成30年度及び平成31年度の収容定員については、それぞれ次のとおりとする。

区 分	専 攻 名	収容定員
		平成30年度
修 士 課 程	医歯理工保健学	131
	（医療管理学コース）	（5）
	（医療政策学コース）	（10）
	（グローバルヘルスリーダー養成コース）	（9）
備考 括弧内の数字は、医療管理政策学コース及びグローバルヘルスリーダー養成コースに係る収容定員の数を内数で示す。		

区 分	専攻名	収 容 定 員		
		平成 3 0 年度	平成 3 1 年 度	平成 3 2 年 度
博士課程	医歯学	1 8 1	3 6 2	5 4 3

区 分	専攻名	収 容 定 員	
		平成 3 0 年度	平成 3 1 年度
博士課程	生命理工医療科学	2 5	5 0

5 改正後の第6条第2号の規定にかかわらず、保健衛生学研究科博士（前期）課程生体検査科学専攻の平成30年度の入学定員並びに保健衛生学研究科博士（後期）課程生体検査科学専攻の平成30年度から平成31年度までの収容定員は、それぞれ次のとおりとする。

区 分	専 攻 名	収容定員
		平成 3 0 年度
博士（前期） 課程	生体検査科学	1 2

区 分	専攻名	収 容 定 員	
		平成 3 0 年度	平成 3 1 年度
博士（後期） 課程	生体検査科学	1 2	6

附 則（平成30年9月13日規程第5号）

この学則は、平成30年9月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月31日規程第2号）

この学則は、平成31年3月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日規程第1号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科博士課程東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻の令和2年度から令和5年度までの収容定員については、次のとおりとする。

区 分	専 攻 名	収容定員			
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
博士課程	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系	3	6	9	1 2

東京医科歯科大学大学院履修規則

平成22年3月30日
規則第42号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学大学院における授業の履修に関しては、東京医科歯科大学大学院学則(平成16年規程第5号。以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業科目及び履修)

第2条 本大学院の授業科目及び修得すべき単位数は、別表1に定めるものとする。

2 前項の授業科目及び修得すべき単位数は、各研究科の意見を聴いて学長が定めるものとする。

(授業)

第3条 授業は、講義、演習、実験若しくは実習により行い、必修、選択必修又は選択とする。

(1単位当たりの授業時間)

第4条 大学院学則第11条の2に定める1単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

(1) 医歯学総合研究科

ア 講義及び演習については、15時間から30時間

イ 実験及び実習については、30時間から45時間

(2) 保健衛生学研究科

ア 講義及び演習については、15時間から30時間

イ 実験及び実習については、30時間から45時間

2 前項の授業時間の設定においては、次の事項に配慮しなければならない。

(1) 学習目標を十分に満たすこと

(2) 履修時間及び自主的学修時間の確保

(試験及び単位)

第5条 履修した授業科目については、試験を行う。ただし、試験を行うことが困難な授業科目等については、試験によらず、学修の成果をもって、又は指定した課題についての報告をもって試験に替えることがある。

2 前項の試験に合格したときは、所定の単位を与える。

3 実習を伴わない授業科目については、試験に合格したときは所定の単位を与える。ただし、一授業科目の試験を分割して実施する科目については、そのすべての試験に合格しなければ単位を取得することができない。

4 実習を伴う授業科目については、試験に合格し、かつ、その授業科目の実習修了の認定が行われなければ所定の単位を取得することができない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月28日規則第61号)

この規則は、平成23年4月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月12日規則第33号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２５年３月１２日規則第２４号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月３１日規則第１５号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月３１日規則第２４号）

- この規則は、平成２６年４月１日から施行する。
- 平成２６年３月３１日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の第２条の規定にかかわらず、平成２６年度及び平成２７年度に保健衛生学研究科博士（後期）課程総合保健看護学専攻に入学する者の授業科目及び履修は次のとおりとする。

大学院保健衛生学研究科博士（後期）課程総合保健看護学専攻

授業科目の名称	単位数
地域・在宅ケア看護学	
地域保健看護学特論	4
在宅ケア看護学特論	4
リプロダクティブヘルス看護学特論	4
精神保健看護学特論	4
看護機能・ケアマネジメント開発学	
生体・生活機能看護学特論	4
小児・家族発達看護学特論	4
先端侵襲緩和ケア看護学特論	4
高齢者看護・ケアシステム開発学特論	4
看護システムマネジメント学特論	4
健康教育開発学	
健康情報分析学特論	4
健康教育学特論	4
国際看護開発学特論	4
特別研究	8

下記に示す修了要件単位を全て修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

(1) 所属教育研究分野の特論４単位

(2) 特別研究８単位

附 則（平成２７年２月１７日規則第１１号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年５月１８日規則第１２７号）

この規則は、平成２７年５月１８日から施行し、平成２６年１０月１日から適用する。

附 則（平成２７年５月１８日規則第１２８号）

- この規則は、平成２７年５月１８日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。
- 平成２７年３月３１日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２７年１１月１６日規則第２０８号）

- この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
- 平成２８年３月３１日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２８年３月４日規則第５号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日規則第６２号）

- この規則は平成２８年４月１日から施行する。
- 平成２８年３月３１日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２９年１月１１日規則第９号）

- 1 この規則は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 平成２９年３月３１日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の別表１（１）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２９年３月３０日規則第４９号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月３１日規則第５５号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年６月２１日規則第９７号）

- 1 この規則は、平成２９年６月２１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
- 2 平成２９年３月３１日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成３０年３月３０日規則第２５号）

- 1 この規則は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 平成３０年３月３１日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成３１年３月３１日規則第３６号）

- 1 この規則は、平成３１年４月１日から施行する。
- 2 平成３１年３月３１日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。ただし、未来がん医療プロフェッショナル養成プラン科目を除く。

附 則（令和２年３月３１日規則第２５号）

- 1 この規則は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 令和２年３月３１日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の第２条第１項に規定する別表１（３）の①及び②は、平成３１年４月１日から適用する。

別表 1

(1) 大学院医歯学総合研究科修士課程医歯理工保健学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
基礎科目	医歯学総合概論*1, *2, *3, *5	1	2
	初期研究研修		
	医歯理工学先端研究特論*1, *2, *3, *5		1
	人体形態学*1		1
	口腔形態学*2, *3		1
	人体機能学*1, *2, *3		1
	病理病態学*1, *2, *4, *9		1
	環境社会医歯学*1, *2, *3, *9		1
	病院実習		1
	口腔保健臨地実習*4		2
	口腔保健工学特論*4		2
専門科目	生化学*9		2
	薬理学		2
	免疫学		2
	発生・再生科学		2
	細胞生物学特論		1
	神経疾患特論		2
	遺伝医学特論*9		2
	口腔保健福祉学		2
	ビッグデータ解析学*8		1
	疾患オミックス情報学特論		2
	機能分子化学*6		2
	ケミカルバイオロジー特論*6		2
	ケミカルバイオロジー技術特論*6		2
	分子構造学特論*6		2
	生体材料学*6		2
	バイオメディカルデバイス理工学Ⅰ*6, *8		1
	バイオメディカルデバイス理工学Ⅱ*6		1
	応用生体材料学*6		2
	医歯薬産業技術特論*6		1
	バイオメディカルシステム理工学Ⅰ*6		1
	バイオメディカルシステム理工学Ⅱ*6		1
	英語交渉・ディベート特論		2
	研究倫理・医療倫理学*8, *9		1
	トランスレーショナルリサーチ特論		2
	産学リンケージ特論		2
	先制医療学実習*8		2
	先制医療学基礎実習*8, *9		1
	保健医療情報学		2
	Basic Human Pathology for Graduate Students		1
	生体検査科学特論Ⅰ*7		2
	生体検査科学特論Ⅱ*7		2
	生体検査科学セミナーⅠ*7		1
	臨床実践特別演習入門		1
	臨床実践特別演習Ⅰ		1
	臨床実践特別演習Ⅱ		1

科目区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
演習・実習・研究科目	医科学演習*1, *9		4
	医科学実習*1, *9		4
	歯科学演習*2		4
	歯科学実習*2		4
	口腔保健学演習*3		4
	口腔保健学実習*3		4
	生命理工学演習*5		4
	生命理工学実習*5		4
	保健学演習*7		4
	保健学実習*7		4
	課題研究*9	4	
医療管理政策学科目 (医療管理政策学コース)	医療提供政策論*9		1
	医療社会政策論		1
	世界の医療制度		1
	医療保険論		2
	医療計画制度		1
	医療産業論		2
	医療経済論		2
	先端医療技術・産学連携		1
	介護保険・地域医療政策論		1
	医療と社会の安全管理		1
	医療機関リスク管理		1
	医療のTQM		1
	医療機能評価		1
	医療制度と法		1
	医事紛争と法		1
	生命倫理と法		1
	病院情報管理学		1
	診療情報管理学		1
	IT時代の医療診断システムとセキュリティ		1
	医療思想史		1
	世界の文化と医療		1
	世界の宗教と死生観		1
	病院設計・病院設備		1
	衛生工学・汚染管理		1
	戦略と組織		1
	財務・会計		1
	医療の人間工学		1
	人的資源管理		1
	医療とコミュニケーション*9		1
	医学概論		1
	臨床研究・治験		1
	健康情報データベースと統計分析		1
	課題研究	8	

科目区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
グローバル健康医学 科目 (グローバルヘルス リーダー養成コース)	疫学Ⅰ*8	2	
	疫学Ⅱ		2
	生物統計Ⅰ*8	2	
	生物統計Ⅱ		2
	基礎医学概論		2
	医療システム	2	
	プラネタリーヘルス	2	
	グローバルヘルス	4	
	母子保健学		2
	医療ビジネス論		2
	行動科学	2	
	環境保健学	2	
	課題研究Ⅰ	6	
	課題研究Ⅱ	6	
認定遺伝カウンセラー受験 資格関連科目 (遺伝カウンセリングコー ス)	人類遺伝学*9, *10	2	
	臨床遺伝学*9, *10	2	
	研究倫理演習*9, *10	1	
	遺伝カウンセリング学*9, *10	2	
	遺伝カウンセリング実習*9, *10	6	

1 下記に示す修了要件単位を修得すること。

- (1) 修士（医科学）、修士（歯科学）の修得を目指す学生は、基礎科目中、必修科目から8単位、演習・実習・研究科目12単位、その他基礎科目（必修科目は除く。）、専門科目及び医療管理政策学科目並びにグローバル健康医学科目から10単位以上を履修し、合わせて30単位以上。
- (2) 修士（口腔保健学）の修得を目指す学生は、基礎科目中、必修科目から7単位、基礎科目の選択科目中「病理病態学」及び「口腔保健臨地実習」又は「口腔保健工学特論」から2単位以上、演習・実習・研究科目12単位、その他基礎科目（必修科目は除く。）、専門科目及び医療管理政策学科目並びにグローバル健康医学科目から9単位以上を履修し、合わせて30単位以上。
- (3) 修士（理学）、修士（工学）の修得を目指す学生は、基礎科目中、必修科目4単位、演習・実習・研究科目12単位、その他基礎科目（必修科目は除く。ただし、選択科目中、人体形態学を履修した者は口腔形態学の履修は不可）、専門科目及び医療管理政策学科目並びにグローバル健康医学科目から14単位以上を履修し、合わせて30単位以上。
- (4) 修士（保健）の修得を目指す学生は、基礎科目中、必修科目1単位、専門科目中、必修科目7単位、演習・実習・研究科目12単位、その他基礎科目（必修科目を除く。ただし、選択科目中、人体形態学を履修した者は口腔形態学の履修は不可）、専門科目（必修科目は除く。）及び医療管理政策学科目並びにグローバル健康医学科目から10単位以上を履修し、合わせて30単位以上。
- (5) 修士（医療管理学）、修士（医療政策学）の修得を目指す学生は医療管理政策学科目のうち課題研究8単位及びその他の科目22単位以上を履修し、合わせて30単位以上。
- (6) 修士（グローバル健康医学）の修得を目指す学生は、グローバル健康医学科目のうち必修科目28単位、選択科目10単位中2単位以上を履修し、合わせて30単位以上。

2 *1：修士（医科学）の修得を目指す学生について必修科目とする。

3 *2：修士（歯科学）の修得を目指す学生について必修科目とする。

4 *3：修士（口腔保健学）の修得を目指す学生について必修科目とする。

5 *4：修士（口腔保健学）の修得を目指す学生について、「病理病態学」と「口腔保健臨地実習」もしくは「口腔保健工学特論」を必ず履修すること。

6 *5：修士（理学）、修士（工学）の修得を目指す学生について必修科目とする。

7 *6：修士（工学）の修得を目指す学生について、9科目15単位の中から4単位以上必ず履修すること。

8 *7：修士（保健学）の修得を目指す学生について必修科目とする。

9 *8：先制医療学コースを履修する学生は、医歯理工保健学専攻の修了要件を満たし、先制医療学コース指定科目を全て履修し、単位を修得した場合、先制医療学コースに関する学修成果を認定す

- る。
- 10 *9: 以下の*10 を含む遺伝カウンセリングコース指定科目を35単位修得した場合、認定遺伝カウンセラーの受験資格を得ることが出来る。
- 11 *10: 先進倫理医科学分野に所属する学生が選択できる授業科目。

(8) 大学院共通履修科目

授業科目の名称	単位数
Leadership	1
Problem-based Learning in Health Sciences	1
Academic English I	1
Academic English II	1
Introduction to Qualitative Methods	1
Presentation in English	1
Social Science Theory for the Health Sciences	1
Writing for Publication	1

これらの科目は、本学大学院に開設するものとし、本学大学院に在学する学生であれば履修できるものとする。

東京医科歯科大学学位規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 56 号

（目的）

第 1 条 この規則は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条の規定に基づき、本学において授与する学位の種類、学位論文の審査及び試験の方法その他学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学における学士、修士及び博士の学位には、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

学士（医学）
学士（看護学）
学士（保健学）
学士（歯学）
学士（口腔保健学）
修士（医科学）
修士（歯科学）
修士（医療管理学）
修士（医療政策学）
修士（グローバル健康医学）
修士（看護学）
修士（保健学）
修士（理学）
修士（工学）
修士（口腔保健学）
博士（医学）
博士（歯学）
博士（数理医科学）
博士（学術）
博士（看護学）
博士（保健学）
博士（理学）
博士（工学）

（学位授与の要件）

第 3 条 学士の学位は、東京医科歯科大学学則（平成 16 年規程第 4 号）の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、東京医科歯科大学大学院学則（平成 16 年規程第 5 号。以下「大学院学則」という。）の定めるところにより、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

3 前項に定めるもののほか、修士の学位は、大学院学則第 22 条第 2 項の定めるところにより、大学院保健衛生学研究科看護先進科学専攻の一貫制博士課程において、修士課程の修了に相当する要

件を満たした者にも授与することができる。

- 4 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院の博士課程、後期3年博士課程又は一貫制博士課程を修了した者に授与する。
- 5 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う学位論文の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程、後期3年博士課程又は一貫制博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。ただし、博士課程のうち、外国の大学と連携した教育課程を編成する専攻（以下「国際連携専攻」という。）及び一貫制博士課程のうち、共同災害看護学専攻にあつては、この規定は適用しないものとする。

（学位論文の提出）

- 第4条 前条第2項、第3項又は第4項の規定により、学位論文の審査を申請する者は、学位に付記する専攻分野の名称を指定して、学位論文に所定の書類を添えて、所属の研究科等の長に提出するものとする。
- 2 前条第5項の規定により、学位を請求する者は、学位に付記する専攻分野の名称を指定して、学位論文に所定の書類を添えて、学長に提出するものとする。
 - 3 前項の提出にあつては、本学の教授又は研究科委員会の構成員である准教授の推薦を必要とする。
 - 4 提出する学位論文は、自著一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
 - 5 いったん受理した学位論文（参考として添付された論文を含む。）は、返付しない。

（審査料）

- 第5条 第3条第5項の規定により学位を請求する者は、審査料を納付しなければならない。
- 2 前項の審査料の額は、別に定める。
 - 3 既納の審査料は還付しない。

（学位論文の審査）

- 第6条 研究科等の長は、第4条第1項の規定により学位論文の審査の申請を受理したときは、研究科委員会等に審査を付託する。
- 2 学長は、第4条第2項の規定により、学位請求の申請を受理したときは、学位に付記する専攻分野の名称に応じ、関係の研究科委員会等に学位論文の審査を付託する。
- 第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会等は、学位論文ごとに本学の専任教員3名以上により構成される審査委員会を設けて審査を行う。ただし、研究科委員会等が必要と認めたときは、連携大学院分野を構成する教員を当該審査委員会を構成する委員に含むことができる。
- 2 前項の審査委員会の委員のうち、修士に係る審査については1名以上を、博士に係る審査については2名以上を教授としなければならない。
 - 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、大学院保健衛生学研究科共同災害看護学専攻（以下「共同災害看護学専攻」という。）にあつては、前条の規定により学位論文審査を付託された研究科委員会等は、学位論文ごとに5名以上により構成される審査委員会を設けて審査を行う。
 - 4 前項の審査委員会の委員は、共同教育課程を構成する全ての大学から選出するものとする。
 - 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、国際連携専攻にあつては、前条の規定により学位論文審査を付託された研究科委員会等は、共同で教育課程を編成した外国の大学院

（以下「国際連携大学」という。）と協議の上、学位論文ごとに構成される合同の審査委員会を設けるものとする。

- 6 前項の審査委員会の委員は、国際連携専攻の専任教員及び学外の学識者（国際連携大学所属教員を除く）から選出するものとする。
- 7 研究科委員会等は、学位論文の審査（最終試験及び試験を含む。）に当たって必要と認めるときは、第1項に定める者のほか、他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院の教員等を審査委員会の委員に委嘱することができる。
- 8 審査委員会は、審査上必要があるときは、学位論文（参考として添付された論文を含む。）の訳文又は標本等の提出を求めることができる。

（最終試験又は試験等）

第8条 審査委員会は、学位論文の審査が終わった後に、当該論文を中心として、これに関連のある科目について最終試験又は試験を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、共同災害看護学専攻にあっては、別に定める共同災害看護学専攻教育課程連絡協議会が選出する審査委員5名により、学位論文審査が終わった後に、当該論文を中心として、関連のある科目について最終試験又は試験を行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻にあっては、別に定める国際連携大学との協議の場において選出する審査委員により、学位論文審査が終わった後に、当該論文を中心として、関連のある科目について最終試験を行う。
- 4 前3項の最終試験又は試験の方法は、口頭又は筆答とする。
- 5 審査委員会は、第3条第5項の規定により学位を請求する者については、専攻学術に関し、本学大学院の博士課程又は博士（後期）課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するため、口頭又は筆答による試問（外国語を含む。）を行う。
- 6 本学大学院の博士課程に4年以上在学し、大学院学則第20条第3項に規定する博士課程における所定の単位を修得して退学した者が、本学大学院博士課程入学後10年以内に、第3条第5項の規定により学位を請求するときは、前項の試問を免除する。
- 7 本学大学院の博士（後期）課程に3年以上在学し、大学院学則第20条第4項に規定する博士（後期）課程における所定の単位を修得して退学した者が、本学大学院博士（後期）課程入学後8年以内に、第3条第5項の規定により学位を請求するときは、第4項の諮問を免除する。
- 8 本学大学院博士課程看護先進科学専攻に5年以上在学し、大学院学則第20条第5項に規定する博士課程における所定の単位を修得して退学した者が、本学大学院博士課程入学後12年以内に、第3条第5項の規定により学位を請求するときは、第4項の試問を免除する。

（審査期間）

第9条 審査委員会は、その設置後、修士の学位にあっては3月以内、博士の学位にあっては1年以内に、学位論文の審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会等の議決によりその期間を延長することができる。

（審査委員会の報告）

第10条 審査委員会は、学位論文の審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、すみやかにその結果を研究科委員会等に報告しなければならない。

（研究科委員会等の審議）

第11条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて、学位授与の可否について審議する。

- 2 前項の審議を行うには、研究科委員会等委員構成員（海外渡航中の者及び休職中の者を除く。）

の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位を授与できるものと議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第12条 研究科委員会等が、学位を授与できるものと議決したとき(第6条第2項の規定により学位論文の審査を付託された者については、学位を授与できるものと議決されなかったときを含む。)は、研究科等の長は、学位論文に学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査の要旨並びに最終試験又は試験及び試問の成績を添えて、学長に報告するとともに、意見を述べなければならない。

2 研究科委員会等が、第6条第1項の規定により、学位論文の審査を付託された者について、学位を授与できるものと議決したときは、研究科等の長は、前項に定めるもののほか、論文目録及び履歴書を添えて学長に報告するとともに、意見を述べなければならない。

(学位記の授与)

第13条 学長は、第3条第1項の規定により、学士の学位を授与すべき者に学士の学位記を授与する。

2 学長は、前条の意見を参酌し、修士又は博士の学位の授与の可否について認定のうえ、学位を授与すべき者には、当該学位の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨通知する。

(学位記の様式)

第14条 学位記の様式は、別紙様式第1、別紙様式第2-1、別紙様式第2-2、別紙様式第2-3、別紙様式第3-1、別紙様式第3-2、別紙様式第3-3、別紙様式第3-4、別紙様式第3-5及び別紙様式第3-6のとおりとする。ただし、別紙様式第3-6については、国際連携大学との協議により、国際連携大学が所在する国の公用語、国際的通用性のある第三国の言語のいずれか又は双方を併記できるものとする。

2 大学院学則第4条第4項に定めるコースを修了した者の学位記には、当該コースを修了した旨別紙様式2-3及び別紙様式3-5のとおり付記するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第15条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学がインターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、東京医科歯科大学名を付記するも

のとする。ただし、共同災害看護学専攻に係る学位にあつては、当該共同災害看護学専攻を構成する大学名を、国際連携専攻に係る学位にあつては国際連携大学名を付記するものとする。

（学位授与の取消）

第18条 学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、学長は関係の学部教授会又は研究科委員会等の意見を聴いて、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

（1）不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

（2）その名誉を汚す行為があつたとき

2 学部教授会において前項の議決を行う場合は、教授会構成員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ無記名投票により出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 研究科委員会等において第1項の議決を行う場合は、第11条第2項及び第3項の規定を準用する。

（学位授与の報告）

第19条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、文部科学大臣に報告するものとする。

（その他）

第20条 本規則に定めるもののほか、修士及び博士の学位論文の審査及び試験に関し必要な事項は、各研究科委員会等が別に定める。ただし、国際連携専攻にあつては、国際連携大学と協議し別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に廃止前の東京医科歯科大学学位規則（昭和50年学規第33号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日規則第80号）

この規則は、平成22年12月22日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規則第43号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月30日規則第71号）

1 この規則は、平成25年5月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 改正後の第15条の規定は、この規則の施行の日以降に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 改正後の第16条の規定は、この規則の施行の日以降に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第24号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月30日規則第112号）

この規則は、平成26年10月30日から施行する。

附 則（平成27年3月10日規則第18号）

この規則は、平成27年3月10日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第53号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第63号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日規則第21号）

1 この規則は、平成30年9月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 平成30年3月31日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月31日規則第35号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科委員会

修士（医療管理学・医療政策学）に係る学位論文審査及び試験内規

平成 16 年 12 月 7 日
医療管理政策学（MMA）コース運営協議会制定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京医科歯科大学学位規則（平成16年規則第56号）第20条の規定に基づき、東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻医療管理政策学（MMA）コース（以下「本コース」という。）における修士（医療管理学・医療政策学）の学位審査に関し必要な事項を定める。

（学位論文提出の資格）

第2条 学位論文提出の資格を有する者は、本コースに在学する学生で、東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程第5号。以下「大学院学則」という。）第2条第1項第1号に規定する修士課程に、医療管理学コースにおいては6月以上、医療政策学コースにおいては1年6月以上在学し、原則として、大学院学則20条第1項に規定する所定の単位中22単位以上を修得したものとする。

（学位論文）

第3条 学位論文は、原則として「要旨、序論、研究方法、結果、考察、文献」の順に記載された、課題研究の成果等に基づく高度な学術的内容を含む英文又は和文による単独の著作1編とし、参考論文の添付は認めない。

2 医療管理学コースにおける学位論文は、特に様式を定めない課題研究報告書をもって充てることとする。

3 医療政策学コースにおける学位論文は、あらかじめ決められた課題研究の方針に沿って行うものとする。

（学位論文に添付する書類）

第4条 学位論文に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書（別紙様式1）
- (2) 履歴書（別紙様式2）
- (3) 学位論文要旨（1千字以内）（別紙様式3）
- (4) 審査委員候補者記入表（別紙様式4）

（学位論文の審議）

第5条 本コースにおける学位論文の審議は、東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻医療管理政策学（MMA）コース運営協議会（以下「MMA 運営協議会」という。）で行い、研究科委員会の承認を得るものとする。

（審査委員会）

第6条 審査委員会は、MMA 運営協議会において選出された本学の教員3名で構成し、うち1名は本コース担当教員を充てるものとする。ただし、MMA 運営協議会において必要と認めたときは、連携大学院分野を構成する教員を当該審査委員会を構成する委員に含むことができる。

2 MMA 運営協議会において必要と認めたときは、前項に定める者のほか、四大学連合の趣旨に基づき本コースの教員のほか、他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院の教員を審査委員会の委員に加えることができる。

3 審査委員会は、学位論文の審査を行う。

4 審査委員会は、医療管理学コースにかかる審査において、提出された課題研究報告書が学位論文として相応しいか判断する。

(最終試験)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査を終了した後、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、本コースのディプロマポリシーに鑑み、口頭又は筆答による最終試験を行う。

2 最終試験の期日、科目及び問題等最終試験の方法は、審査委員会が決定する。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査並びに最終試験を行い、MMA 運営協議会が定める日までに学位論文審査結果、最終試験結果報告書を研究科長に提出するものとする。

2 審査結果の報告は、次の各号に掲げる書類をもって行うものとする。

- (1) 学位論文要旨
- (2) 学位論文の審査の要旨
- (3) 最終試験の結果の要旨

3 前項第3号の最終試験の結果の要旨には、最終試験の方法と結論の要旨を記載するものとする。

(MMA 運営協議会の審議)

第9条 研究科長は、前条の報告を受けた後、MMA 運営協議会を開催し、学位授与の可否について審議するものとする。

2 研究科長は、MMA 運営協議会開催日の7日以前に、次の各号に掲げる書類を MMA 運営協議会委員に配布するものとする。

- (1) 学位論文要旨
- (2) 学位論文の審査の要旨（担当者名を記載したもの）
- (3) 最終試験の結果の要旨（担当者名を記載したもの）
- (4) 履歴書
- (5) 学位論文

3 第1項の審議を行うには、MMA 運営協議会委員（海外渡航中、休職中及びそれらに準ずる場合の委員を除く。）の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位を授与できるものと議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位論文提出の時期)

第10条 学位論文は、各年度において MMA 運営協議会が定める日までに、所定の書類を添えて提出するものとする。

(学位論文の公開)

第11条 学位論文は公開するものとする。ただし、知的財産権、個人の情報等の保護について、侵害される恐れがあるとMMA運営協議会が判断した場合は、非公開とすることができる。

(適宜の処置)

第12条 学位の審査に関し、この内規を適用し得ない場合は、MMA 運営協議会の議を経て、適宜の処置をとるものとする。

附 則

この内規は、平成16年12月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日）

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日において現に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月29日制定）

この内規は、平成２６年１０月３０日から施行する。

附 則（平成２８年９月２６日制定）

この内規は、平成２８年１０月１日から施行する。

附 則（平成３０年６月２１日制定）

この内規は、平成３０年６月２１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

平成 年 月 日

コース担当教員印

大学院医歯学総合研究科長 殿

平成 年度入学 大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻

医療管理政策学（MMA）コース

氏 名 _____, (※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

学位論文審査申請書

わたくしは、このたび修士（ ）に係る学位論文の審査を受けたい
ので、学位規則第4条第1項により、学位論文及び所定の書類を添えて提出いた
します。

・学位論文題名

履 歴 書

氏 名	ふりがな	男 女
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	
本 籍		
現 住 所		

学 位 論 文 要 旨

論文題名：

氏 名 _____

※1,000 字以内とする。

東京医科歯科大学大学院学位論文審査基準

平成27年2月17日
制 定

1. (趣旨)

東京医科歯科大学学位規則(平成16年規則第56号)第20条の規定に基づき、東京医科歯科大学(以下「本学」という。)大学院医歯学総合研究科並びに大学院保健衛生学研究科における修士および博士の学位論文審査基準について定める。

2. (修士課程)

修士課程における学位論文審査では、本学学位授与の方針(ディプロマポリシー)等を踏まえ、論文の内容が、以下の要件を満たし、当該領域において、十分な研究能力を修得しているかという観点で審査する。

1) 研究目的の適切性

当該研究領域に関する基礎的な知識を有し、先行研究を十分に検討した上で、意義のある研究目的が適切に設定されているか。

2) 研究方法・倫理観

研究計画、研究方法が適切な実証性を備えているか。また、高い倫理観を持ち研究や実験を行っているか。

3) 考察

得られた研究データ・結果を正しく評価し、適切な考察がなされたうえで、論理一貫性をもって記述できているか。

3. (博士課程)

博士課程における学位論文審査では、本学学位授与の方針(ディプロマポリシー)等を踏まえ、論文の内容が、以下の要件を満たし、当該領域において、自立した研究者として高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を修得しているかという観点で審査する。

1) 研究目的の先駆性・独創性

当該研究領域に関する多面的かつ専門的な知識を有し、先行研究を十分に検討した上で、先駆的又は独創的な発想に基づき研究目的が設定されているか。

2) 社会的意義

当該研究領域の発展に寄与し、人類の健康と福祉への貢献に繋がる研究内容であるか。

3) 研究方法・倫理観

研究計画、研究方法が幅広い視野に基づき策定されたものであり、高い論証性を備えているか。また、高い倫理観を持ち研究や実験を行っているか。

4) 考察・今後の発展性

得られた研究データ・結果を正しく評価し、適切かつ十分な考察がなされたうえで、論理一貫性をもって記述できているか。また今後の学問的発展性があるか。

附 則

この基準は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 令和2年3月31日において現に本学大学院に在学するものについては、改正後の基準にかかわらず、なお従前の例による。

東京医科歯科大学大学院G P A制度に関する要項

平成24年3月12日
制 定

(目的)

第1条 この要項は、東京医科歯科大学大学院におけるG P A (Grade Point Average) 制度の運用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、G P Aとは、個々の学生の学習到達度をはかる数値で、大学院学則第19条に基づく成績を点数化 ($A^+=4$ 、 $A=3.5$ 、 $B=3$ 、 $C=2$ 、 $D=1$ 及び $F=0$) したうえで、履修した科目1単位あたりの成績平均点を求めたものをいう。

2 G P A対象授業科目は、次の各号を除く授業科目とする。

- (1) A^+ 、 A 、 B 、 C 、 D 及び F による学習の評価を行わない科目
- (2) 修了要件に算入しない科目
- (3) G P Aへの算入が適当でないと認められる科目

(成績評価、G P 及び評価基準)

第3条 成績評価、Grade Point (G P) 及び評価基準は、次のとおりとする。

成績評価	G P	評価基準
A^+	4. 0	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した
A	3. 5	当該科目の到達目標を全て達成した
B	3. 0	当該科目の到達目標を概ね達成した
C	2. 0	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した
D	1. 0	当該科目の到達目標を達成していない
F	0. 0	到達目標の達成度を評価できない

(G P Aの種類及び計算方法)

第4条 G P Aは、当該学年に履修した第2条第2項に定めるG P A対象授業科目について、「当該年度のG P A」、「累積G P A」に区分し、各区分は次に定める方法により計算するものとする。

＊ G P A の計算式

$$\text{当該年度の G P A} = \frac{(4 \times A^+ \text{取得単位数} + 3.5 \times A \text{取得単位数} + 3 \times B \text{取得単位数} + 2 \times C \text{取得単位数} + 1 \times D \text{取得単位数} + 0 \times F \text{取得単位数})}{\text{当該年度の総履修登録単位数}}$$

$$\text{累 積 G P A} = \frac{(4 \times A^+ \text{取得単位数} + 3.5 \times A \text{取得単位数} + 3 \times B \text{取得単位数} + 2 \times C \text{取得単位数} + 1 \times D \text{取得単位数} + 0 \times F \text{取得単位数})}{\text{総履修登録単位数}}$$

- 2 前項の計算式において、総履修登録単位数にはD及びFとなった科目の単位を含むが、履修取消とした科目の単位は含まない。
- 3 計算値は四捨五入して小数第2位まで求めるものとする。

(G P A 計算期日)

第5条 G P A の計算は、学年ごとに所定の期日までに確定した成績に基づいて行う。

(成績証明書への記載)

第6条 成績証明書への記載は、累積G P A を使用する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、G P A 制度の実施に関して必要な事項は、各研究科において、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成24年3月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 東京医科歯科大学大学院に平成23年3月31日に在学し、引き続き本学大学院の在学者となったものについては、この内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年6月11日制定)

この要項は、平成27年6月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年9月6日制定)

- 1 この要項は、平成30年9月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度以前入学者で、平成30年4月1日時点で本学に在籍する者の成績評価については、秀をA⁺、優をA、良をB、可をC、不可をDとする。
- 3 平成29年度以前入学者で、平成30年4月1日時点で本学に在籍しない者のG P にについては、秀を4.0、優を3.5、良を3.0、可を2.0、不可を1.0とみなす。

東京医科歯科大学における学生の懲戒に関する申合せ

平成20年2月8日
申 合 せ

1. 目的

この申合せは、東京医科歯科大学学則（以下「学則」という。）第58条の規定に基づく学生の懲戒に関し、基本的な考え方、手続、標準その他の必要な事項を定めることにより、その適正及び公正を図ることを目的とする。

2. 基本的な考え方

- (1) 学生に対する懲戒は、大学の規律、秩序を維持し、教育目的を達成するため、一定の事由の発生を要件として、学生に対して制裁を課すものである。
- (2) 懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えたうえで行うものとする。
- (3) 懲戒の取扱いについては、刑事訴追の有無を処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

3. 懲戒の種類

懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

(1) 退学

退学は、学生の身分を失わせることである。

(2) 停学

- ① 停学は、一定の期間登校を禁止することである。
- ② 停学は、無期停学及び有期停学とする。
- ③ 有期停学の期間は6か月未満とする。
- ④ 停学期間は、在学年限に含め、修業年限には含めないものとする。ただし、短期間（1か月以内）の場合には、在学年限及び修業年限に含めることができる。
- ⑤ 無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ解除することができない。
- ⑥ 停学期間には、学則第9条の「休業日」を含むものとする。

(3) 訓告

訓告は、懲戒対象行為について、注意を与え、将来にわたってそのようなことがないように戒めることである。

4. 謹慎

学生の当該行為が懲戒に該当することが明白であり、かつ、停学以上の懲戒がなされることが確実である場合は、部局長（医学部長、歯学部長又は教養部長をいう。以下同じ。）は、当該学生に懲戒決定前に謹慎を命ずることができる。この場合、謹慎の期間は特に定めないが、この間は当該学生の登校を禁止する。

なお、謹慎の期間はその全部又は一部を停学期間に通算することができる。

5. 停学期間中の措置

- (1) 停学期間中の学生に対して当該部局は、面談等により、更正に向けた指導を適宜行うものとする。
- (2) 前項に規定する面談等は、必要に応じカウンセラー等の専門家の協力を得て行うことができるものとする。
- (3) 停学期間中の休学の願い出は、受理しないものとする。

6. 懲戒の手続

(1) 調査委員会の設置

- ① 学部長は、懲戒に相当すると思われる学生の行為（以下「事案」という。）を知ったときは、直ちに学長に報告するとともに、当該学生が所属する学部教授会の議を経て、当該学部教授会の構成員で組織する調査委員会を設置するものとする。

なお、調査委員会には、事案により当該学部教授会の構成員以外の者を加えることができる。

- ② 調査委員会は、当該事案について、調査及び事実の確認を行い、懲戒に関する事実認定の報告書（様式 1）を作成するものとする。

(2) 事情聴取等

- ① 調査委員会は、調査に当たり当該学生に対し事情聴取を行うものとする。ただし、学生が心身の故障、身柄の拘束、その他の事由により直接事情聴取を受けることができないときは、これに替えて文書による質問、照会等により事情聴取することができる。
- ② 調査委員会は、事情聴取に際し、当該学生に口頭又は文書により弁明する機会を与えるものとする。

(3) 調査等の結果の報告

調査委員会は、懲戒に関する事実認定の報告書を学部長に提出するものとする。

(4) 教授会審議

学部長は、調査委員会の報告に基づき、当該学部教授会において、懲戒の要否及び種類・程度を審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(5) 懲戒の決定

学長は、学部長の報告に基づき、懲戒の要否及び種類・程度を決定するものとする。

(6) 懲戒通知書の交付等

学部長は、学長の命により当該学生に対し懲戒通知書（様式 2）を交付するものとする。

(7) 懲戒処分の告知及び告示

学長は、懲戒処分を決定したときは、通知書の交付をもって当該学生及び保証人に告知し、教育研究評議会に報告し、当該学生の所属、懲戒の種類及び事由を告示する。

(8) 懲戒に関する記録

懲戒処分を行ったときは、学籍簿の「特記事項」に記載するものとする。

(9) 退学願いの不受理

学部長は、懲戒の手続中の学生から自主退学の願い出があった場合は、これを受理しないものとする。

(10) その他

二つ以上の部局に関わる事案があるときは、当該部局長は相互に連絡協議するものとする。

7. 不服が申立てられた場合の手続

- (1) 懲戒を受けた学生は、その処分について、事実誤認、新事実の発見、処分の種類または内容等について異議がある場合には、懲戒通知書を受領した日の翌日から起算して 14 日以内

に、学長に対し書面をもって不服申立てをすることができる。ただし、不服申立てにより懲戒の効力は停止しない。

- (2) 学長は懲戒を受けた学生から不服申立てがあった場合には、学部長に再審議を行わせることができる。
- (3) 学部長は、当該学部教授会に再審議をする旨を報告の上、新たな構成員で組織される調査委員会に再調査等を行わせるものとする。
- (4) 学長は、再調査等の結果に基づく処分内容を当該学生に通知しなければならない。

8. 無期停学の解除

- (1) 学部長は、無期停学処分を受けた学生について、指導教員等と協議し、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、当該学部教授会の議を経て、学長に申出るものとする。
- (2) 学長は、学部長の申出に基づき、無期停学の解除を決定するものとする。
- (3) 学部長は、学長の命により当該学生に対し停学解除通知書（様式3）を交付するものとする。

9. 試験の無効等

- (1) 試験の無効
試験における不正行為を行った学生が受験した当該科目の試験は無効とする。
- (2) 停学期間中の受験及び履修手続
停学期間中の受験は認めない。ただし、履修手続は可能とする。

10. 懲戒の標準は、別表のとおりとする。

11. 科目等履修生等の懲戒

この申合せの規定は、学則第10章及び第12章に規定する科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生並びに大学院研究生の懲戒について準用する。

12. 大学院学生の懲戒

大学院学生の懲戒については、この申合せの規定を準用する。この場合において、以下のよう
に字句を読み替えるものとする。

- (1) 「学部教授会」を「研究科運営委員会等」
- (2) 「学部長」、「部局長（医学部長、歯学部長、教養部長をいう。以下同じ。）」及び部局長を「研究科長等」
- (3) 「試験」を「試験（単位認定を目的とした定期試験をいう。）」
- (4) 様式2 中、「東京医科歯科大学学則第58条」を「東京医科歯科大学大学院学則第60条の規定により準用する東京医科歯科大学学則第58条」

なお、この申合せにおける「大学院学生」には、大学院学則（平成16年4月1日規程第5号）第12章から第14章までに規定する聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生、科目等履修生を含むものとする。」

13. 守秘義務

学生の懲戒等に関する事項に関わった職員は、事実上知りえた情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

14. この申合せの改廃は、学生支援・保健管理機構運営委員会において行う。

附 則

この申合せは、平成20年2月8日から施行する。

附 則（平成24年2月24日制定）

- 1 この申合せは、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この申合せの施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成24年9月30日まで、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月21日制定）

この申合せは、平成28年10月21日から施行する。

附 則（平成30年2月20日制定）

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月13日制定）

この申合せは、平成30年12月13日から施行し、平成30年11月30日から適用する。

別表

懲戒の標準

・懲戒対象行為の標準的な例及び懲戒の種類は次の表のとおりとする。

懲戒対象行為の標準的な例	懲戒の種類
1. 試験における不正行為 (1) 代理（替玉）受験を行った場合又は行わせた場合 (2) 許可されていないノート及び参考書等を参照した場合 (3) 答案を交換した場合 (4) その他、試験において不正行為を行った場合 2. その他の懲戒対象行為 (1) 殺人、傷害、強盗、放火、誘拐、窃盗、痴漢等の犯罪 ① 殺人、傷害、強盗、強姦、放火、誘拐等の犯罪を行った場合 ② 窃盗、詐欺、恐喝等の犯罪を行った場合 ③ 痴漢（のぞき見、盗撮等を含む）を行った場合 (2) 交通事故・交通法規違反 ① 人身事故を伴う交通事故を起こした場合であって、次のいずれかに該当する場合であること （ア）ひき逃げ行為をしたとき （イ）その原因行為が飲酒運転、無免許運転、暴走運転等悪質なとき （ウ）被害者を死に至らしめたとき（過失がない場合を除く） ② 飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の重大な交通法規違反を犯した場合 (3) ハラスメント等行為 性的関係の強要、飲酒の強要、いじめや嫌がらせ、ストーカー行為を行った場合 (4) 社会的モラルを問われる行為 ① 未成年者の飲酒 ② 未成年者に飲酒を勧めた場合・容認した場合 ③ 喧嘩、酩酊、喧騒等により、警察等に通報されるなど迷惑をかける行為 ④ その他本学の名誉・信用を失墜させる行為 (5) 薬物犯罪 違法薬物の売買又はその仲介、違法薬物の自己使用等を行った場合 (6) 個人情報の漏えい 授業又は実習・研修等で知り得た、教職員、学生及び患者の個人情報を漏らした場合 ① 情報の漏えいが故意の場合 ② 情報の漏えいが過失の場合 (7) コンピュータ等の不正行為コンピュータ及びコンピュータネットワークの不正使用等並びにこれらを利用した不正行為 (8) 本学の教育・研究活動を妨げる不正行為 ① 研究成果作成の際に論文やデータの捏造を行った場合 ② 剽窃を行った場合 ③ 知的財産を喪失させる行為又は妨げる行為を行った場合	退学 停学 停学 停学又は訓告 退学 退学又は停学 停学又は訓告 退学又は停学 退学、停学又は訓告 退学、停学又は訓告 停学又は訓告 停学又は訓告 停学又は訓告 停学又は訓告 退学又は停学 退学又は停学 退学又は停学 退学、停学又は訓告 退学、停学又は訓告 停学又は訓告 停学又は訓告 退学、停学又は訓告 停学又は訓告 退学又は停学

④ 学生の学修、研究及び正当な活動並びに教職員の業務を暴力、威力等の不当な手段によって妨害した場合	退学又は停学
3. 再犯学生の懲戒 過去に懲戒を受けた学生が、再び懲戒対象行為を行った場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、各標準を超える重い懲戒を行うことがある。	

備考

- ・「標準的な例」に掲げられていない行為についても、懲戒の対象となる場合がある。
- ・「懲戒の種類」に掲げられていない種類の懲戒が課せられる場合もある。

懲戒に関する事実認定の報告書

1. 対象学生 ・ 学部（研究科） 学科（専攻） 課程・コース・学籍番号
・ 氏名 年 月 日生
・ 入学年月 年 月
・ 現住所 電話番号
2. 事件の経緯・概要
3. 学生の弁明
4. 審議経緯
5. その他参考資料等

記載要領

- 2 は、事件の経緯，概要，大学側の対応，事実の確認等について年月日順に記載する。
- 3 は、当該学生が行った弁明について，日時，場所，証拠，証人，補佐人の有無，内容等を記載する。
- 5 は，その他の必要事項又は参考資料があれば記載又は添付する。

様式 2

懲戒通知書

学 部 名 _____ 学籍番号 _____ 氏 名 _____

東京医科歯科大学学則第 5 8 条の規定により、下記のとおり懲戒する。

記

1. 懲戒の種類
2. 停学の期間（停学の場合）
3. 処分理由

交付日付 年 月 日

東京医科歯科大学長

印

この処分についての不服申立ては、東京医科歯科大学における学生の懲戒に関する申合せ 6. により、この説明を受領した日の翌日から起算して 1 4 日以内に、学長に対し書面をもってすることができる。

様式 3

停学解除通知書

学 部 名 _____ 学籍番号 _____ 氏 名 _____

東京医科歯科大学における学生の懲戒に関する申合せ 7 の規定により、

年 月 日付けで停学を解除する。

年 月 日

東京医科歯科大学長

印

告 示

東京医科歯科大学における学生の懲戒に関する申合せに基づき、次のとおり懲戒処分を行った。

1. 懲戒処分となった学生の学部等

(学部の場合は学科まで記載。大学院の場合は専攻まで記載。)

2. 処分内容

(退学の場合)

退 学

(停学の場合)

停 学 (有期停学の場合は期間)

(例: 年 月 日 ~ 年 月 日)

(訓告の場合)

訓 告

3. 処分理由

年 月 日

国立大学法人

東京医科歯科大学長

印

6. 学生周知事項

1) 連絡・通知

大学からの連絡・通知は掲示板への掲示又は大学のホームページ（トップページ → 「在学生の方」又は「学部・大学院」）により行います。

台風等の自然災害や交通機関運休に伴う授業の休講・試験の延長を決定した場合は、本学のホームページ（トップページ → 「学部・大学院」ニュース欄）に掲載します。

掲示板は 6 号館前大学院掲示板、1 号館西 1 階学務企画課前及び 5 号館 3 階学生支援事務室前です。見落としがないように十分注意して下さい。

学生への個別連絡は電話、電子メール又は郵送にて行います。

大学から緊急に連絡する必要があるが生じて連絡が取れないことがないように入学時と連絡先が変更になった際は、忘れずに届出てください。

2) 学生証

学生証は、本学の学生である旨を証明し、学内で名札として使用するとともに、IC カードとして学内出入口の解錠、出席登録等としても在学中使用しますので、紛失・破損等のないよう大切に取扱って下さい。

また、通学定期券の購入時等に提示を求められたときに提示できるよう、常に携帯するようにして下さい。

(1) 再交付

学生証を紛失又は破損等した場合は、速やかに学務企画課に申し出て、再交付の手続きをとって下さい。また、再交付を行う場合は、再交付にかかる費用を負担することとなりますので注意して下さい。

(2) 返却

修了、退学、除籍となった場合は、直ちに学生証を学務企画課に返却して下さい。なお、返却ができない場合は、再交付にかかる費用と同額を負担することとなりますので注意して下さい。

(3) 有効期限の更新

在学期間延長や長期履修により有効期間が経過した場合は、学生証の有効期限の更新が必要となりますので、学務企画課（TEL 5803-5074）に申し出てください。

3) 証明書等

証明書等は、学務企画課で発行するものと、自動発行機で発行するものがあります。

発行場所	種類	受付時間	問い合わせ先
自動発行機 5 号館 4 階 学生談話室	在学証明書（和文）	8:30-21:00 (発行には学生証が必要)	学務企画課企画調査係 TEL : 5803-5074
	学生旅客運賃割引証（学割）		
学務企画課※ 1 号館西 1 階	在学証明書（英文）	8:30-17:15	学務企画課大学院教務 第一係・第二係 TEL : 5803-4676・4534
	成績証明書（和文・英文）		
	修了見込証明書【修士・博士(前期)】 (和文・英文)		
	その他諸証明書（和文・英文）		
学務企画課※ 1 号館西 1 階	修了見込証明書【博士・博士（後期）】 (和文・英文)	8:30-17:15	学務企画課企画調査係 TEL : 5803-5074

※学務企画課発行の証明書の手続きについて

学務企画課発行の証明書を希望する場合は、「証明書交付願」を各窓口に提出して請求すること。なお、交付には和文で数日、英文で一週間程度を要する。

※修了生の証明書発行は、学務企画課で行っている。（発行している証明書：「修了証明書」「成績証明書」「単位修得証明書」「在学期間証明書」「学位授与証明書」等。）

郵送での申込みについて

自動発行機以外で発行している証明書に関しては、郵送で申込みことができる。その際は、「証明書交付願」と返信用封筒（角型 2 号）に 120 円切手貼付のうえ、請求すること。なお、郵送料が不足する場合は、郵便局からの請求に基づき支払うこと。

申込み先

〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45
東京医科歯科大学 学務企画課

4) 学生旅客運賃割引証（学割証）

- (1) 学生が課外活動又は帰省などで JR 線を利用する場合、乗車区間が片道 100km を超えるときに旅客運賃の割引（2 割）を受けることができます。

この制度は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とするものなので、計画的に使用して下さい。（年間使用限度：10 枚／人、有効期間：発行日から 3 ヶ月間）

- (2) 次に掲げる行為があったときは、普通運賃の 2 倍の追徴金を取られるばかりでなく、本学の全学生に対する学割証の発行が停止されることがありますので、乱用又は不正に使用することのないよう注意して下さい。

- ① 他人名義の学割証を使って乗車券を購入したとき
- ② 名義人が乗車券を購入し、これを他人に使用させたとき
- ③ 使用有効期間を経過したものを使用したとき

- (3) 学割証は、学生談話室（5 号館 4 階）に設置されている「自動発行機」にて発行します。

（利用時間：平日 8:30～21:00）

（問い合わせ先）学務企画課（TEL 5803-5074）

5) 住所・氏名等の変更

本人又は保証人の住所・本籍又は氏名等（電話番号を含む）に変更が生じた場合は、速やかに学務企画課大学院教務第一係・第二係に申し出て所定の手続きをとって下さい。

この手続きを怠った場合、大学から本人又は保証人に緊急に連絡する必要がある生じても連絡が取れないので注意して下さい。

提出・問い合わせ窓口

統合教育機構学務企画課大学院教務第一係・第二係（1 号館西 1 階）

届出用紙

	届出用紙	添付、提示書類
改姓した場合	改姓（名）届 学生証記載事項変更	改姓（名）を証明する書類を添付
本人・保証人が住所・本籍地を変更した場合	住所・本籍地変更届	住所・本籍地を変更したことを 証明する書類を添付
保証人を変更した場合	保証人変更届	なし

6) 研修・実習依頼

外部の研究機関等に研修・実習を希望する場合は、依頼希望日の2週間前まで（外国での場合には2ヶ月前まで）に学務企画課大学院教務第一係・第二係へ外部研修・実習届出書を提出してください。

7) 遺失物及び拾得物

学内での遺失物又は拾得物の届出は以下のとおりとなります。

- (1) 医学部内・・・・・・・・・・医学部総務課（3号館6階：TEL 5803-5096）
- (2) 歯学部内・・・・・・・・・・歯学部総務課（歯科棟南2階：TEL 5803-5406）
- (3) その他・・・・・・・・・・紛失及び拾得場所（建物）を管理する各事務部

8) 進路調査

大学院を修了（見込みを含む）する場合は、修了日（見込み日）1ヶ月前までに必ず進路届を学生支援事務室に提出して下さい。

（問い合わせ先）学生支援事務室（TEL 5803-5077）

9) 健康相談・メンタルヘルス相談

（保健管理センター：TEL 5803-5081、<http://www.tmd.ac.jp/hsc/index.html>）

保健管理センターは本学の学生・職員が心身共に健康な生活を送り、所期の目的を達成することができるよう、助言・助力することを目的としている施設です。必要に応じて医療機関への紹介状の発行も行っています。

(1) 健康相談・メンタルヘルス相談

- ① 健康相談は午前10時～12時30分、午後1時30分～3時30分に受け付けます。
- ② 医師の担当時間は、保健管理センターホームページで確認してください。
- ③ 時間外でも医師・保健師がいる場合は相談に応じます。
- ④ センターには自分で測定できる身長計、体重計、血圧計などが設置してあります。

(2) 健康診断

健康管理は自己責任ですので、詳しい日程・検査の種類等は保健管理センターホームページを確認してください。定期健康診断は学生の義務です。必ず受けてください。

- | | |
|--------------------------------|--------|
| ① 一般定期健康診断 | 5月 |
| ② B型肝炎抗原抗体検査 | 4月 |
| ③ 放射線業務従事者健康診断 | 4月、10月 |
| ④ その他 B型肝炎の予防接種、インフルエンザの予防接種 等 | |

(3) 健康診断証明書の発行

各種資格試験受験、病院研修申請、就職・進学などを目的として必要な健康診断証明書を発行しています。ただし、証明書の発行は定期健診を受診している方に限ります。

10) 学生相談

（学生・女性支援センター：<http://www.tmd.ac.jp/labs/gakuseihokenkikou/index.html>）

学生・女性支援センターは、本学の学生に対して、生活・修学・就職・メンタルヘルスやハラスメント、キャリアパスや学業（仕事）と家庭との両立に関することなど、キャンパスライフ全般に渡り、全学的に支援を行い、学生支援活動の充実を図ることを目的として設置されています。なお、本センターは男女問わずご利用いただけます。

下記のような問題、その他大学生活を送るうえで悩みや心配事が起きたときにご相談ください。

また、内容により担当が異なりますので、各ホームページをご参照ください。

＜学生生活全般に関すること＞ TEL：5803-4959

(http://www.tmd.ac.jp/cgi-bin/stdc/cms_reserv.cgi)

- ・生活に関する相談・・・家族の問題・経済的な問題・恋愛問題など
- ・修学に関する相談・・・勉強の進捗状況・進学・研究室の人間関係など
- ・就職に関する相談・・・卒業後の進路・就職活動など
- ・メンタルに関する相談・・・健康の問題・ストレス・心の問題・対人関係など
- ・ハラスメントに関する相談・・・アカデミックハラスメント・パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなど

＜キャリア支援や学業（仕事）と家庭との両立支援に関すること＞ TEL：5803-4921

(<http://www.tmd.ac.jp/ang/counsel/index.html>)

- ・今後の進路や生き方に関する相談
- ・妊娠・出産・育児との両立や保育園入園・介護に関する相談

☆個別相談時間：月～金 10:30～17:00

ご予約下さい。予約なしでも可能な限り対応します。

11) 院生ラウンジ

院生はM&Dタワー14階院生ラウンジを利用することができます。

＜利用時間＞ 8:00～21:00

- ＜注意事項＞
- ①利用後は整理整頓を行い、必ず原状復帰すること。
 - ②ゴミは各自の研究室に持ち帰り、責任を持って処分すること。同フロアに設置されている他の教室のゴミ箱に捨てないこと。
 - ③他の利用者に迷惑となる行為（大声で話す、長時間の睡眠をとる、遊具を持ち込む等）をしないこと。
 - ④私物を放置したままにしないこと。

12) その他

- (1) 個人宛の郵便物等には、必ず分野名の記載を相手方に周知してください。
- (2) 本学では、構内での交通規制が行われており、学生の車での通学は認められていませんので、注意して下さい。ただし、電車、バス等で通学することが困難な者については、申請に基づき許可することがあります。
- (3) 担当課
 - ① 教務事務・・・学務企画課大学院教務第一係・第二係
(1号館西1階：TEL 5803-4676、4679、4534)
 - ② 授業料の納入・・・財務企画課資金管理係
(1号館西3階：TEL 5803-5048)
 - ③ 奨学金・授業料免除・・・学生支援事務室
(5号館3階：TEL 5803-5077)

7. 諸手続きについて

各手続きに必要な本学指定の様式については、学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）もしくは本学ホームページより取得することができる。

本学ホームページ (<http://www.tmd.ac.jp/index.html>) → 「学部・大学院」 → 「大学院医歯学総合研究科」 → 「学務企画課」 → 「諸手続」

URL : http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/kyoumuka/index.html

1) 休学

病気その他の事由により、引き続き3ヶ月以上就学できない場合は下記の手続きにより休学もしくは休学延長することができる。なお、休学期間は通算して2年を超えることはできない。また、休学期間は在学期間に算入しないものとする。

提出・問い合わせ窓口

学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）

提出書類

・休学願または休学延長願（本学指定様式）

※開始日は原則として、月初めとする

※病気療養を理由とする場合は、医師の診断書を添付すること

提出期限

休学を希望する前々月の20日まで

2) 復学

休学している学生が、休学期間途中もしくは休学期間満了時に復学を希望する場合は、下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）

提出書類

・復学願（本学指定様式）

※病気療養を理由に休学した場合は、医師の診断書を添付すること。また、保健管理センターの受診が必要になるので、事前に申し出ること。

提出期限

復学を希望する前々月の20日まで

3) 退学

病気その他の事由により、学業を継続することが困難となり、退学しようとする場合は、下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）

提出書類

・退学願（本学指定様式）

提出期限

退学を希望する前月の20日まで

4) 研究指導委託

他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院（以下「他機関」という。）において研究指導を受けたい場合は、先方とあらかじめ協議したうえで下記の手続きを行わなければならない。なお、申請期間は年度を超えることができない。翌年度も引き続き研究指導を受ける場合は、1月末までに再度申請をすること。

なお、修士課程在学者が研究指導委託できる期間は、最大1年間である。

提出・問い合わせ窓口

学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）

提出書類

・研究指導委託申請書（本学指定様式）

※開始日は原則として、月初めとする

提出期限

研究指導委託希望日の3ヶ月前の20日まで

※研究指導委託に伴う実習用定期の申請について

研究指導委託申請の承認後、他機関に通学することになった場合は、申請により実習用定期を購入することができる。

提出・問い合わせ窓口

学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）

提出書類

実習用通学定期乗車券申込書（本学指定様式）

提出期限

2ヶ月前まで（鉄道会社の許可を得るのに1ヶ月程度要する）

5) 留学

外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関において修学する場合は、先方とあらかじめ協議のうえで下記の手続きを行わなければならない。

留学期間に制限があるので、必ず事前に問い合わせること。

提出・問い合わせ窓口

学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）

提出書類

- ・留学願（本学指定様式）
- ・指導教員の理由書（書式自由）
- ・相手先の受入承諾書等の書類（写し）
- ・相手先の受入承諾書等の書類の和訳
- ・滞在保証書
- ・TOEIC、TOEFL等のスコア（英語能力が分かるもの）
- ・海外保険加入証（写し）

提出期限

留学希望日の前々月の20日まで

【留学期間を変更したい場合】

提出・問い合わせ窓口

学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）

提出書類

- ・留学期間変更願（本学指定様式）
- ・留学期間変更に係る文書（写し）
- ・留学期間変更に係る文書の和訳
- ・留学許可書（写し）

提出期限

留学期間変更希望日の3ヶ月前の20日まで

6) 在学期間延長

標準修業年限を超えて在学（休学期間を除く）しようとする者は、下記の手続きを行わなければならない。なお、在学期間は標準修業年限の2倍（下表参照）まで延長することができる。

研究科	課程	専攻	年数
医歯学総合研究科	修士課程	医歯理工保健学専攻（医療管理学コースを除く）	4年
		医療管理学コース	2年
	博士課程	医歯学専攻	8年
		生命理工医療科学専攻	6年
保健衛生学研究科	一貫制博士課程	看護先進科学専攻 共同災害看護学専攻	10年

なお、在学期間に休学期間は含めない。

提出・問い合わせ窓口

学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）

提出書類

- ・在学期間延長願（本学指定様式）

提出期限

- ・在学期間満了日の前々月の20日まで

7) 専攻分野変更

在学中に研究内容に変更が生じた等の理由で、所属研究分野の変更を希望する場合は、下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）

提出書類

- ・専攻分野変更願（本学指定様式）

提出期限

変更希望日の前々月の20日まで

8) 在学コース変更

在学中に職に就いた場合、もしくは社会人コースで入学したがその事由が消滅した場合は下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）

提出書類

- ・在学コース変更願（本学指定様式）

※「一般コース」から「社会人コース」への変更を希望する場合は下記も添付すること

9) 転学

- ・勤務先の承諾書（本学指定様式）
- ・指導教員の承諾理由書（書式自由）

提出期限

変更希望日の前々月の20日まで

他大学への転学するための転入学試験を受験する場合は下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）

提出書類

- ・転入学試験受験承諾書請求願（本学指定様式）

提出期限

受験日の3ヶ月前の20日まで

転入学試験受験の結果、合格した場合は下記の手続きを行わなければならない。

提出書類

- ・転学願（本学指定様式）
- ・合格通知書の写し

提出期限

転入学日の3ヶ月前の20日まで

10) 死亡

学生本人が死亡した場合、保証人は速やかに下記手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）

提出書類

- ・死亡届（本学指定様式）

11) 履修取消

登録済みの科目のうち、履修を継続しない科目の取消しを行う場合は、下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

学務企画課大学院教務第一係・第二係（1号館西1階）

提出書類

- ・履修登録科目取消願（本学指定様式）

提出期限

- ・博士課程歯学系専攻に所属の学生

前期開講科目については、5月31日まで

後期開講科目、通年開講科目及び複数年開講科目については、11月30日まで

集中講義については、当該科目の履修期間内まで

【注意】

上記の諸手続きは「履修取消」を除き全て研究科運営委員会付議事項であるため、**提出期限は厳守**のこと。期限を過ぎての提出は、希望日以降の許可となる。

8月は研究科運営委員会が開催されないため、9月から希望する学生は、上記の提出期限の更に1ヵ月前までに届け出ること。

研究科長	副研究科長	事務部長	課長	副課長	係長	係員
専	専	専	専	専		

履修登録科目取消願

Request of Cancelling Registered Subject

年 月 日
Year Month Date

大学院 医歯学総合 研究科長 殿

To: Dean, Graduate School of Graduate School of Medical and Dental Sciences

年度入学 第 学年
Admitted Yr. Academic Yr.

☐ 修士課程 Master's Program ☐ 博士課程 Doctoral Program

☐ 博士（前期）課程 ☐ 博士（後期）課程

（Dept. 分野）

学籍番号 (ID No.) 第 号

氏名 (Name) 印

携帯電話番号 (Mobile) — —

E-Mail @

下記のとおり、履修登録を取り消したいのでお届けいたします。

This is to request cancellation of registered subject as follows.

記

1. 科目名 Subject	
2. 担当教員名 Instructor	
3. 科目コード Subject Code	

受付日・印

年 月 日受付

研究科長	副研究科長	事務部長	課長	副課長	係長	係員
専	専	専	専	専		

授 業 欠 席 届

年 月 日

大学院

研究科長 殿

_____ 年度入学 第 _____ 学年

☐ 修士課程 ☐ 博士課程
☐ 博士（前期）課程 ☐ 博士（後期）課程
 （ _____ 分野）

学 籍 番 号 第 号

氏 名 _____ ⑩

携帯電話番号 _____ — _____

E-M a i l _____ @ _____

下記のとおり、授業を _____ 欠席します _____ のでお届けいたします。
 _____ 欠席しました

記

1. 欠席期間 自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 （ _____ 限）
 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日 （ _____ 限）

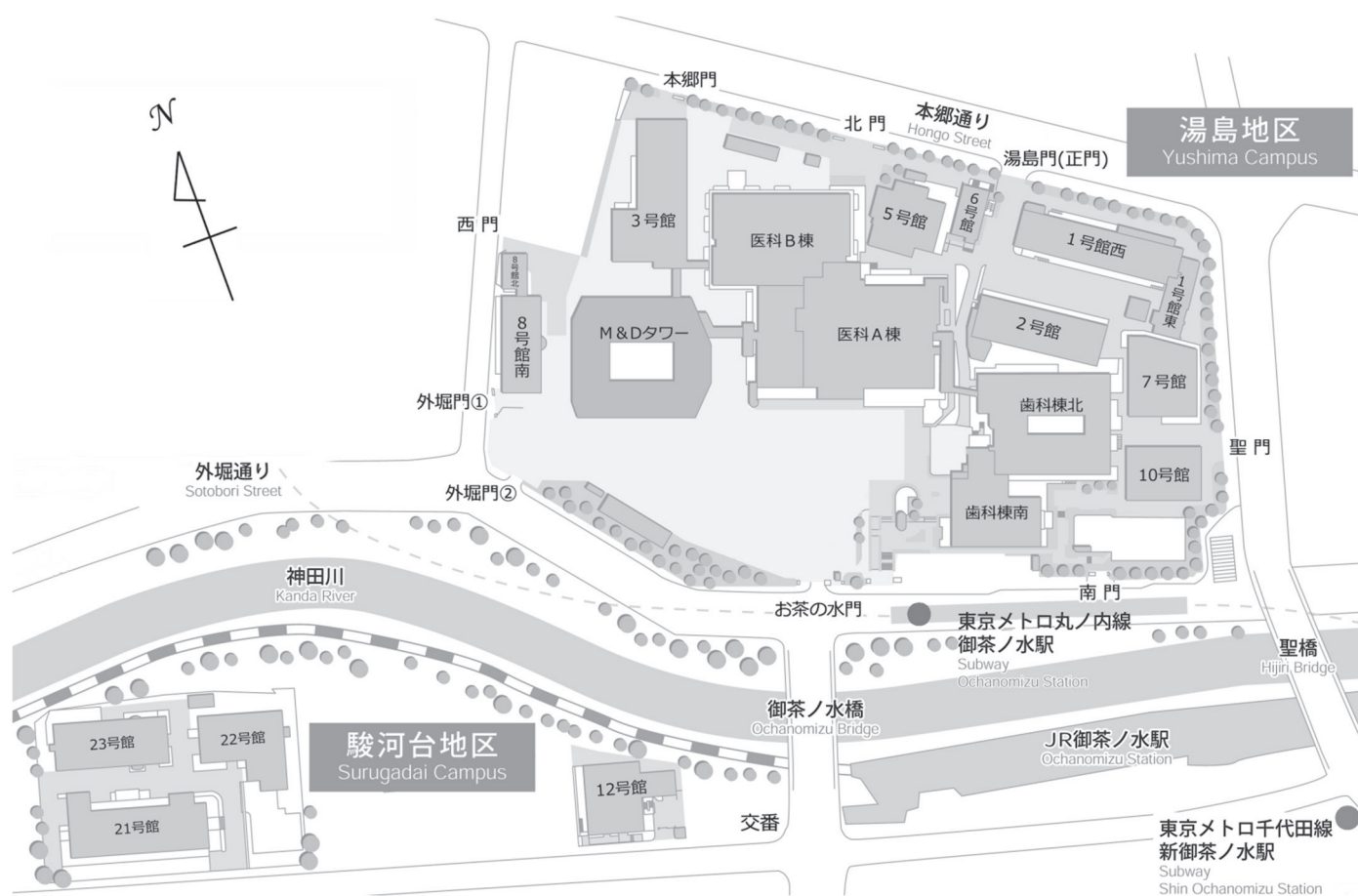
2. 欠席科目

3. 欠席理由

8. 学内主要施設

施設名	所在地	内線番号
学 生 支 援 事 務 室	5号館3階	5077
学 務 企 画 課	1号館西1階	5074(企画調査係) 4676,4679,4534(大学院教務)
入 試 課	1号館西1階	4924
財 務 企 画 課 資 金 管 理 係	1号館西3階	5042
図 書 館	M&Dタワー3階	5592
保 健 管 理 セ ン タ ー	5号館2階	5081
談話室(証明書自動発行機)	5号館4階	—
生活協同組合 食堂・売店	5号館1階・地下1階	—
リサーチコアセンター	8号館北・南	5788

9. 校内案内図



[illegible]

-

